

新	旧
<p>(表紙)</p> <p>向日市歴史的風致維持向上計画</p> <p>平成30年8月 京都府向日市</p>	<p>(表紙)</p> <p>向日市歴史的風致維持向上計画</p> <p>平成27年1月申請 平成27年3月変更 京都府向日市</p>

■新旧対照表

新	旧																																																																																																																
<p>(目次-1)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">目 次</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">序章 向日市の歴史的風致維持向上計画の取組について（策定にあたって）</td> </tr> <tr> <td>1 計画策定の目的</td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> <tr> <td>2 計画期間</td> <td style="text-align: right;">2</td> </tr> <tr> <td>3 計画策定の体制と経緯</td> <td style="text-align: right;">2</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">第1章 向日市の歴史的風致形成の背景</td> </tr> <tr> <td>第1節 自然と風土（地理的環境、気象）</td> <td style="text-align: right;">6</td> </tr> <tr> <td>第2節 社会環境（人口、交通、産業、観光）</td> <td style="text-align: right;">12</td> </tr> <tr> <td>第3節 向日市が歩んだ歴史</td> <td style="text-align: right;">25</td> </tr> <tr> <td>第4節 向日市の文化財と文化活動</td> <td style="text-align: right;">38</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">第2章 向日市の維持向上すべき歴史的風致</td> </tr> <tr> <td>向日市の維持向上すべき歴史的風致の方針</td> <td style="text-align: right;">55</td> </tr> <tr> <td>第1節 向日神社に係る歴史的風致（神社と各種祭礼）</td> <td style="text-align: right;">57</td> </tr> <tr> <td>第2節 史跡長岡宮跡に係る歴史的風致（史跡長岡宮跡と大極殿祭）</td> <td style="text-align: right;">94</td> </tr> <tr> <td>第3節 古代の街道に係る歴史的風致（説法石と題目額）</td> <td style="text-align: right;">119</td> </tr> <tr> <td>第4節 用水・ため池と条里制水田に係る歴史的風致</td> <td style="text-align: right;">143</td> </tr> <tr> <td>第5節 竹林とタケノコ栽培に係る歴史的風致</td> <td style="text-align: right;">163</td> </tr> <tr> <td>第6節 鉄道と住宅地開発に係る歴史的風致</td> <td style="text-align: right;">183</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">第3章 歴史的風致維持向上に関する方針</td> </tr> <tr> <td>第1節 歴史的風致維持向上に関する課題</td> <td style="text-align: right;">205</td> </tr> <tr> <td>第2節 総合計画などの上位計画と関連計画における歴史的風致維持向上計画の位置付け</td> <td style="text-align: right;">210</td> </tr> <tr> <td>第3節 歴史的風致維持向上に関する基本方針</td> <td style="text-align: right;">220</td> </tr> <tr> <td>第4節 計画実現のための体制</td> <td style="text-align: right;">222</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">第4章 重点区域の位置、範囲</td> </tr> <tr> <td>第1節 重点区域設定の考え方</td> <td style="text-align: right;">223</td> </tr> <tr> <td>第2節 重点区域の位置、範囲</td> <td style="text-align: right;">226</td> </tr> <tr> <td>第3節 重点区域の歴史的風致の維持および向上による効果</td> <td style="text-align: right;">227</td> </tr> <tr> <td>第4節 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携</td> <td style="text-align: right;">227</td> </tr> </tbody> </table>	目 次		序章 向日市の歴史的風致維持向上計画の取組について（策定にあたって）		1 計画策定の目的	1	2 計画期間	2	3 計画策定の体制と経緯	2	第1章 向日市の歴史的風致形成の背景		第1節 自然と風土（地理的環境、気象）	6	第2節 社会環境（人口、交通、産業、観光）	12	第3節 向日市が歩んだ歴史	25	第4節 向日市の文化財と文化活動	38	第2章 向日市の維持向上すべき歴史的風致		向日市の維持向上すべき歴史的風致の方針	55	第1節 向日神社に係る歴史的風致（神社と各種祭礼）	57	第2節 史跡長岡宮跡に係る歴史的風致（史跡長岡宮跡と大極殿祭）	94	第3節 古代の街道に係る歴史的風致（説法石と題目額）	119	第4節 用水・ため池と条里制水田に係る歴史的風致	143	第5節 竹林とタケノコ栽培に係る歴史的風致	163	第6節 鉄道と住宅地開発に係る歴史的風致	183	第3章 歴史的風致維持向上に関する方針		第1節 歴史的風致維持向上に関する課題	205	第2節 総合計画などの上位計画と関連計画における歴史的風致維持向上計画の位置付け	210	第3節 歴史的風致維持向上に関する基本方針	220	第4節 計画実現のための体制	222	第4章 重点区域の位置、範囲		第1節 重点区域設定の考え方	223	第2節 重点区域の位置、範囲	226	第3節 重点区域の歴史的風致の維持および向上による効果	227	第4節 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携	227	<p>(目次-1)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">目 次</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">序章 向日市の歴史的風致維持向上計画の取組について（策定にあたって）</td> </tr> <tr> <td>1 計画策定の目的</td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> <tr> <td>2 計画期間</td> <td style="text-align: right;">2</td> </tr> <tr> <td>3 計画策定の体制と経緯</td> <td style="text-align: right;">2</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">第1章 向日市の歴史的風致形成の背景</td> </tr> <tr> <td>第1節 自然と風土（地理的環境、気象）</td> <td style="text-align: right;">6</td> </tr> <tr> <td>第2節 社会環境（人口、交通、産業、観光）</td> <td style="text-align: right;">12</td> </tr> <tr> <td>第3節 向日市が歩んだ歴史</td> <td style="text-align: right;">25</td> </tr> <tr> <td>第4節 向日市の文化財と文化活動</td> <td style="text-align: right;">38</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">第2章 向日市の維持向上すべき歴史的風致</td> </tr> <tr> <td>向日市の維持向上すべき歴史的風致の方針</td> <td style="text-align: right;">55</td> </tr> <tr> <td>第1節 向日神社に係る歴史的風致（神社と各種祭礼）</td> <td style="text-align: right;">57</td> </tr> <tr> <td>第2節 史跡長岡宮跡に係る歴史的風致（史跡長岡宮跡と大極殿祭）</td> <td style="text-align: right;">94</td> </tr> <tr> <td>第3節 古代の街道に係る歴史的風致（説法石と題目額）</td> <td style="text-align: right;">119</td> </tr> <tr> <td>第4節 用水・ため池と条里制水田に係る歴史的風致</td> <td style="text-align: right;">143</td> </tr> <tr> <td>第5節 竹林とタケノコ栽培に係る歴史的風致</td> <td style="text-align: right;">163</td> </tr> <tr> <td>第6節 鉄道と住宅地開発に係る歴史的風致</td> <td style="text-align: right;">183</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">第3章 歴史的風致維持向上に関する方針</td> </tr> <tr> <td>第1節 歴史的風致維持向上に関する課題</td> <td style="text-align: right;">205</td> </tr> <tr> <td>第2節 総合計画などの上位計画と関連計画における歴史的風致維持向上計画の位置付け</td> <td style="text-align: right;">210</td> </tr> <tr> <td>第3節 歴史的風致維持向上に関する基本方針</td> <td style="text-align: right;">220</td> </tr> <tr> <td>第4節 計画実現のための体制</td> <td style="text-align: right;">222</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">第4章 重点区域の位置、範囲</td> </tr> <tr> <td>第1節 重点区域設定の考え方</td> <td style="text-align: right;">223</td> </tr> <tr> <td>第2節 重点区域の位置、範囲</td> <td style="text-align: right;">226</td> </tr> <tr> <td>第3節 重点区域の歴史的風致の維持および向上による効果</td> <td style="text-align: right;">227</td> </tr> <tr> <td>第4節 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携</td> <td style="text-align: right;">227</td> </tr> </tbody> </table>	目 次		序章 向日市の歴史的風致維持向上計画の取組について（策定にあたって）		1 計画策定の目的	1	2 計画期間	2	3 計画策定の体制と経緯	2	第1章 向日市の歴史的風致形成の背景		第1節 自然と風土（地理的環境、気象）	6	第2節 社会環境（人口、交通、産業、観光）	12	第3節 向日市が歩んだ歴史	25	第4節 向日市の文化財と文化活動	38	第2章 向日市の維持向上すべき歴史的風致		向日市の維持向上すべき歴史的風致の方針	55	第1節 向日神社に係る歴史的風致（神社と各種祭礼）	57	第2節 史跡長岡宮跡に係る歴史的風致（史跡長岡宮跡と大極殿祭）	94	第3節 古代の街道に係る歴史的風致（説法石と題目額）	119	第4節 用水・ため池と条里制水田に係る歴史的風致	143	第5節 竹林とタケノコ栽培に係る歴史的風致	163	第6節 鉄道と住宅地開発に係る歴史的風致	183	第3章 歴史的風致維持向上に関する方針		第1節 歴史的風致維持向上に関する課題	205	第2節 総合計画などの上位計画と関連計画における歴史的風致維持向上計画の位置付け	210	第3節 歴史的風致維持向上に関する基本方針	220	第4節 計画実現のための体制	222	第4章 重点区域の位置、範囲		第1節 重点区域設定の考え方	223	第2節 重点区域の位置、範囲	226	第3節 重点区域の歴史的風致の維持および向上による効果	227	第4節 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携	227
目 次																																																																																																																	
序章 向日市の歴史的風致維持向上計画の取組について（策定にあたって）																																																																																																																	
1 計画策定の目的	1																																																																																																																
2 計画期間	2																																																																																																																
3 計画策定の体制と経緯	2																																																																																																																
第1章 向日市の歴史的風致形成の背景																																																																																																																	
第1節 自然と風土（地理的環境、気象）	6																																																																																																																
第2節 社会環境（人口、交通、産業、観光）	12																																																																																																																
第3節 向日市が歩んだ歴史	25																																																																																																																
第4節 向日市の文化財と文化活動	38																																																																																																																
第2章 向日市の維持向上すべき歴史的風致																																																																																																																	
向日市の維持向上すべき歴史的風致の方針	55																																																																																																																
第1節 向日神社に係る歴史的風致（神社と各種祭礼）	57																																																																																																																
第2節 史跡長岡宮跡に係る歴史的風致（史跡長岡宮跡と大極殿祭）	94																																																																																																																
第3節 古代の街道に係る歴史的風致（説法石と題目額）	119																																																																																																																
第4節 用水・ため池と条里制水田に係る歴史的風致	143																																																																																																																
第5節 竹林とタケノコ栽培に係る歴史的風致	163																																																																																																																
第6節 鉄道と住宅地開発に係る歴史的風致	183																																																																																																																
第3章 歴史的風致維持向上に関する方針																																																																																																																	
第1節 歴史的風致維持向上に関する課題	205																																																																																																																
第2節 総合計画などの上位計画と関連計画における歴史的風致維持向上計画の位置付け	210																																																																																																																
第3節 歴史的風致維持向上に関する基本方針	220																																																																																																																
第4節 計画実現のための体制	222																																																																																																																
第4章 重点区域の位置、範囲																																																																																																																	
第1節 重点区域設定の考え方	223																																																																																																																
第2節 重点区域の位置、範囲	226																																																																																																																
第3節 重点区域の歴史的風致の維持および向上による効果	227																																																																																																																
第4節 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携	227																																																																																																																
目 次																																																																																																																	
序章 向日市の歴史的風致維持向上計画の取組について（策定にあたって）																																																																																																																	
1 計画策定の目的	1																																																																																																																
2 計画期間	2																																																																																																																
3 計画策定の体制と経緯	2																																																																																																																
第1章 向日市の歴史的風致形成の背景																																																																																																																	
第1節 自然と風土（地理的環境、気象）	6																																																																																																																
第2節 社会環境（人口、交通、産業、観光）	12																																																																																																																
第3節 向日市が歩んだ歴史	25																																																																																																																
第4節 向日市の文化財と文化活動	38																																																																																																																
第2章 向日市の維持向上すべき歴史的風致																																																																																																																	
向日市の維持向上すべき歴史的風致の方針	55																																																																																																																
第1節 向日神社に係る歴史的風致（神社と各種祭礼）	57																																																																																																																
第2節 史跡長岡宮跡に係る歴史的風致（史跡長岡宮跡と大極殿祭）	94																																																																																																																
第3節 古代の街道に係る歴史的風致（説法石と題目額）	119																																																																																																																
第4節 用水・ため池と条里制水田に係る歴史的風致	143																																																																																																																
第5節 竹林とタケノコ栽培に係る歴史的風致	163																																																																																																																
第6節 鉄道と住宅地開発に係る歴史的風致	183																																																																																																																
第3章 歴史的風致維持向上に関する方針																																																																																																																	
第1節 歴史的風致維持向上に関する課題	205																																																																																																																
第2節 総合計画などの上位計画と関連計画における歴史的風致維持向上計画の位置付け	210																																																																																																																
第3節 歴史的風致維持向上に関する基本方針	220																																																																																																																
第4節 計画実現のための体制	222																																																																																																																
第4章 重点区域の位置、範囲																																																																																																																	
第1節 重点区域設定の考え方	223																																																																																																																
第2節 重点区域の位置、範囲	226																																																																																																																
第3節 重点区域の歴史的風致の維持および向上による効果	227																																																																																																																
第4節 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携	227																																																																																																																

■新旧対照表

新	旧
(目次-2)	(目次-2)
第5章 歴史文化遺産の保護と活用に関する事項	第5章 歴史文化遺産の保護と活用に関する事項
第1節 文化財の保存・活用の現状と今後の方針、具体的な計画 236	第1節 文化財の保存・活用の現状と今後の方針、具体的な計画 236
第2節 文化財の修理（整備）に関する方針、具体的な計画 237	第2節 文化財の修理（整備）に関する方針、具体的な計画 237
第3節 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針、具体的な計画 238	第3節 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針、具体的な計画 238
第4節 文化財の周辺環境の保全に関する方針、具体的な計画 240	第4節 文化財の周辺環境の保全に関する方針、具体的な計画 240
第5節 文化財の防災・防犯に関する方針、具体的な計画 242	第5節 文化財の防災・防犯に関する方針、具体的な計画 242
第6節 文化財の保存・活用の普及・啓発に関する方針、具体的な計画 243	第6節 文化財の保存・活用の普及・啓発に関する方針、具体的な計画 243
第7節 埋蔵文化財の取扱いに関する方針、具体的な計画 245	第7節 埋蔵文化財の取扱いに関する方針、具体的な計画 245
第8節 文化財の保存・活用に係る体制に関する方針 246	第8節 文化財の保存・活用に係る体制に関する方針 246
第9節 文化財の保存・活用に関わる住民、各種団体に関する方針、具体的な計画 246	第9節 文化財の保存・活用に関わる住民、各種団体に関する方針、具体的な計画 246
第6章 歴史的風致の維持向上に必要な事項	第6章 歴史的風致の維持向上に必要な事項
第1節 歴史的風致維持向上施設の整備、管理に関する基本的な考え方 247	第1節 歴史的風致維持向上施設の整備、管理に関する基本的な考え方 247
第2節 歴史的風致維持向上施設の整備、管理に関する事業 250	第2節 歴史的風致維持向上施設の整備、管理に関する事業 250
第7章 歴史的風致形成建造物に関する事項	第7章 歴史的風致形成建造物に関する事項
第1節 歴史的風致形成建造物の指定の方針 274	第1節 歴史的風致形成建造物の指定の方針 274
第2節 歴史的風致形成建造物の管理の指針 274	第2節 歴史的風致形成建造物の管理の指針 274
第3節 歴史的風致形成建造物の候補 276	第3節 歴史的風致形成建造物の候補 276
参考資料	参考資料
資料1 国・府・市指定文化財等一覧 参考-1	資料1 国・府・市指定文化財等一覧 参考-1
資料2 主な参考文献 参考-6	資料2 主な参考文献 参考-5
資料3 向日市の歴史的風致に関する年表 参考-8	資料3 向日市の歴史的風致に関する年表 参考-7

■新旧対照表

新	旧
<p>(P2) 史文化を守り育てていこうという、まちづくりの姿勢を発信していく絶好の機会と考えている。</p> <p>今回、この機会を有効に活かすため、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号。以下『歴史まちづくり法』という。）」に基づき「向日市歴史的風致維持向上計画」を策定するものである。</p> <p>本計画を歴史・文化を生かしたまちづくりの指針として、中長期的な視点を持って、さまざまな取組みを総合的に実施することにより、本市固有の歴史的風致を守り育て、未来へと引き継ぐものとする。また、第5次向日市総合計画で掲げている将来都市像「活力とやすらぎのあるまち みんなでつくる7.67向日」の実現を目指すとともに、将来の子孫のためにも、70年後の長岡京遷都1300年に向けた礎を次世代に残すものとする。</p> <p>2 計画期間 本計画の期間は、平成27年度（2015）から平成36年度（2024）までの10年間とする。</p> <p>3 計画策定の体制と経緯 本計画は、学識経験者、重要文化財などの関係者、地元関係団体、行政（国、府、市）による「向日市歴史的風致維持向上協議会」（法定協議会）での意見を踏まえ、関係機関（国、府）の助言などを受けるとともに、市民意見募集（パブリックコメント）の結果や関係委員会などの意見をうかがいながら、向日市市長公室企画調整課、建設産業部都市計画課および教育部文化財調査事務所が主となって策定した。</p> <p>なお、計画策定過程では、本計画に関連する関係各課で構成する「向日市歴史まちづくり庁内推進会議」を設置して検討、調整を行うとともに、作業部会として、庁内横断的な若手職員で構成する「歴史・文化のまちづくり庁内勉強会」を開催し、本計画の内容協議や関連事業の情報収集・調整などを行った。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="271 916 611 1102">  <p>写真序-1 歴史的風致維持向上協議会</p> </div> <div data-bbox="669 916 1021 1102">  <p>写真序-2 歴史的風致維持向上協議会</p> </div> <div data-bbox="271 1142 611 1329">  <p>写真序-3 歴史まちづくり庁内推進会議</p> </div> <div data-bbox="669 1142 1021 1329">  <p>写真序-4 歴史まちづくり庁内勉強会</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">2</p>	<p>(P2) 史文化を守り育てていこうという、まちづくりの姿勢を発信していく絶好の機会と考えている。</p> <p>今回、この機会を有効に活かすため、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号。以下『歴史まちづくり法』という。）」に基づき「向日市歴史的風致維持向上計画」を策定するものである。</p> <p>本計画を歴史・文化を生かしたまちづくりの指針として、中長期的な視点を持って、さまざまな取組みを総合的に実施することにより、本市固有の歴史的風致を守り育て、未来へと引き継ぎ、第5次向日市総合計画で掲げている将来都市像「活力とやすらぎのあるまち みんなでつくる7.67向日」の実現を目指すとともに、将来の子孫のためにも、70年後の長岡京遷都1300年に向けた礎を次世代に残すものとする。</p> <p>2 計画期間 本計画の期間は、平成27年度（2015）から平成36年度（2024）までの10年間とする。</p> <p>3 計画策定の体制と経緯 本計画は、学識経験者、重要文化財などの関係者、地元関係団体、行政（国、府、市）による「向日市歴史的風致維持向上協議会」（法定協議会）での意見を踏まえ、関係機関（国、府）の助言などを受けるとともに、市民意見募集（パブリックコメント）の結果や関係委員会などの意見をうかがいながら、向日市市長公室企画調整課、建設産業部都市計画課および教育部文化財調査事務所が主となって策定した。</p> <p>なお、計画策定過程では、本計画に関連する関係各課で構成する「向日市歴史まちづくり庁内推進会議」を設置して検討、調整を行うとともに、作業部会として、庁内横断的な若手職員で構成する「歴史・文化のまちづくり庁内勉強会」を開催し、本計画の内容協議や関連事業の情報収集・調整などを行った。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="1211 916 1563 1102">  <p>写真序-1 歴史的風致維持向上協議会</p> </div> <div data-bbox="1621 916 1973 1102">  <p>写真序-2 歴史的風致維持向上協議会</p> </div> <div data-bbox="1211 1142 1563 1329">  <p>写真序-3 歴史まちづくり庁内推進会議</p> </div> <div data-bbox="1621 1142 1973 1329">  <p>写真序-4 歴史まちづくり庁内勉強会</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">2</p>

■新旧対照表

新

(P4)

向日市歴史的風致維持向上協議会委員一覧

役職	氏名	所属など	備考
会長	高木博志	京都大学人文科学研究所長	学識経験者
副会長	神吉紀世子	京都大学大学院工学研究科教授	
委員	船一併一彰	大阪大学名誉教授	
	高久 隆之介	同志社大学名誉教授	
	小谷 昌弘	公益財団法人京都府歴史文化財調査研究センター事務局長	
	中村 尚夫	寺戸町連合自治会会長	関係団体など
	西川 克己	大規模遺跡保存協賛会会長	
	大塚 正洋	向日市観光協会会長	
	六人部 美恵子	向日神社総務長	行政機関
	川上 卓也	京都府選挙事務所所長	
	磯野 浩光	京都府教育庁府民部学事文化財保護課長	
	水口 剛	京都府の課上本事務所長	
	松下 達也	京都府山城川流域興利課調整室長	
	向日市総務部長		
	向日市建設部長		
向日市教育部長			

※ オブザーバーとして、近畿地方整備局建設部計画管理課および京都府総務部自治振興課が参加

向日市歴史まちづくり庁内推進会議委員一覧

役職	氏名	所属など
委員長	稲森 謙	
副委員長	ふらさと 創生推進課副課長	
委員	ふらさと 創生推進課副課長	
	総務部財務課長	
	建設産業部都市計画課長	
	建設産業部公営交通課長	
	建設部道路整備課長	
	教育部文化財調査事務所長	
教育部文化資料館長		

旧

(P4)

向日市歴史的風致維持向上協議会委員一覧

役職	氏名	所属など	備考
会長	藤田 修	大阪大学名誉教授	学識経験者
副会長	神吉 紀世子	京都大学大学院工学研究科教授	
委員	高久 隆之介	京都府大学教授	
	高木 博志	京都大学人文科学研究所教授	
	小谷 昌弘	公益財団法人京都府歴史文化財調査研究センター事務局長	
	中村 尚夫	寺戸町連合自治会会長	関係団体など
	嶋田 善久	大規模遺跡保存協賛会会長	
	大塚 正洋	向日市観光協会会長	
	六人部 美恵子	向日神社総務長	行政機関
	一井 博文	京都府選挙事務所副所長	
	小林 繁彦	京都府建設交通部都市計画課長	
	磯野 浩光	京都府教育庁府民部文化財保護課長	
	物部 午幸	向日市総務部長	
	大野 勘一郎	向日市建設産業部長	
	野田 研二	向日市教育部長	

※ オブザーバーとして、近畿地方整備局建設部景観管理課および京都府総務部自治振興課が参加

向日市歴史まちづくり庁内推進会議委員一覧

役職	氏名	所属など
委員長	物部 午幸	総務部長
副委員長	水口 卓之	市長公室次長兼秘書次長補課長
委員	小田 芳弘	市民生活部次長兼市民参画課長
	辻川 明徳	総務部財政課担当課長
	藤嶋 敏之	建設産業部都市計画課長
	長谷川 博之	建設産業部公園緑地課長
	荻原 幸江	建設産業部道路整備課担当課長
	藤辺 博	教育部文化財調査事務所長
玉城 玲子	教育部文化資料館長	

■新旧対照表

新	旧																																																										
<p>(P5) 向日市歴史的風致維持向上計画策定の検討経過一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">実施期日</th> <th style="text-align: center;">種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成 26 年 6 月 18 日</td><td>平成 26 年度第 1 回向日市歴史まちづくり庁内推進会議</td></tr> <tr><td>平成 26 年 7 月 4 日</td><td>平成 26 年度第 2 回向日市歴史まちづくり庁内推進会議</td></tr> <tr><td>平成 26 年 7 月 23 日</td><td>平成 26 年度第 1 回向日市歴史的風致維持向上協議会</td></tr> <tr><td>平成 26 年 8 月 11 日</td><td>平成 26 年度第 3 回向日市歴史まちづくり庁内推進会議</td></tr> <tr><td>平成 26 年 9 月 12 日</td><td>平成 26 年度第 4 回向日市歴史まちづくり庁内推進会議</td></tr> <tr><td>平成 26 年 10 月 21 日</td><td>平成 26 年度第 5 回向日市歴史まちづくり庁内推進会議</td></tr> <tr><td>平成 26 年 11 月 11 日</td><td>平成 26 年度第 2 回向日市歴史的風致維持向上協議会</td></tr> <tr><td>平成 26 年 12 月 12 日～12 月 25 日</td><td>パブリックコメント実施</td></tr> <tr><td>平成 27 年 1 月 21 日</td><td>向日市歴史的風致維持向上計画認定申請</td></tr> <tr><td>平成 27 年 2 月 23 日</td><td>向日市歴史的風致維持向上計画 認定</td></tr> <tr><td>平成 27 年 3 月 24 日</td><td>向日市歴史的風致維持向上計画 軽微な変更届付</td></tr> <tr><td>平成 27 年 11 月 6 日</td><td>平成 27 年度第 1 回向日市歴史的風致維持向上協議会</td></tr> <tr><td>平成 28 年 6 月 3 日</td><td>平成 28 年度第 1 回向日市歴史的風致維持向上協議会</td></tr> <tr><td>平成 28 年 3 月 24 日</td><td>平成 28 年度第 2 回向日市歴史的風致維持向上協議会</td></tr> <tr><td>平成 29 年 2 月 19 日</td><td>平成 29 年度第 1 回向日市歴史的風致維持向上協議会</td></tr> <tr><td>平成 30 年 8 月 31 日</td><td>向日市歴史的風致維持向上計画 軽微な変更</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 平成 23～24 年度にかけて、学識経験者や国および府の関係職員から文化と歴史資産を活かしたまちづくりにご助言をいただいた。</p> <p>※ 平成 24～26 年度にかけて、作業部会である「歴史・文化のまちづくり庁内勉強会」を 13 回開催した。</p>	実施期日	種別	平成 26 年 6 月 18 日	平成 26 年度第 1 回向日市歴史まちづくり庁内推進会議	平成 26 年 7 月 4 日	平成 26 年度第 2 回向日市歴史まちづくり庁内推進会議	平成 26 年 7 月 23 日	平成 26 年度第 1 回向日市歴史的風致維持向上協議会	平成 26 年 8 月 11 日	平成 26 年度第 3 回向日市歴史まちづくり庁内推進会議	平成 26 年 9 月 12 日	平成 26 年度第 4 回向日市歴史まちづくり庁内推進会議	平成 26 年 10 月 21 日	平成 26 年度第 5 回向日市歴史まちづくり庁内推進会議	平成 26 年 11 月 11 日	平成 26 年度第 2 回向日市歴史的風致維持向上協議会	平成 26 年 12 月 12 日～12 月 25 日	パブリックコメント実施	平成 27 年 1 月 21 日	向日市歴史的風致維持向上計画認定申請	平成 27 年 2 月 23 日	向日市歴史的風致維持向上計画 認定	平成 27 年 3 月 24 日	向日市歴史的風致維持向上計画 軽微な変更届付	平成 27 年 11 月 6 日	平成 27 年度第 1 回向日市歴史的風致維持向上協議会	平成 28 年 6 月 3 日	平成 28 年度第 1 回向日市歴史的風致維持向上協議会	平成 28 年 3 月 24 日	平成 28 年度第 2 回向日市歴史的風致維持向上協議会	平成 29 年 2 月 19 日	平成 29 年度第 1 回向日市歴史的風致維持向上協議会	平成 30 年 8 月 31 日	向日市歴史的風致維持向上計画 軽微な変更	<p>(P5) 向日市歴史的風致維持向上計画策定の検討経過一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">実施期日</th> <th style="text-align: center;">種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成 26 年 6 月 18 日</td><td>平成 26 年度第 1 回向日市歴史まちづくり庁内推進会議</td></tr> <tr><td>平成 26 年 7 月 4 日</td><td>平成 26 年度第 2 回向日市歴史まちづくり庁内推進会議</td></tr> <tr><td>平成 26 年 7 月 23 日</td><td>平成 26 年度第 1 回向日市歴史的風致維持向上協議会</td></tr> <tr><td>平成 26 年 8 月 11 日</td><td>平成 26 年度第 3 回向日市歴史まちづくり庁内推進会議</td></tr> <tr><td>平成 26 年 9 月 12 日</td><td>平成 26 年度第 4 回向日市歴史まちづくり庁内推進会議</td></tr> <tr><td>平成 26 年 10 月 21 日</td><td>平成 26 年度第 5 回向日市歴史まちづくり庁内推進会議</td></tr> <tr><td>平成 26 年 11 月 11 日</td><td>平成 26 年度第 2 回向日市歴史的風致維持向上協議会</td></tr> <tr><td>平成 26 年 12 月 12 日～12 月 25 日</td><td>パブリックコメント実施</td></tr> <tr><td>平成 27 年 1 月 21 日</td><td>向日市歴史的風致維持向上計画認定申請</td></tr> <tr><td>平成 27 年 2 月 23 日</td><td>向日市歴史的風致維持向上計画 認定</td></tr> <tr><td>平成 27 年 3 月 24 日</td><td>向日市歴史的風致維持向上計画 軽微な変更届出</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 平成 23～24 年度にかけて、学識経験者や国および府の関係職員から文化と歴史資産を活かしたまちづくりにご助言をいただいた。</p> <p>※ 平成 24～26 年度にかけて、作業部会である「歴史・文化のまちづくり庁内勉強会」を 13 回開催した。</p>	実施期日	種別	平成 26 年 6 月 18 日	平成 26 年度第 1 回向日市歴史まちづくり庁内推進会議	平成 26 年 7 月 4 日	平成 26 年度第 2 回向日市歴史まちづくり庁内推進会議	平成 26 年 7 月 23 日	平成 26 年度第 1 回向日市歴史的風致維持向上協議会	平成 26 年 8 月 11 日	平成 26 年度第 3 回向日市歴史まちづくり庁内推進会議	平成 26 年 9 月 12 日	平成 26 年度第 4 回向日市歴史まちづくり庁内推進会議	平成 26 年 10 月 21 日	平成 26 年度第 5 回向日市歴史まちづくり庁内推進会議	平成 26 年 11 月 11 日	平成 26 年度第 2 回向日市歴史的風致維持向上協議会	平成 26 年 12 月 12 日～12 月 25 日	パブリックコメント実施	平成 27 年 1 月 21 日	向日市歴史的風致維持向上計画認定申請	平成 27 年 2 月 23 日	向日市歴史的風致維持向上計画 認定	平成 27 年 3 月 24 日	向日市歴史的風致維持向上計画 軽微な変更届出
実施期日	種別																																																										
平成 26 年 6 月 18 日	平成 26 年度第 1 回向日市歴史まちづくり庁内推進会議																																																										
平成 26 年 7 月 4 日	平成 26 年度第 2 回向日市歴史まちづくり庁内推進会議																																																										
平成 26 年 7 月 23 日	平成 26 年度第 1 回向日市歴史的風致維持向上協議会																																																										
平成 26 年 8 月 11 日	平成 26 年度第 3 回向日市歴史まちづくり庁内推進会議																																																										
平成 26 年 9 月 12 日	平成 26 年度第 4 回向日市歴史まちづくり庁内推進会議																																																										
平成 26 年 10 月 21 日	平成 26 年度第 5 回向日市歴史まちづくり庁内推進会議																																																										
平成 26 年 11 月 11 日	平成 26 年度第 2 回向日市歴史的風致維持向上協議会																																																										
平成 26 年 12 月 12 日～12 月 25 日	パブリックコメント実施																																																										
平成 27 年 1 月 21 日	向日市歴史的風致維持向上計画認定申請																																																										
平成 27 年 2 月 23 日	向日市歴史的風致維持向上計画 認定																																																										
平成 27 年 3 月 24 日	向日市歴史的風致維持向上計画 軽微な変更届付																																																										
平成 27 年 11 月 6 日	平成 27 年度第 1 回向日市歴史的風致維持向上協議会																																																										
平成 28 年 6 月 3 日	平成 28 年度第 1 回向日市歴史的風致維持向上協議会																																																										
平成 28 年 3 月 24 日	平成 28 年度第 2 回向日市歴史的風致維持向上協議会																																																										
平成 29 年 2 月 19 日	平成 29 年度第 1 回向日市歴史的風致維持向上協議会																																																										
平成 30 年 8 月 31 日	向日市歴史的風致維持向上計画 軽微な変更																																																										
実施期日	種別																																																										
平成 26 年 6 月 18 日	平成 26 年度第 1 回向日市歴史まちづくり庁内推進会議																																																										
平成 26 年 7 月 4 日	平成 26 年度第 2 回向日市歴史まちづくり庁内推進会議																																																										
平成 26 年 7 月 23 日	平成 26 年度第 1 回向日市歴史的風致維持向上協議会																																																										
平成 26 年 8 月 11 日	平成 26 年度第 3 回向日市歴史まちづくり庁内推進会議																																																										
平成 26 年 9 月 12 日	平成 26 年度第 4 回向日市歴史まちづくり庁内推進会議																																																										
平成 26 年 10 月 21 日	平成 26 年度第 5 回向日市歴史まちづくり庁内推進会議																																																										
平成 26 年 11 月 11 日	平成 26 年度第 2 回向日市歴史的風致維持向上協議会																																																										
平成 26 年 12 月 12 日～12 月 25 日	パブリックコメント実施																																																										
平成 27 年 1 月 21 日	向日市歴史的風致維持向上計画認定申請																																																										
平成 27 年 2 月 23 日	向日市歴史的風致維持向上計画 認定																																																										
平成 27 年 3 月 24 日	向日市歴史的風致維持向上計画 軽微な変更届出																																																										
5	5																																																										

■新旧対照表

新	旧
<p>(P21) ②公共施設</p> <p>公共施設としては、小・中学校といった義務教育施設や公民館、コミュニティセンター、天文館、市民体育館、市民温水プールなどの社会教育関連施設、保健センター、福祉会館、保育所などの保健・福祉関連施設などが市内各所に点在している。施設の建設時に組織文化財発掘調査を実施し、重要な遺跡が検出された際には、その保存に努めるとともに、その遺跡を活かした整備を実施している。</p> <p>市役所周辺には、市民会館、図書館、文化資料館、福祉会館などの公共施設が集中し、市民文化の拠点を形成している。これら施設間では連携を図り、特に文化資料館については長岡宮跡などの情報発信、その他の歴史的文化遺産や観光資源ネットワークの拠点的役割を果たしている。なお、市民会館については、平成28年4月1日から一時閉館している。</p> <div data-bbox="259 515 629 730"> </div> <p>写真 1-2-5-2 向日本文化資料館 市立図書館、文化資料館、京都府埋蔵文化財調査研究センターの三機関複合施設として整備</p> <div data-bbox="651 515 1021 730"> </div> <p>写真 1-2-5-3 向日本文化資料館常設展示風景 向日本文化資料館では、「長岡市の歴史と文化」をメインテーマとして常設展示を実施</p> <div data-bbox="259 839 629 1023"> </div> <p>写真 1-2-5-4 市民温水プール 長岡京跡の遺構を保存し、整備</p> <div data-bbox="651 839 1021 1023"> </div> <p>写真 1-2-5-5 長岡京の鬼瓦をイメージしたモニュメント 長岡京跡の遺構を保存し、整備</p>	<p>(P21) ②公共施設</p> <p>公共施設としては、小・中学校といった義務教育施設や公民館、コミュニティセンター、天文館、市民体育館、市民温水プールなどの社会教育関連施設、保健センター、福祉会館、保育所などの保健・福祉関連施設などが市内各所に点在している。施設の建設時に組織文化財発掘調査を実施し、重要な遺跡が検出された際には、その保存に努めるとともに、その遺跡を活かした整備を実施している。</p> <p>市役所周辺には、市民会館、図書館、文化資料館、福祉会館などの公共施設が集中し、市民文化の拠点を形成している。これら施設間では連携を図り、特に文化資料館については長岡宮跡などの情報発信、その他の歴史的文化遺産や観光資源ネットワークの拠点的役割を果たしている。</p> <div data-bbox="1211 515 1581 730"> </div> <p>写真 1-2-5-2 向日本文化資料館 市立図書館、文化資料館、京都府埋蔵文化財調査研究センターの三機関複合施設として整備</p> <div data-bbox="1603 515 1973 730"> </div> <p>写真 1-2-5-3 向日本文化資料館常設展示風景 向日本文化資料館では、「長岡市の歴史と文化」をメインテーマとして常設展示を実施</p> <div data-bbox="1211 839 1581 1023"> </div> <p>写真 1-2-5-4 市民温水プール 長岡京跡の遺構を保存し、整備</p> <div data-bbox="1603 839 1973 1023"> </div> <p>写真 1-2-5-5 長岡京の鬼瓦をイメージしたモニュメント 長岡京跡の遺構を保存し、整備</p>
21	21

■新旧対照表

新

(P27)

は「第国許」が設置された。その後、大宝律令の制定によって、「許」は「郡」に改められ、本市域は山背国乙訓郡などに属するようになった。

奈良朝は、現大山崎町を一条にして北に向かうが、市域は八条から十三条にあたる。乙訓郡の郡衙は「郡の馬場」という地名の残る鶴冠井町藤山中学校付近と推定されており、礎跡を示す建物跡などを発掘調査により検出している。

寺戸町の西丘陵中腹には、白鳳期の寺院跡である宝菩提院（願徳寺（庵寺））があり、乙訓郡に隣接する葛野郡を本拠とし、周辺一帯を開墾した秦氏と関係のある寺院とみられている。



写真 1-3-1-6 向日丘陵の古墳分布図



写真 1-3-1-7 物集女車塚古墳全景



写真 1-3-1-8 物集女車塚古墳横穴式石室

旧

(P27)

は「第国許」が設置された。その後、大宝律令の制定によって、「許」は「郡」に改められ、本市域は山背国乙訓郡などに属するようになった。

奈良朝は、現大山崎町を一条にして北に向かうが、市域は八条から十三条にあたる。乙訓郡の郡衙は「郡の馬場」という地名の残る鶴冠井町藤山中学校付近と推定されており、礎跡を示す建物跡などを発掘調査により検出している。

寺戸町の西丘陵中腹には、白鳳期の寺院跡である宝菩提院（願徳寺（庵寺））があり、乙訓郡に隣接する葛野郡を本拠とし、周辺一帯を開墾した秦氏と関係のある寺院とみられている。



写真 1-3-1-6 向日丘陵の古墳分布図



写真 1-3-1-7 物集女車塚古墳全景



写真 1-3-1-8 物集女車塚古墳横穴式石室

■新旧対照表

新	旧
<p>(P30) して管理するようになる。</p> <p>なお、桓武天皇の皇子である淳和天皇火葬塚や桓武天皇皇后陵（伝高島陵）が、向日丘陵に造られていることから、平安新京になった慶都後も、本市域は特別な地域であったことがわかる。</p> <p>また、「土佐日記」によれば、承平4年（934）2月、土佐守の任を終えた三十六歌仙のひとり紀貫之が帰京の途中、「山崎」から西国街道を沿って「島坂」（現向日市上植野町御郡道付近）を經由したことが確認される。</p> <p>このことより、本市を南北に縦断する西国街道は、平安時代には既に整備されていたことがわかる。</p> <p>平安時代中期になると、国風文化が広がり、大衆の文化であった竹製品が日用品として利用が増してきた。この頃に編纂された「延喜式」によると、本市を含めた山城国乙訓郡と相楽郡には、宮中へ竹や箸を献納する竹林があったと記されており、本市が古くから竹と関わりを持っていたことがうかがわれる。</p> <p>中世には、物集女荘、寺戸荘、菊冠井荘などが設けられ落外の荘園として発達する。</p> <p>鎌倉時代後期になると、これらの荘園の中の農民は、水利の共同利用や配分、水路や道路の修築、境界紛争、戦乱や盗賊からの自衛などを契機として、地縁的な結合を強めるようになる。そして、荘園を超えて農民などによる自治的共同組織である惣（郷）が成立した。</p> <p>これら諸郷の産土神として信仰されたのが、向日丘陵の南に東面して建つ向日神社で、参道は西国街道から延びている。</p> <p>向日神社は、奈良時代に創建されたと伝えられ、「延喜式」神名帳に向神社とみえる古社で、現在の本殿（重要文化財）は応永29年（1422）に物集女、寺戸、菊冠井、今里（現長岡京市）など周辺諸郷によって造営されたことが棟札（重要文化財）に記されている。神社の境内は、郷村の土一揆の集結や国人の会合などにも使われた。</p> <p>応仁の乱などを経て成長した国人には、竹田氏、物集女氏、菊冠井氏などが互いに覇権を競ったが、やがて織田信長が京に入り山城地方を支配下におくと、在地の国人は滅びていった。</p> <p>市域に残る遺跡として、物集女町の段丘先端部に物集女氏の居城である物集女城跡がある。同城跡は、方形単郭式で、堀や土塁の一部が残り、近年の発掘調査で周辺から家臣団の居住域とみられる区画なども検出されている。</p> <p>中世に建立された寺院に石塔寺、真経寺などがある。真経寺は鎌倉時代末期、日蓮が関西最初の日蓮宗寺院として創建したもので、江戸時代に南、北の二寺に別れ、北真経寺には僧侶の学問所である檀林が置かれた。現在の本堂は当時の講堂にあたり、府の登録文化財となっている。</p> <p>また、北真経寺の境内は、長岡宮の内裏跡にあたり、</p>  <p>写真1-3-14 「島坂」推定地に建つ石塔寺</p>	<p>(P30) して管理するようになる。</p> <p>なお、桓武天皇の皇子である淳和天皇火葬塚や桓武天皇皇后陵（伝高島陵）が、向日丘陵に造られていることから、平安新京になった慶都後も、本市域は特別な地域であったことがわかる。</p> <p>また、「土佐日記」によれば、承平4年（934）2月、土佐守の任を終えた三十六歌仙のひとり紀貫之が帰京の途中、「山崎」から西国街道を沿って「島坂」（現向日市上植野町御郡道付近）を經由したことが確認される。</p> <p>このことより、本市を南北に縦断する西国街道は、平安時代には既に整備されていたことがわかる。</p> <p>平安時代中期になると、国風文化が広がり、大衆の文化であった竹製品が日用品として利用が増してきた。この頃に編纂された「延喜式」によると、本市を含めた山城国乙訓郡と相楽郡には、宮中へ竹や箸を献納する竹林があったと記されており、本市が古くから竹と関わりを持っていたことがうかがわれる。</p> <p>中世には、物集女荘、寺戸荘、菊冠井荘などが設けられ落外の荘園として発達する。</p> <p>鎌倉時代後期になると、これらの荘園の中の農民は、水利の共同利用や配分、水路や道路の修築、境界紛争、戦乱や盗賊からの自衛などを契機として、地縁的な結合を強めるようになる。そして、荘園を超えて農民などによる自治的共同組織である惣（郷）が成立した。</p> <p>これら諸郷の産土神として信仰されたのが、向日丘陵の南に東面して建つ向日神社で、参道は西国街道から延びている。</p> <p>向日神社は、奈良時代に創建されたと伝えられ、「延喜式」神名帳に向神社とみえる古社で、現在の本殿（重要文化財）は応永25年（1418）に物集女、寺戸、菊冠井、今里（現長岡京市）など周辺諸郷によって造営されたことが棟札（重要文化財）に記されている。神社の境内は、郷村の土一揆の集結や国人の会合などにも使われた。</p> <p>応仁の乱などを経て成長した国人には、竹田氏、物集女氏、菊冠井氏などが互いに覇権を競ったが、やがて織田信長が京に入り山城地方を支配下におくと、在地の国人は滅びていった。</p> <p>市域に残る遺跡として、物集女町の段丘先端部に物集女氏の居城である物集女城跡がある。同城跡は、方形単郭式で、堀や土塁の一部が残り、近年の発掘調査で周辺から家臣団の居住域とみられる区画なども検出されている。</p> <p>中世に建立された寺院に石塔寺、真経寺などがある。真経寺は鎌倉時代末期、日蓮が関西最初の日蓮宗寺院として創建したもので、江戸時代に南、北の二寺に別れ、北真経寺には僧侶の学問所である檀林が置かれた。現在の本堂は当時の講堂にあたり、府の登録文化財となっている。</p> <p>また、北真経寺の境内は、長岡宮の内裏跡にあたり、</p>  <p>写真1-3-14 「島坂」推定地に建つ石塔寺</p>
<p>30</p>	<p>30</p>

■新旧対照表

新

(P38)

第4節 向日市の文化財と文化活動

向日市の文化財の内訳は、平成30年(2018)3月31日現在で、国指定が6件、国登録が19件、京都府の指定などが6件、市指定文化財が27件となっている。

表1-4-0-1 向日市の文化財 一覧表

種別		国		府			市	計	
分類	細別	指定	登録	指定	登録	選定	指定		
有形文化財	美術工芸品	建造物	1	19	2	1		23	
		彫刻						8	8
		絵画	1					2	3
		古文書	2					5	7
		歴史資料						1	1
		考古資料			1			7	8
無形文化財								0	
民俗文化財	有形民俗							0	
	無形民俗			1			2	3	
記念物	史跡	2		→			2	4	
	名勝							0	
	天然記念物							0	
文化的景観						1		1	
重要伝統的建造物群保存地区								0	
保存技術								0	
計		6	19	4	1	1	27	58	

1 国指定等文化財

重要文化財として4件(建造物1件、美術工芸品3件)、史跡2件がある。

重要文化財(建造物)は、応永25年(1418)に事始めを行い、同29年(1422)に上棟(建築)され、創建年時が確実な室町時代の代表的な流造の建築物である「向日神社本殿」1件である。本殿は、三間社流造、檜皮葺で、奥間5.62m、奥間の主屋3.24m、前庇2.77mを測る。正面三間の柱間のうち、中央間のみを戸口とし、両側きの板唐戸を設け両脇間に寺院建築に見られる蓮子窓が付くことが特徴である。附として、棟札5枚があり、物集女や寺戸など現在の向日市周辺七郷の人々の名が記され、共同の鎮守であったことや天保年間に大改修が行われたことなどがわかる。



写真1-4-1-1 向日神社本殿

旧

(P38)

第4節 向日市の文化財と文化活動

向日市の文化財の内訳は、平成27年(2015)3月10日現在で、国指定が6件、国登録が7件、京都府の指定などが6件、市指定文化財が27件となっている。

表1-4-0-1 向日市の文化財 一覧表

種別		国		府			市	計	
分類	細別	指定	登録	指定	登録	選定	指定		
有形文化財	美術工芸品	建造物	1	7	2	1		11	
		彫刻						8	8
		絵画	1					2	3
		古文書	2					5	7
		歴史資料						1	1
		考古資料						7	7
無形文化財								0	
民俗文化財	有形民俗							0	
	無形民俗			1			2	3	
記念物	史跡	2		1			2	5	
	名勝							0	
	天然記念物							0	
文化的景観						1		1	
重要伝統的建造物群保存地区								0	
保存技術								0	
計		6	7	4	1	1	27	46	

1 国指定等文化財

重要文化財として4件(建造物1件、美術工芸品3件)、史跡2件がある。

重要文化財(建造物)は、応永25年(1418)に事始めを行い、同29年(1422)に上棟(建築)され、創建年時が確実な室町時代の代表的な流造の建築物である「向日神社本殿」1件である。本殿は、三間社流造、檜皮葺で、奥間5.62m、奥間の主屋3.24m、前庇2.77mを測る。正面三間の柱間のうち、中央間のみを戸口とし、両側きの板唐戸を設け両脇間に寺院建築に見られる蓮子窓が付くことが特徴である。附として、棟札5枚があり、物集女や寺戸など現在の向日市周辺七郷の人々の名が記され、共同の鎮守であったことや天保年間に大改修が行われたことなどがわかる。



写真1-4-1-1 向日神社本殿

新

(P39)

重要文化財（美術工芸品）は、絵画1件、古文書2件である。

絵画は、「紙本着色十二類絵巻（三巻）」で、南北朝から室町時代にかけて鳥獣を擬人化した異類物文芸が盛んとなる中、当時の趣向を反映して鳥獣の歌合わせと合戦を盛り込んだものである。日本の戯画の伝統に立って、土佐派系の種々な描写を以て、一種滑稽味を加えながらも描かれた格調高い一作である。

古文書は、「紙本書『日本書紀（神代紀下巻）』と『尊性法親王消息願撰法華経（開結共十巻）』がある。

日本書紀は、奈良時代の養老4年（720）に完成した神代から持統天皇までの歴史書で、三十巻のうち巻第二、神代一巻の写本がある。雨隠家の名を取り「六人部本」とも呼ばれる。延喜4年（904）の奥書があるが、奥書も含め南北朝期の写本である。所有者である向日神社に伝わった由来は不明だが、同神社の神職を代々務める六人部家は学者の家系で、神代紀下巻に祭神としていた神々が登場することから研究目的で入手したとのことである。



写真1-4-1-2 日本書紀（神代紀下巻）

法華経は、応永元年（1299）に没した天台座主尊性法親王の追善のために作られた版本供養経で、法親王生前の自筆消息をつなぎ合わせて料紙とし、紙背に法華経（開結共）十巻を摺写している。本経はもとは各品一巻に装軸された一品経で、表紙外題や各品内題、版式の差異、料紙の状態などによって、原状は法華経二十八巻、無量壽経三巻、観音賢経一巻の三十二巻本であったことが判明する。紙背の消息はおよそ百十七通、親王が天台座主であった寛喜年間から嘉禎年間に至る間を中心としたもので、その内容は、法親王の地位を反映して朝廷の趨勢、比叡山を中心とする社寺の動向などを伝え、かつ物語絵巻、絵詞などに関する文芸史料も含まれている。また、本法華経は、鎌倉時代末に鶴冠井町に日蓮宗を伝えた日像が宮中から下賜されたものを、鶴冠井村民に信仰の証しとして授与したものである。



写真1-4-1-3 尊性法親王消息願撰法華経（開結共十巻）

史跡は、「長岡宮跡」と「乙洲古墳群」の2件である。

「長岡宮跡」は大極殿地区2,752.64㎡が、昭和39年（1964）4月7日に指定された。以後、平成28年（2016）10月3日までに、10か所が追加指定され、5地区に分散する。指定面積は、15,698.45㎡である。阪急西向日駅周辺の安定した低位段丘面に長岡京跡の中心部の宮が配置され、その中で政治が司られた最も重要な施設である、大極殿・小安殿（大極殿後殿）、大極殿間門、内裏内郭築地回廊、築地、朝堂院西第四堂、会昌門（朝堂院南門）、宝幢、樓閣地区が指定されている。



写真1-4-1-4 史跡長岡宮跡（朝堂院西第四堂地区）

旧

(P39)

重要文化財（美術工芸品）は、絵画1件、古文書2件である。

絵画は、「紙本着色十二類絵巻（三巻）」で、南北朝から室町時代にかけて鳥獣を擬人化した異類物文芸が盛んとなる中、当時の趣向を反映して鳥獣の歌合わせと合戦を盛り込んだものである。日本の戯画の伝統に立って、土佐派系の種々な描写を以て、一種滑稽味を加えながらも描かれた格調高い一作である。

古文書は、「紙本書『日本書紀（神代紀下巻）』と『尊性法親王消息願撰法華経（開結共十巻）』がある。

日本書紀は、奈良時代の養老4年（720）に完成した神代から持統天皇までの歴史書で、三十巻のうち巻第二、神代一巻の写本がある。雨隠家の名を取り「六人部本」とも呼ばれる。延喜4年（904）の奥書があるが、奥書も含め南北朝期の写本である。所有者である向日神社に伝わった由来は不明だが、同神社の神職を代々務める六人部家は学者の家系で、神代紀下巻に祭神としていた神々が登場することから研究目的で入手したとのことである。



写真1-4-1-2 日本書紀（神代紀下巻）

法華経は、応永元年（1299）に没した天台座主尊性法親王の追善のために作られた版本供養経で、法親王生前の自筆消息をつなぎ合わせて料紙とし、紙背に法華経（開結共）十巻を摺写している。本経はもとは各品一巻に装軸された一品経で、表紙外題や各品内題、版式の差異、料紙の状態などによって、原状は法華経二十八巻、無量壽経三巻、観音賢経一巻の三十二巻本であったことが判明する。紙背の消息はおよそ百十七通、親王が天台座主であった寛喜年間から嘉禎年間に至る間を中心としたもので、その内容は、法親王の地位を反映して朝廷の趨勢、比叡山を中心とする社寺の動向などを伝え、かつ物語絵巻、絵詞などに関する文芸史料も含まれている。また、本法華経は、鎌倉時代末に鶴冠井町に日蓮宗を伝えた日像が宮中から下賜されたものを、鶴冠井村民に信仰の証しとして授与したものである。



写真1-4-1-3 尊性法親王消息願撰法華経（開結共十巻）

史跡は、「長岡宮跡」と「寺戸塚古墳」の2件である。

「長岡宮跡」は大極殿地区2,752.64㎡が、昭和39年（1964）4月7日に指定された。以後、平成26年（2014）3月18日までに、9か所が追加指定され、4地区に分散する。指定面積は、13,921.39㎡である。阪急西向日駅周辺の安定した低位段丘面に長岡京跡の中心部の宮が配置され、その中で政治が司られた最も重要な施設である、大極殿・小安殿（大極殿後殿）、大極殿間門、内裏内郭築地回廊、築地、朝堂院西第四堂、会昌門（朝堂院南門）、宝幢、樓閣地区が指定されている。



写真1-4-1-4 史跡長岡宮跡（朝堂院西第四堂地区）

■新旧対照表

新	旧
<p>(P40) なお、古墳については、寺戸大塚古墳が平成27年(2015)3月10日に史跡指定された。その後、平成28年(2016)3月1日、寺戸大塚古墳に五塚原古墳、元船荷古墳、南桑古墳、物集女塚古墳の市内の4基と、京都市、長岡京市、大山崎町の古墳を加えた合計11基が、「乙訓古墳群」と名称を変更し追加指定された。</p> <p>●建造物、史跡は、名称と位置を表示。 ※その他、美術工芸品等は位置のみを表示。</p> <p>図1-4-1-1 向日市の国指定文化財 位置図</p> <p>40</p>	<p>(P40) なお、寺戸大塚古墳は、平成27年(2015)3月10日に史跡指定された。</p> <p>●建造物、史跡は、名称と位置を表示。 ※その他、美術工芸品等は位置のみを表示。</p> <p>図1-4-1-1 向日市の国指定文化財 位置図</p> <p>40</p>

新

(P41)

2 登録有形文化財（建造物）

登録有形文化財（建造物）19件のうち、6件が上越市町の「中小路家住宅」にある。

中小路家は、江戸時代中期頃から続く地名主を務めた旧家である。屋敷の正面（東面）は西国街道に面しており、土蔵造りの乾蔵、長屋門、板塀、小廂が並び建ち、前庭を介して瓦葺の主屋が屋敷中央にあり、周囲の民家とともに往時の家なみを良く残している。当家の主屋の建築年代は、弘化5年（1848）正月の記述のある普請願に大破のため建て替えたことあり、規模や間取りが一致することから、この時の再建であることが明らかである。明治15年（1925）の地身に「一本家 桁行五間半梁行三間半、一土蔵 桁行二間梁行二間、一土蔵 桁行二間梁行一間半、一小廂 桁行三間梁行二間、一物置 桁行二間梁行一間余」の記載があり、それぞれ現在の主屋、内蔵、外蔵、離れ、小廂に相当する。このうち外蔵は現存していないが、大正14年（1925）4月新潟の家相図は、現在の屋敷状況とほぼ一致している。

内蔵は、主屋の西に隣接して建つ二階建て土蔵である。南側に蔵前を設け、主屋から利用する。桁行3.9m、梁間4.2m。外壁は漆喰仕上げとして腰板を高く張り、内部壁は板張りである。

外蔵は、主屋の南に建つ。切妻造枝瓦葺の置き屋根とし、外壁は漆喰仕上げ、腰板を高く張り、北側に庇をめぐらし入口を設け、さらに東側に納屋を付設して一併として使用される。桁行4.2m、梁間3.2mの二階建てで、内蔵と同時期に建築されている。

離れと内門は、主屋の東南に建つ。切妻造枝瓦葺きで北面に庇を設け居室として利用する。主屋との間に内門と呼ばれる庇を連続して、西面を開放し、街道側の東面を漆喰壁とし遊り門を設ける。

乾蔵は、西国街道沿いに面し、南北棟の切妻造枝瓦葺の二階建て土蔵である。桁行9.0m、梁間3.9mで、内部は桁行で二分され南を小廂、北を米蔵とする。外壁は軒先まで漆喰壁を塗り締め、腰板張りとし、街道に面して意匠を施した窓を設ける。

長屋門は、西国街道に面して乾蔵の北側に並び立ち、主屋のやや南側に位置する。桁行4.7m、梁間2.2m、



写真1-4-2-1 西国街道に面する中小路家住宅全景

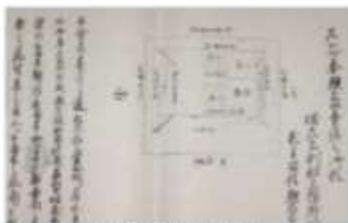


図1-4-2-1 普請願弘化5年（1848）正月



写真1-4-2-2 主屋



写真1-4-2-3 主屋内部

旧

(P41)

2 登録有形文化財（建造物）

登録有形文化財（建造物）は、上越市町の「中小路家住宅」に7件ある。

中小路家は、江戸時代中期頃から続く地名主を務めた旧家である。屋敷の正面（東面）は西国街道に面しており、土蔵造りの乾蔵、長屋門、板塀、小廂が並び建ち、前庭を介して瓦葺の主屋が屋敷中央にあり、周囲の民家とともに往時の家なみを良く残している。当家の主屋の建築年代は、弘化5年（1848）正月の記述のある普請願に大破のため建て替えたことあり、規模や間取りが一致することから、この時の再建であることが明らかである。明治15年（1925）の地身に「一本家 桁行五間半梁行三間半、一土蔵 桁行二間梁行二間、一土蔵 桁行二間梁行一間半、一小廂 桁行三間梁行二間、一物置 桁行二間梁行一間余」の記載があり、それぞれ現在の主屋、内蔵、外蔵、離れ、小廂に相当する。大正14年（1925）4月新潟の家相図は、現在の屋敷状況とほぼ一致している。

内蔵は、主屋の西に隣接して建つ二階建て土蔵である。南側に蔵前を設け、主屋から利用する。桁行3.9m、梁間4.2m。外壁は漆喰仕上げとして腰板を高く張り、内部壁は板張りである。

外蔵は、主屋の南に建つ。切妻造枝瓦葺の置き屋根とし、外壁は漆喰仕上げ、腰板を高く張り、北側に庇をめぐらし入口を設け、さらに東側に納屋を付設して一体として使用される。桁行4.2m、梁間3.2mの二階建てで、内蔵と同時期に建築されている。

離れと内門は、主屋の東南に建つ。切妻造枝瓦葺きで北面に庇を設け居室として利用する。主屋との間に内門と呼ばれる庇を連続して、西面を開放し、街道側の東面を漆喰壁とし遊り門を設ける。

乾蔵は、西国街道沿いに面し、南北棟の切妻造枝瓦葺の二階建て土蔵である。桁行9.0m、梁間3.9mで、内部は桁行で二分され南を小廂、北を米蔵とする。外壁は軒先まで漆喰壁を塗り締め、腰板張りとし、街道に面して意匠を施した窓を設ける。

長屋門は、西国街道に面して乾蔵の北側に並び立ち、主屋のやや南側に位置する。桁行4.7m、梁間2.2m、南側に番戸付の円開きの重厚な板扉を門口とし、北側



写真1-4-2-1 西国街道に面する中小路家住宅全景

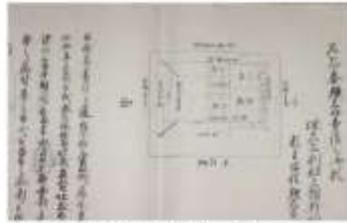


図1-4-2-1 普請願弘化5年（1848）正月



写真1-4-2-2 主屋



写真1-4-2-3 主屋内部

■新旧対照表

新	旧
<p>(P42) 南側に江戸付の両開きの重厚な板扉を門口とし、北側に二疊の部屋を設け出格子窓をみせる。 木小屋と塙は、西国街道に面して、長屋門から北へ皇敷城まで延びる。塙は腰板壁上部漆喰壁で、小規模な桧瓦葺を連ねる。木小屋は東北隅に東西棟で建つ。屋根は桧瓦葺で、街道に面した東を小規模な入母屋造とし、腰板張り漆喰壁として装飾、長屋門と一体として伝統的な街道景観を伝える。 なお、向日神社においては、平成27年(2015)8月に、重要文化財の本殿を取り囲む13棟の建物が、登録有形文化財に登録された。</p>  <p>向日神社 境内社13棟 (427.8箇申)</p> <p>中小路家住宅 〇棟</p> <p>図1-4-2-2 向日市の国登録文化財 位置図</p> <p>42</p>	<p>(P42) に二疊の部屋を設け出格子窓をみせる。 木小屋と塙は、西国街道に面して、長屋門から北へ皇敷城まで延びる。塙は腰板壁上部漆喰壁で、小規模な桧瓦葺を連ねる。木小屋は東北隅に東西棟で建つ。屋根は桧瓦葺で、街道に面した東を小規模な入母屋造とし、腰板張り漆喰壁として装飾、長屋門と一体として伝統的な街道景観を伝える。 なお、平成27年(2015)3月に、重要文化財向日神社本殿を取り囲む境内社13棟の建物について、登録有形文化財となるよう、国の文化審議会から文部科学大臣に答申されたところである。</p>  <p>向日神社 境内社13棟 (427.3箇申)</p> <p>中小路家住宅</p> <p>図1-4-2-2 向日市の国登録文化財 位置図</p> <p>42</p>

■新旧対照表

新	旧
<p>(P43) 3 府指定等文化財</p> <p>指定文化財には建造物2件、美術工芸品の考古資料1件、無形民俗文化財1件、史跡4件が、登録文化財には建造物1件が、選定文化財に文化的景観1件がある。</p> <p>①指定文化財</p> <p>建造物は、鶴沼井町の「南真経寺開山堂、本堂」と寺戸町の「須田家住宅」がある。なお、南真経寺は、指定件数1件で、員数が2棟である。</p> <p>南真経寺の創建は、徳治2年(1307)または延慶3年(1310)と伝わるが、この創建年時は日像上人による日蓮宗に改宗した時期で、これ以前は真言宗真言寺として古く開創されていた寺院である。</p> <p>南真経寺開山堂は、境内のほぼ中央に南面して建つ、桁行五間、梁間五間、一重、入母屋造、本瓦葺で、正面に一間の向拝が付く。堂の四周を落縁を廻し、その木口に沿い軒支柱を配置する。堂内は、中央に三間四方の内陣があり、その両側と背面に各一間の脇陣と後陣が区分される。内陣の後方寄りに一間四方の内々陣を配置する。棟札により、寛永19年(1642)11月13日に上棟し、大工は建仁寺門前の坂上作左衛門尉吉貞であることが読み取れる。</p> <p>南真経寺本堂は、開山堂の東で渡り廊下と結ばれ、西面して建つ。方一間、宝(方)形造、本瓦葺主屋の四周に一間通りの裳階が付属し、西正面に一間の向拝が付く。西正面と南北両側の三方に落縁を廻し、軒支柱を配置する。背面は、半間分取に突出し仏壇を設けるため、軒支柱はない。堂内は、一間四方の主屋の四隅に円柱を建て、各柱を虹梁で繋ぎ、天井桁と虹梁の間に小壁をつくり格天井に仕上げる。正徳4年(1714)の再建である。</p> <p>須田家住宅は、古くは「松葉屋」の屋号を持ち、幕末まで醤油製造販売を家業とした。西園街道と愛宕道(物集女街道)、たんば道が分岐する地に愛宕道に東面して建つ町家形式の建築物である。主屋の北に離れ座敷と土蔵を配し、背(西)面に裏庭を広く取る。指定文化財は、主屋部分で、間口七間、梁間五間で、西面に下屋を継ぎ足す。主屋七間のうち、南四間と北三間に棟を分ける。外観はいずれも切妻造り、桧瓦葺である。門口には中央に大戸口を設け、その北側に格子の出窓、南側に格子窓を設ける。屋内は、大戸口を入ると土間間で奥に台所を配する。この土間に沿い北側に座敷三室が並び、台所から裏庭への背戸口の外上部に折欄干が打ち付けてあり、延享元年(1744)には現在地に存在した</p>  <p>写真1-4-3-1 南真経寺 開山堂</p>  <p>写真1-4-3-2 南真経寺 本堂</p>  <p>写真1-4-3-3 須田家住宅</p> <p>43</p>	<p>(P43) 3 府指定等文化財</p> <p>指定文化財には建造物2件、無形民俗文化財1件、史跡1件が、登録文化財には建造物1件が、選定文化財に文化的景観1件がある。</p> <p>①指定文化財</p> <p>建造物は、鶴沼井町の「南真経寺開山堂、本堂」と寺戸町の「須田家住宅」がある。なお、南真経寺は、指定件数1件で、員数が2棟である。</p> <p>南真経寺の創建は、徳治2年(1307)または延慶3年(1310)と伝わるが、この創建年時は日像上人による日蓮宗に改宗した時期で、これ以前は真言宗真言寺として古く開創されていた寺院である。</p> <p>南真経寺開山堂は、境内のほぼ中央に南面して建つ、桁行五間、梁間五間、一重、入母屋造、本瓦葺で、正面に一間の向拝が付く。堂の四周を落縁を廻し、その木口に沿い軒支柱を配置する。堂内は、中央に三間四方の内陣があり、その両側と背面に各一間の脇陣と後陣が区分される。内陣の後方寄りに一間四方の内々陣を配置する。棟札により、寛永19年(1642)11月13日に上棟し、大工は建仁寺門前の坂上作左衛門尉吉貞であることが読み取れる。</p> <p>南真経寺本堂は、開山堂の東で渡り廊下と結ばれ、西面して建つ。方一間、宝(方)形造、本瓦葺主屋の四周に一間通りの裳階が付属し、西正面に一間の向拝が付く。西正面と南北両側の三方に落縁を廻し、軒支柱を配置する。背面は、半間分取に突出し仏壇を設けるため、軒支柱はない。堂内は、一間四方の主屋の四隅に円柱を建て、各柱を虹梁で繋ぎ、天井桁と虹梁の間に小壁をつくり格天井に仕上げる。正徳4年(1714)の再建である。</p> <p>須田家住宅は、古くは「松葉屋」の屋号を持ち、幕末まで醤油製造販売を家業とした。西園街道と愛宕道(物集女街道)、たんば道が分岐する地に愛宕道に東面して建つ町家形式の建築物である。主屋の北に離れ座敷と土蔵を配し、背(西)面に裏庭を広く取る。指定文化財は、主屋部分で、間口七間、梁間五間で、西面に下屋を継ぎ足す。主屋七間のうち、南四間と北三間に棟を分ける。外観はいずれも切妻造り、桧瓦葺である。門口には中央に大戸口を設け、その北側に格子の出窓、南側に格子窓を設ける。屋内は、大戸口を入ると土間間で奥に台所を配する。この土間に沿い北側に座敷三室が並び、台所から裏庭への背戸口の外上部に折欄干が打ち付けてあり、延享元年(1744)には現在地に存在した</p>  <p>写真1-4-3-1 南真経寺 開山堂</p>  <p>写真1-4-3-2 南真経寺 本堂</p>  <p>写真1-4-3-3 須田家住宅</p> <p>43</p>

新

(P44)

ことがわかる。

考古資料の「物集女塚古墳出土遺物」は、同古墳の墳丘及び石室内から出土した2,000点以上に及ぶ遺物が一括で平成20年3月23日に指定された。

物集女塚古墳は、向日市物集女町に所在する6世紀中頃に築造された古式の横内型横穴式石室を擁する墳墓とする全長46mを誇る前方後円墳である。

同古墳は、昭和39年度(1964)に京都府指定史跡に指定され、平成28年度(2016)には史跡乙群古墳群を構成する古墳として国指定史跡となった。後円部の横穴式石室内には埋葬時の組合せ式家形石棺を含め、6世紀中頃から末葉にかけて、3段から4段の埋葬が行われたと考えられる。

指定を受けた出土品は、墳丘及び石室並びに石室内から出土したもので、装身具類、武器類、馬具類、土器類に大別される。

これらの出土品は、乙類地域を代表する青灰にふさわしい、金銅冠、短冊大刀、金銅製馬具の他、ガラス玉を中心とした装身具をはじめとする優品から構成される副葬品で、古墳時代後期を代表する出土品の組合せとして貴重である。

無形民俗文化財の「鶏冠井題目踊」は、全国にわずか3か所、洛北の松ヶ崎、修学院と本市鶏冠井町の京都近郊のみで見られる特殊な芸能の1つである。伝承によると、徳治2年(1307)に日蓮上人の京での布教により、いち早く帰依した上辻三郎四郎が上人の食事を準備した時、立ち上る炊煙が「南無妙法蓮華経」の題目を焼き出し、歓喜した村人が野良着のまま踊り出したことが起源である。題目踊の名称は、法華経の教義と信仰を説く内容で、各音韻の小節の切れ目切れ目に「南無妙法蓮華経」の題目が繰り返し唱えられることに由来し、特徴の1つである。踊りは、「序ひらき」に始まり「地菜踊」「扇手鳥」「笠の渡し」「扇まぬけ」「扇やみ踊」「三笠踊」「だんだ踊」「蓮華踊」「扇子踊」「扇踊」「志具見踊」「結願終」までの全は曲からなる。

史跡は、物集女町の「物集女塚古墳」がある。向日市塚から東へ延びる尾根の突端部を利用して整形した6世紀中頃の築造で、全長46mの前方後円墳である。昭和39年(1964)の踏査により、その存在は早くから知られていたが、本格的な発掘調査は昭和58年(1983)に墳丘崩壊の危険性に伴う整備を目的とした確認調査を本市が実施し、これまでに周辺の調査も含めて4回実施している。墳丘は、西から延びる尾根を切断し、下半の地山を削り出し、上半は下半を削り取った土を盛り上げて構築しているのが特徴。墳頂部と斜面の平坦部には、単輪列を巡らす。後円部には、墳丘主軸とほぼ直交して片袖式の横穴式石室が築かれる。この石室の奥壁には、10枚の板状に加工した白色凝灰岩を組み合わせた家形石棺が安置される。石棺の外面には、石を加工したノミ跡が、内面にはペンダラ(酸化鉄)の赤色顔料が残る。副葬品には石室内から装身具(金銅製の冠や銀製の耳環など)や武器(刀など)、石室内には装身具(ガラス玉、銀製の耳環)や武器(刀や鎌など)、馬具、土器などがあり、墳丘から埴輪や土器などが数多く出土した。

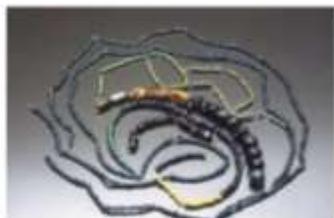


写真1-4-3-4 物集女塚古墳出土金銅冠



写真1-4-3-5 鶏冠井題目踊



写真1-4-3-6 物集女塚古墳

旧

(P44)

ことがわかる。

無形民俗文化財の「鶏冠井題目踊」は、全国にわずか3か所、洛北の松ヶ崎、修学院と本市鶏冠井町の京都近郊のみで見られる特殊な芸能の1つである。伝承によると、徳治2年(1307)に日蓮上人の京での布教により、いち早く帰依した上辻三郎四郎が上人の食事を準備した時、立ち上る炊煙が「南無妙法蓮華経」の題目を焼き出し、歓喜した村人が野良着のまま踊り出したことが起源である。題目踊の名称は、法華経の教義と信仰を説く内容で、各音韻の小節の切れ目切れ目に「南無妙法蓮華経」の題目が繰り返し唱えられることに由来し、特徴の1つである。踊りは、「序ひらき」に始まり「地菜踊」「扇手鳥」「笠の渡し」「扇まぬけ」「扇やみ踊」「三笠踊」「だんだ踊」「蓮華踊」「扇子踊」「扇踊」「志具見踊」「結願終」までの全は曲からなる。

史跡は、物集女町の「物集女塚古墳」がある。向日市塚から東へ延びる尾根の突端部を利用して整形した6世紀中頃の築造で、全長46mの前方後円墳である。

昭和5年(1930)の踏査により、その存在は早くから知られていたが、本格的な発掘調査は昭和58年(1983)

に墳丘崩壊の危険性に伴う整備を目的とした確認調査を本市が実施し、これまでに周辺の調査も含めて7回実施している。墳丘は、西から延びる尾根を切断し、下半の地山を削り出し、上半は下半を削り取った土を盛り上げて構築しているのが特徴。墳頂部と斜面の平坦部には、単輪列を巡らす。後円部には、墳丘主軸とほぼ直交して片袖式の横穴式石室が築かれる。この石室の奥壁には、10枚の板状に加工した白色凝灰岩を組み合わせた家形石棺が安置される。石棺の外面には、石を加工したノミ跡が、内面にはペンダラ(酸化鉄)の赤色顔料が残る。副葬品には石室内から装身具(金銅製の冠や銀製の耳環など)や武器(刀など)、石室内には装身具(ガラス玉、銀製の耳環)や武器(刀や鎌など)、馬具、土器などがあり、墳丘から埴輪や土器などが数多く出土した。

②登録文化財

登録文化財(建造物)は、鶏冠井町に「北真経寺本堂」がある。同寺の創建由緒は、南真経寺と同じで、元は1つの寺院であったが承応3年(1654)に分立し、備日禪が檀林(日蓮宗僧侶の学校)を開いた。その後、明治時代になり檀家を持つ寺院となった。本堂は、檀林時代の講堂にあたり、桁行三間、梁間六間、寄棟造、本瓦葺で、境内中央北側に南面して建つ。南正面一間通りに広縁を配置する。室内は、中央に外陣を配し、内陣はその後方に内陣を寄せて本尊を安置する。背面横柱より後方に平間突出させ仏壇の両側に脇仏壇を付設する。



写真1-4-3-4 鶏冠井題目踊



写真1-4-3-5 物集女塚古墳

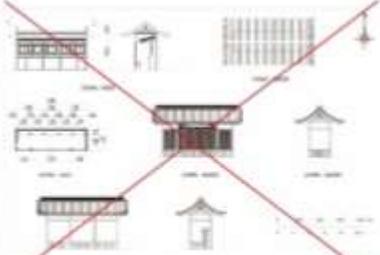
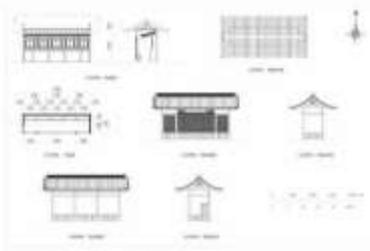


写真1-4-3-6 北真経寺本堂

■新旧対照表

新	旧
<p>(P46)</p>  <p>※建築物、史跡は、名称と位置を表示。 ※その他、美術工芸品等は位置のみを表示。</p> <p>図1-4-3-1 向日市の府指定等文化財 位置図</p> <p>46</p>	<p>(P46)</p>  <p>※建築物、史跡は、名称と位置を表示。 ※その他、美術工芸品等は位置のみを表示。</p> <p>図1-4-3-1 向日市の府指定等文化財 位置図</p> <p>46</p>

■新旧対照表

新	旧
<p>(P51) 5 指定等文化財以外の文化的資源</p> <p>既往の調査で明らかになっている、歴史的建造物や美術工芸品、人々の活動などの文化的資源は以下のものがある。</p> <p>〔建造物〕</p> <p>建造物には、重要文化財の向日神社本殿以外に境内には、天保4年(1833)に建立された「天満宮社本殿」や、天保13年(1841)の「本殿覆屋」「拝殿」「幣殿」元禄元年(1688)の「祖霊社」をはじめ多くの境内社が所在する。これらについて、平成24年度(2012)に「緊急雇用創出事業」を活用し、全棟の詳細測量を実施した。今後、国登録有形文化財への登録を行っていく。</p> <p>また、西園街道、物集女街道(愛宕道)沿いには江戸時代の町家建築や農家住宅、石仏が所在する。昭和3年(1928)に開業の新京阪線西向日町駅の周辺には、田園都市構想に基づき区画された街区に当時の面影を残す郊外型住宅地が残っている。これらについても、平成11年度(1999)から「近代化遺産(建造物)総合調査」でリスト化を行い、平成17年度(2005)から「近代和風総合調査」などを実施し、位置、種別、外観確認などを実施した。</p>  <p>写真1-4-5-1 向日神社境内社調査風景</p>  <p>図1-4-5-2 向日神社五社神社測量図</p>  <p>写真1-4-5-1 農家住宅(物集女町)</p>  <p>写真1-4-5-2 農家住宅(寺戸町)</p>	<p>(P51) 5 指定等文化財以外の文化的資源</p> <p>既往の調査で明らかになっている、歴史的建造物や美術工芸品、人々の活動などの文化的資源は以下のものがある。</p> <p>〔建造物〕</p> <p>建造物には、重要文化財の向日神社本殿以外に境内には、天保4年(1833)に建立された「天満宮社本殿」や、天保13年(1841)の「本殿覆屋」「拝殿」「幣殿」元禄元年(1688)の「祖霊社」をはじめ多くの境内社が所在する。これらについて、平成24年度(2012)に「緊急雇用創出事業」を活用し、全棟の詳細測量を実施した。今後、国登録有形文化財への登録を行っていく。</p> <p>また、西園街道、物集女街道(愛宕道)沿いには江戸時代の町家建築や農家住宅、石仏が所在する。昭和3年(1928)に開業の新京阪線西向日町駅の周辺には、田園都市構想に基づき区画された街区に当時の面影を残す郊外型住宅地が残っている。これらについても、平成11年度(1999)から「近代化遺産(建造物)総合調査」でリスト化を行い、平成17年度(2005)から「近代和風総合調査」などを実施し、位置、種別、外観確認などを実施した。</p>  <p>写真1-4-5-1 向日神社境内社調査風景</p>  <p>図1-4-5-2 向日神社五社神社測量図</p>  <p>写真1-4-5-1 農家住宅(物集女町)</p>  <p>写真1-4-5-2 農家住宅(寺戸町)</p>
51	51

■新旧対照表

新	旧
<p>(P53)</p>  <p>写真 1-4-5-3 西園街道沿いの商家（寺戸町）</p>  <p>写真 1-4-5-4 西園街道沿いの町家風住宅（上穂野町）</p> <p>〔美術工芸品〕 在寺や旧家が所蔵する絵画や古文書について、向日市文化資料館を中心として調査を行い、台帳にするとともに、展示や普及活動などに活用している。</p>  <p>写真 1-4-5-5 南真経寺庭園</p>  <p>写真 1-4-5-6 板壁絵「稲に繪図」（向日神社拝殿 内部北側）</p> <p>53</p>	<p>(P53)</p>  <p>写真 1-4-5-4 西園街道沿いの商家（寺戸町）</p>  <p>写真 1-4-5-5 西園街道沿いの町家風住宅（上穂野町）</p> <p>〔美術工芸品〕 在寺や旧家が所蔵する絵画や古文書について、向日市文化資料館を中心として調査を行い、台帳にするとともに、展示や普及活動などに活用している。</p>  <p>写真 1-4-5-6 南真経寺庭園</p>  <p>写真 1-4-5-7 板壁絵「稲に繪図」（向日神社拝殿 内部北側）</p> <p>53</p>

■新旧対照表

新

旧

(P54)

(P54)

考古資料については、昭和29年(1954)以来行っている埋蔵文化財発掘調査出土品について、整理、分類し、平成30年(2018)3月31日現在、全11,820箱、71,721個体をデータベース化している。

考古資料については、昭和29年(1954)以来行っている埋蔵文化財発掘調査出土品について、整理、分類し、平成26年(2014)4月9日現在、全11,505箱、68,749個体をデータベース化している。



写真1-4-5-7 考古資料 墨書人面土器



写真1-4-5-8 考古資料「東院」などの墨書土器



写真1-4-5-6 考古資料 墨書人面土器



写真1-4-5-9 考古資料「東院」などの墨書土器

〔記念物(史跡)〕

—向日丘陵上に残る古墳の範囲を確認し、周辺の竹林景観とともに活用を検討するため、昭和58年度(1983)から物堂女車塚古墳、平成10年度(1998)から寺戸大塚古墳、平成13年度(2001)から五塚原古墳、平成18年度(2006)から元稲荷古墳、平成21年度(2009)から南条3号墳の発掘調査を行ってきた。—
—この中で資料が整理できた寺戸大塚古墳は、平成26年(2014)7月25日付けで意見具申し、平成27年(2015)3月10日に史跡指定された。その他の古墳についても、条件が整ったものから、順次、史跡指定の意見具申を行っている。—
—また、この間、寺戸大塚古墳と竹林を活用し、竹行灯を灯す「竹の径・かぐやのタベ」が市民により行われている。

〔記念物(史跡)〕

向日丘陵上に残る古墳の範囲を確認し、周辺の竹林景観とともに活用を検討するため、昭和58年度(1983)から物堂女車塚古墳、平成10年度(1998)から寺戸大塚古墳、平成13年度(2001)から五塚原古墳、平成18年度(2006)から元稲荷古墳、平成21年度(2009)から南条3号墳の発掘調査を行ってきた。
この中で資料が整理できた寺戸大塚古墳は、平成26年(2014)7月25日付けで意見具申し、平成27年(2015)3月10日に史跡指定された。その他の古墳についても、条件が整ったものから、順次、史跡指定の意見具申を行っている。
また、この間、寺戸大塚古墳と竹林を活用し、竹行灯を灯す「竹の径・かぐやのタベ」が市民により行われている。



写真1-4-5-10 「竹の径・かぐやのタベ」準備の様子



写真1-4-5-11 寺戸大塚古墳石室検出状況

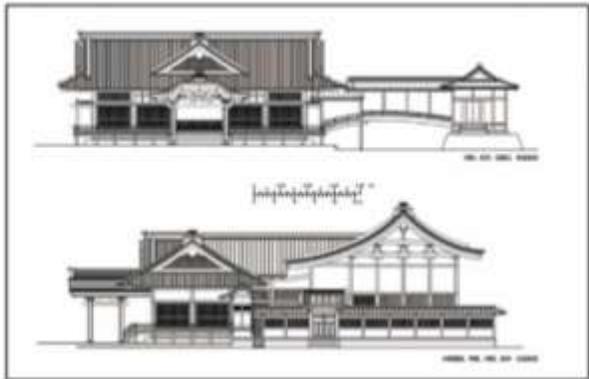
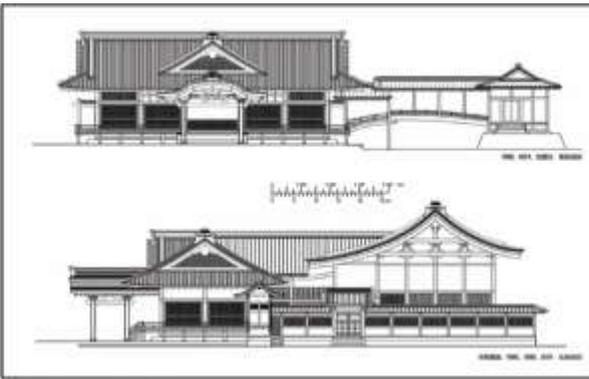


写真1-4-5-10 「竹の径・かぐやのタベ」準備の様子



写真1-4-5-11 寺戸大塚古墳石室検出状況

■新旧対照表

新	旧
<p>(P66)</p>  <p>図2-1-2-14 向日神社 立面図</p> <p>◎その他の建造物</p> <p>本殿以外の向日神社の建造物は、平成27年(2015)8月4日に国の登録文化財に登録され、(建造物周囲の堀垣や門も含む、後掲表⑤の稲荷社は除く。)長く続く石畳の参道を登った境内にさまざまな社殿が点在するたたずまいは、乙訓屈指の古社にふさわしい規模と雰囲気を感じ出している。こうした現在の景観は、おもに幕末に近い天保年間(1830～1844)の大改修によって形づくられた。本殿が南向きから東向きに引き直されるのにあわせて、その他の建造物も東からのびる参道の方角を意識し、この時新たに建てられたものが多い。明治時代以降も、配置を見直し、新たに建物を移築するなど、不断に手を加えながら、神社としての荘厳に努められてきた。</p> <p>—これら本殿以外の境内建造物について、平成25年(2013)度に調査を実施し、建造物周囲の堀垣や門も含めて、登録有形文化財となるよう、平成26年(2014)10月、意見具申を行い、平成27年(2015)3月、国の文化審議会から文部科学大臣に答申されたところである(後掲表⑤の稲荷社は除く)。</p> <p>以下、境内の各建造物について、基本的な事項を表形式で紹介しながら、個別の価値と景観全体に果たす役割を明らかにしていく。</p>	<p>(P66)</p>  <p>図2-1-2-14 向日神社 立面図</p> <p>◎その他の建造物</p> <p>本殿以外の向日神社の建造物は、今のところ文化財指定は受けておらず、あまり注目されてこなかったが、長く続く石畳の参道を登った境内にさまざまな社殿が点在するたたずまいは、乙訓屈指の古社にふさわしい規模と雰囲気を感じ出している。こうした現在の景観は、おもに幕末に近い天保年間(1830～1844)の大改修によって形づくられた。本殿が南向きから東向きに引き直されるのにあわせて、その他の建造物も東からのびる参道の方角を意識し、この時新たに建てられたものが多い。明治時代以降も、配置を見直し、新たに建物を移築するなど、不断に手を加えながら、神社としての荘厳に努められてきた。</p> <p>これら本殿以外の境内建造物について、平成25年(2013)度に調査を実施し、建造物周囲の堀垣や門も含めて、登録有形文化財となるよう、平成26年(2014)10月、意見具申を行い、平成27年(2015)3月、国の文化審議会から文部科学大臣に答申されたところである(後掲表⑤の稲荷社は除く)。</p> <p>以下、境内の各建造物について、基本的な事項を表形式で紹介しながら、個別の価値と景観全体に果たす役割を明らかにしていく。</p>

■新旧対照表

新				旧					
(P68)	名称・形状	造立年代	特徴	写真	(P68)	名称・形状	造立年代	特徴	写真
	①祖霊社本殿 正面4.0m 奥行5.0m 入母屋造 妻入 棧瓦葺	元禄元年 (1690) 棟札	祖霊社は社蔵の近世の絵図では神供所・御祈禱所と記されている建物で、現在の屋根の前方の棟東側面に元禄元年の棟札が打ち付けてある。組物も用いないきわめて簡素な建物であり、内部の改造も少ないが、天保の境内整備以前の建物が残る点で、境内の変遷を知る上で重要であり、外側の白壁も目立つ瀟洒な建物である。			①祖霊社 正面4.0m 奥行5.0m 入母屋造 妻入 棧瓦葺	元禄元年 (1690) 棟札	祖霊社は社蔵の近世の絵図では神供所・御祈禱所と記されている建物で、現在の階位の前方の棟東側面に元禄元年の棟札が打ち付けてある。組物も用いないきわめて簡素な建物であり、内部の改造も少ないが、天保の境内整備以前の建物が残る点で、境内の変遷を知る上で重要であり、外側の白壁も目立つ瀟洒な建物である。	
	②祖霊社渡廊 桁行9.8m 梁間1.5m 切妻造 一部切り下げ 棧瓦葺	19世紀中期	境内中央部の拝殿と祖霊社を繋ぐのが渡廊で、建立年代を示す史料はないが、紅葉絵様や風触れから見て、天保年間の造営時期に一連で建てられたとみられている。反り梁がった床板や反りのある垂木など、軽快感もあるが、軸部は木太く、拝殿と一体に作られてまとまりのある景観を作り出している。			②祖霊社渡廊 桁行9.8m 梁間1.5m 切妻造 一部切り下げ 棧瓦葺	19世紀中期	境内中央部の拝殿と祖霊社を繋ぐのが渡廊で、建立年代を示す史料はないが、紅葉絵様や風触れから見て、天保年間の造営時期に一連で建てられたとみられている。反り梁がった床板や反りのある垂木など、軽快感もあるが、軸部は木太く、拝殿と一体に作られてまとまりのある景観を作り出している。	
	③五社神社本殿 桁行三間 梁間一間 切妻造 棧瓦葺	19世紀中期	現在、同杉・石神・三嶋嶋・加茂・春日の五社を祀る。しかし天明8年(1788)の社蔵絵図では拝殿の横に「末社六社」と描かれる社があり、また天保13年(1842)の文書に「末社稲荷社」を引き直したとある。本殿の向きを変更したのに伴って、末社・稲荷社も移動したのであろう。紅葉絵様などから見て、天保頃に建て替えられたものと判断される。本殿・拝殿に隣接して主要な末社がまとめて祀られた建物で、近世末以来の境内の景観を伝える建物である。			③五社神社 桁行三間 梁間一間 切妻造 棧瓦葺	19世紀中期	現在、同杉・石神・三嶋嶋・加茂・春日の五社を祀る。しかし天明8年(1788)の社蔵絵図では拝殿の横に「末社六社」と描かれる社があり、また天保13年(1842)の文書に「末社稲荷社」を引き直したとある。本殿の向きを変更したのに伴って、末社・稲荷社も移動したのであろう。紅葉絵様などから見て、天保頃に建て替えられたものと判断される。本殿・拝殿に隣接して主要な末社がまとめて祀られた建物で、近世末以来の境内の景観を伝える建物である。	
	④天満宮社本殿 桁行正面三間 背面二間 切妻造 正面一間向拝 切妻造 妻入 棧瓦葺	天保4年 (1833) (社蔵向日 社年表草 稿)	参道北側に位置する。本殿は社蔵の「向日社年表草稿」に天保4年(1833)の造営と書かれていて、様式的にも認められる。全体の形式は単純ではあるが、外部の細部や内部にそれぞれ工夫が凝らされた上質な建物である。妻飾などに透かし彫りの金具を打って、華麗に飾っている。天満宮にふさわしい意匠と質を持った建物として貴重である。			④天満宮社 桁行正面三間 背面二間 切妻造 正面一間向拝 切妻造 妻入 棧瓦葺	天保4年 (1833) (社蔵向日 社年表草 稿)	参道北側に位置する。本殿は社蔵の「向日社年表草稿」に天保4年(1833)の造営と書かれていて、様式的にも認められる。全体の形式は単純ではあるが、外部の細部や内部にそれぞれ工夫が凝らされた上質な建物である。妻飾などに透かし彫りの金具を打って、華麗に飾っている。天満宮にふさわしい意匠と質を持った建物として貴重である。	

■新旧対照表

新				旧																															
(P70)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称・形状</th> <th>造立年代</th> <th>特徴</th> <th>写真</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①勝山稲荷神社社殿 桁行三間 梁間二間 入母屋造 (向拝) 一間 銅板葺</td> <td>昭和初期</td> <td>建立年代を示す史料はないが、様式から昭和初期と考えられる。本鳥に見られる大仏様や神宗様の意匠の翻案、中世的な技法の使用など、戦前の文化財修理技師の設計である可能性を想定させる。近代の神社建築の一類型に属する、良質の建物である。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>②客殿 木造平屋建 入母屋造 椀瓦葺</td> <td>昭和初期</td> <td>昭和40年(1969)前後に大阪府島本町にあった青年研修施設を移築した建物と伝える。建立年代を示す史料はないが、形式・意匠から昭和の戦前に建てられたと考えられる。木造和風の基本に則り簡潔にまとめられた建物であって、昭和初期に建てられた近代和風建築の典型的な遺構といえる。神社の施設にうまく転用され、使われてきた建物で、向日神社境内の景観にも欠かすことができない建物である。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③御霊神社 一間社流見 世棚造 栴蓐 (覆屋) 桁行2.9m 梁間3.5m 庇造 椀瓦葺</td> <td>17世紀中期 (覆屋は19世紀前期)</td> <td>もとは物集女村(現在の向日市物集女町)にあった御霊社を明治10年(1977)に合祀したものと伝えている。本殿の建立年代を示す史料はないが、様式・技法から17世紀前期までさかのぼると考えられる。移築に際してと思われる部材の取り替えもあるが、古風な形式でまとめられ、また見世棚造としては比較的規模の大きい社殿として、境内の景観に欠かすことができない建物である。なお、合祀されたことになっているが、現在も物集女地区内には昔からの御霊社の場所に別の社殿が建てられており、そこを中心に物集女地区の行事も執り行われている。覆屋は御霊社を保護するために建てられたものであり、様式と傍にある石灯籠の文政5年の紀年から文政5年(1822)前後の造立と考えられている。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称・形状	造立年代	特徴	写真	①勝山稲荷神社社殿 桁行三間 梁間二間 入母屋造 (向拝) 一間 銅板葺	昭和初期	建立年代を示す史料はないが、様式から昭和初期と考えられる。本鳥に見られる大仏様や神宗様の意匠の翻案、中世的な技法の使用など、戦前の文化財修理技師の設計である可能性を想定させる。近代の神社建築の一類型に属する、良質の建物である。		②客殿 木造平屋建 入母屋造 椀瓦葺	昭和初期	昭和40年(1969)前後に大阪府島本町にあった青年研修施設を移築した建物と伝える。建立年代を示す史料はないが、形式・意匠から昭和の戦前に建てられたと考えられる。木造和風の基本に則り簡潔にまとめられた建物であって、昭和初期に建てられた近代和風建築の典型的な遺構といえる。神社の施設にうまく転用され、使われてきた建物で、向日神社境内の景観にも欠かすことができない建物である。		③御霊神社 一間社流見 世棚造 栴蓐 (覆屋) 桁行2.9m 梁間3.5m 庇造 椀瓦葺	17世紀中期 (覆屋は19世紀前期)	もとは物集女村(現在の向日市物集女町)にあった御霊社を明治10年(1977)に合祀したものと伝えている。本殿の建立年代を示す史料はないが、様式・技法から17世紀前期までさかのぼると考えられる。移築に際してと思われる部材の取り替えもあるが、古風な形式でまとめられ、また見世棚造としては比較的規模の大きい社殿として、境内の景観に欠かすことができない建物である。なお、合祀されたことになっているが、現在も物集女地区内には昔からの御霊社の場所に別の社殿が建てられており、そこを中心に物集女地区の行事も執り行われている。覆屋は御霊社を保護するために建てられたものであり、様式と傍にある石灯籠の文政5年の紀年から文政5年(1822)前後の造立と考えられている。		(P70)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称・形状</th> <th>造立年代</th> <th>特徴</th> <th>写真</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①勝山稲荷神社社殿 桁行三間 梁間二間 入母屋造 (向拝) 一間 銅板葺</td> <td>昭和初期</td> <td>建立年代を示す史料はないが、様式から昭和初期と考えられる。本鳥に見られる大仏様や神宗様の意匠の翻案、中世的な技法の使用など、戦前の文化財修理技師の設計である可能性を想定させる。近代の神社建築の一類型に属する、良質の建物である。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>②客殿 木造平屋建 入母屋造 椀瓦葺</td> <td>昭和初期</td> <td>昭和40年(1969)前後に大阪府島本町にあった青年研修施設を移築した建物と伝える。建立年代を示す史料はないが、形式・意匠から昭和の戦前に建てられたと考えられる。木造和風の基本に則り簡潔にまとめられた建物であって、昭和初期に建てられた近代和風建築の典型的な遺構といえる。神社の施設にうまく転用され、使われてきた建物で、向日神社境内の景観にも欠かすことができない建物である。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③御霊神社 一間社流見 世棚造 栴蓐 (覆屋) 桁行2.9m 梁間3.5m 庇造 椀瓦葺</td> <td>17世紀中期 (覆屋は19世紀前期)</td> <td>もとは物集女村(現在の向日市物集女町)にあった御霊社を明治10年(1977)に合祀したものと伝えている。本殿の建立年代を示す史料はないが、様式・技法から17世紀前期までさかのぼると考えられる。移築に際してと思われる部材の取り替えもあるが、古風な形式でまとめられ、また見世棚造としては比較的規模の大きい社殿として、境内の景観に欠かすことができない建物である。なお、合祀されたことになっているが、現在も物集女地区内には昔からの御霊社の場所に別の社殿が建てられており、そこを中心に物集女地区の行事も執り行われている。覆屋は御霊社を保護するために建てられたものであり、様式と傍にある石灯籠の文政5年の紀年から文政5年(1822)前後の造立と考えられている。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称・形状	造立年代	特徴	写真	①勝山稲荷神社社殿 桁行三間 梁間二間 入母屋造 (向拝) 一間 銅板葺	昭和初期	建立年代を示す史料はないが、様式から昭和初期と考えられる。本鳥に見られる大仏様や神宗様の意匠の翻案、中世的な技法の使用など、戦前の文化財修理技師の設計である可能性を想定させる。近代の神社建築の一類型に属する、良質の建物である。		②客殿 木造平屋建 入母屋造 椀瓦葺	昭和初期	昭和40年(1969)前後に大阪府島本町にあった青年研修施設を移築した建物と伝える。建立年代を示す史料はないが、形式・意匠から昭和の戦前に建てられたと考えられる。木造和風の基本に則り簡潔にまとめられた建物であって、昭和初期に建てられた近代和風建築の典型的な遺構といえる。神社の施設にうまく転用され、使われてきた建物で、向日神社境内の景観にも欠かすことができない建物である。		③御霊神社 一間社流見 世棚造 栴蓐 (覆屋) 桁行2.9m 梁間3.5m 庇造 椀瓦葺	17世紀中期 (覆屋は19世紀前期)	もとは物集女村(現在の向日市物集女町)にあった御霊社を明治10年(1977)に合祀したものと伝えている。本殿の建立年代を示す史料はないが、様式・技法から17世紀前期までさかのぼると考えられる。移築に際してと思われる部材の取り替えもあるが、古風な形式でまとめられ、また見世棚造としては比較的規模の大きい社殿として、境内の景観に欠かすことができない建物である。なお、合祀されたことになっているが、現在も物集女地区内には昔からの御霊社の場所に別の社殿が建てられており、そこを中心に物集女地区の行事も執り行われている。覆屋は御霊社を保護するために建てられたものであり、様式と傍にある石灯籠の文政5年の紀年から文政5年(1822)前後の造立と考えられている。	
名称・形状	造立年代	特徴	写真																																
①勝山稲荷神社社殿 桁行三間 梁間二間 入母屋造 (向拝) 一間 銅板葺	昭和初期	建立年代を示す史料はないが、様式から昭和初期と考えられる。本鳥に見られる大仏様や神宗様の意匠の翻案、中世的な技法の使用など、戦前の文化財修理技師の設計である可能性を想定させる。近代の神社建築の一類型に属する、良質の建物である。																																	
②客殿 木造平屋建 入母屋造 椀瓦葺	昭和初期	昭和40年(1969)前後に大阪府島本町にあった青年研修施設を移築した建物と伝える。建立年代を示す史料はないが、形式・意匠から昭和の戦前に建てられたと考えられる。木造和風の基本に則り簡潔にまとめられた建物であって、昭和初期に建てられた近代和風建築の典型的な遺構といえる。神社の施設にうまく転用され、使われてきた建物で、向日神社境内の景観にも欠かすことができない建物である。																																	
③御霊神社 一間社流見 世棚造 栴蓐 (覆屋) 桁行2.9m 梁間3.5m 庇造 椀瓦葺	17世紀中期 (覆屋は19世紀前期)	もとは物集女村(現在の向日市物集女町)にあった御霊社を明治10年(1977)に合祀したものと伝えている。本殿の建立年代を示す史料はないが、様式・技法から17世紀前期までさかのぼると考えられる。移築に際してと思われる部材の取り替えもあるが、古風な形式でまとめられ、また見世棚造としては比較的規模の大きい社殿として、境内の景観に欠かすことができない建物である。なお、合祀されたことになっているが、現在も物集女地区内には昔からの御霊社の場所に別の社殿が建てられており、そこを中心に物集女地区の行事も執り行われている。覆屋は御霊社を保護するために建てられたものであり、様式と傍にある石灯籠の文政5年の紀年から文政5年(1822)前後の造立と考えられている。																																	
名称・形状	造立年代	特徴	写真																																
①勝山稲荷神社社殿 桁行三間 梁間二間 入母屋造 (向拝) 一間 銅板葺	昭和初期	建立年代を示す史料はないが、様式から昭和初期と考えられる。本鳥に見られる大仏様や神宗様の意匠の翻案、中世的な技法の使用など、戦前の文化財修理技師の設計である可能性を想定させる。近代の神社建築の一類型に属する、良質の建物である。																																	
②客殿 木造平屋建 入母屋造 椀瓦葺	昭和初期	昭和40年(1969)前後に大阪府島本町にあった青年研修施設を移築した建物と伝える。建立年代を示す史料はないが、形式・意匠から昭和の戦前に建てられたと考えられる。木造和風の基本に則り簡潔にまとめられた建物であって、昭和初期に建てられた近代和風建築の典型的な遺構といえる。神社の施設にうまく転用され、使われてきた建物で、向日神社境内の景観にも欠かすことができない建物である。																																	
③御霊神社 一間社流見 世棚造 栴蓐 (覆屋) 桁行2.9m 梁間3.5m 庇造 椀瓦葺	17世紀中期 (覆屋は19世紀前期)	もとは物集女村(現在の向日市物集女町)にあった御霊社を明治10年(1977)に合祀したものと伝えている。本殿の建立年代を示す史料はないが、様式・技法から17世紀前期までさかのぼると考えられる。移築に際してと思われる部材の取り替えもあるが、古風な形式でまとめられ、また見世棚造としては比較的規模の大きい社殿として、境内の景観に欠かすことができない建物である。なお、合祀されたことになっているが、現在も物集女地区内には昔からの御霊社の場所に別の社殿が建てられており、そこを中心に物集女地区の行事も執り行われている。覆屋は御霊社を保護するために建てられたものであり、様式と傍にある石灯籠の文政5年の紀年から文政5年(1822)前後の造立と考えられている。																																	
70	70																																		

■新旧対照表

新	旧
<p>(P101)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>図2-2-2-4 丘の上に造られた長岡宮の様子 (復元イラスト)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>図2-2-2-5 都づくりの様子 (復元イラスト)</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;">  <p>写真2-2-2-6 造営のための整地 (造成の痕跡)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>写真2-2-2-7 礎石建物の検出状況</p> </div> </div> <p>3 出土遺物</p> <p>都の中心である大極殿や朝堂院は、いち早く建設する必要があったため、大阪の難波宮の建物を移築することにより、長岡京の建設が進められた。これを裏付けるように、発掘調査では、難波宮で使われていた瓦が大量に出土している。</p> <p>長岡京跡の発掘調査により、瓦をはじめ、さまざまな食器や漆など多様な遺物が出土しており、その点数は、整理済みのものでコンテナ（8600×0450×0150 cm）で11,826箱、71,721個体を数える。その他にも、文字資料として木簡約5,000点があり、「幻の都」であった長岡京を「現の都」とするための貴重な財産となっている。</p> <p>長岡京跡は、多数の遺物が出土する貴重な遺跡であり、これらを詳細に整理分析することにより、長岡京期の政治、経済、生活、祭祀などが明らかになってきている。</p>	<p>(P101)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>図2-2-2-4 丘の上に造られた長岡宮の様子 (復元イラスト)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>図2-2-2-5 都づくりの様子 (復元イラスト)</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;">  <p>写真2-2-2-6 造営のための整地 (造成の痕跡)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>写真2-2-2-7 礎石建物の検出状況</p> </div> </div> <p>3 出土遺物</p> <p>都の中心である大極殿や朝堂院は、いち早く建設する必要があったため、大阪の難波宮の建物を移築することにより、長岡京の建設が進められた。これを裏付けるように、発掘調査では、難波宮で使われていた瓦が大量に出土している。</p> <p>長岡京跡の発掘調査により、瓦をはじめ、さまざまな食器や漆など多様な遺物が出土しており、その点数は、整理済みのものでコンテナ（8600×0450×0150 cm）で11,343箱、66,521個体を数える。その他にも、文字資料として木簡約5,000点があり、「幻の都」であった長岡京を「現の都」とするための貴重な財産となっている。</p> <p>長岡京跡は、多数の遺物が出土する貴重な遺跡であり、これらを詳細に整理分析することにより、長岡京期の政治、経済、生活、祭祀などが明らかになってきている。</p>
101	101

■新旧対照表

新	旧
<p>(P107)</p>  <p>図2-2-4-7 長岡宮内裏 復元図</p> <p>写真2-2-4-7 内裏検出状況 《公益財団法人向日市埋蔵文化財センター所蔵》</p> <p>〔長岡宮大極殿遺蹟顕彰碑〕 史跡長岡宮跡の大極殿地区として整備した地の南東に、市内最大の石碑が西面して建っている。高さ約1mの平積み台座の中央に基礎石を置き、幅約0.4m、高さ4.275mの竿石（碑身）を乗せ、総高5.61mを測る。 顕彰碑の正（西）面には、「長岡宮城大極殿遺址」と、裏（東）面には「明治廿八年二月同志相謀建此碑 碑面題字大勲位見親王之書也 山階宮家令正六位勲五等黒岩直方謹記」と刻まれている。 本地は、昭和36年（1961）の発掘調査により大極殿の遺構が検出され、昭和40年（1965）に京都府教育委員会により史跡整備され、以後、本市が大極殿公園として活用している。 この顕彰碑は、現在地から北西へ約100mの地点（現：北大極殿公園）に約120年前に建立されていたものを、史跡整備に際して本地に移設したものである。</p>  <p>写真2-2-4-9 当初の建立地 《京都府立総合資料館所蔵》</p>  <p>写真2-2-4-10 移設される顕彰碑</p> <p>107</p>	<p>(P107)</p>  <p>図2-2-4-7 長岡宮内裏 復元図</p> <p>写真2-2-4-7 内裏検出状況 《公益財団法人向日市埋蔵文化財センター所蔵》</p> <p>〔長岡宮大極殿遺蹟顕彰碑〕 史跡長岡宮跡の大極殿地区として整備した地の南東に、市内最大の石碑が西面して建っている。高さ約1mの平積み台座の中央に基礎石を置き、幅約0.4m、高さ4.275mの竿石（碑身）を乗せ、総高5.61mを測る。 顕彰碑の正（西）面には、「長岡宮城大極殿遺址」と、裏（東）面には「明治廿八年二月同志相謀建此碑 碑面題字大勲位見親王之書也 山階宮家令正六位勲五等黒岩直方謹記」と刻まれている。 本地は、昭和36年（1961）の発掘調査により大極殿の遺構が検出され、昭和40年（1965）に京都府教育委員会により史跡整備され、以後、本市が大極殿公園として活用している。 この顕彰碑は、現在地から北西へ約100mの地点（現：北大極殿公園）に約120年前に建立されていたものを、史跡整備に際して本地に移設したものである。</p>  <p>写真2-2-4-9 当初の建立地 《京都府立総合資料館所蔵》</p>  <p>写真2-2-4-10 移設される顕彰碑</p> <p>107</p>

■新旧対照表

新	旧
<p>(P140)</p> <div data-bbox="331 252 638 502"> <p>図 2-3-3-8 中小路家住宅 現在の配置図 (登録時)</p> </div> <div data-bbox="672 252 978 539"> <p>図 2-3-3-9 中小路家住宅 幕末の「主屋見取図」</p> </div> <div data-bbox="331 614 638 805"> <p>写真 2-3-3-10 中小路家住宅 現在の主屋内部の様子</p> </div> <p>(5) その他の古いまちなみや石造物</p> <p>向日市内の寺戸や龜冠井、上植野の西国街道沿いには、江戸～昭和期の町家建築が断片的にみられ、歴史を感じる良好な景観が形成されている。向日市では、平成4年(1992)に上植野町河原町付近の西国街道を「歴史の道」として、石畳や燈ある街灯により整備した。平成23年度(2011)からは、寺戸などで西国街道をモチーフにして、片側に石畳のカラー舗装を実施するなど、街道のイメージを活かした道路整備事業を実施している。</p> <p>また沿道には、江戸時代から当地において盛んである愛宕講によって町内ごとに建てられた石燈籠が数多くみられ、大正時代の道路元標などの石造物もある。観音に奉納があるとして信仰を集めた西山橋谷寺(現長岡京市)への分岐点である向日町五辻には、幕末に建てられ、昭和40年代(1965～1974)の道路拡幅によって移転していた大燈籠を、地元住民の熱意により元の場所に集積りさせるなど、街道沿いの雰囲気復活させる取組みも、近年みられるようになっている。</p>	<p>(P140)</p> <div data-bbox="1232 252 1538 502"> <p>図 2-3-3-8 中小路家住宅 現在の配置図</p> </div> <div data-bbox="1572 252 1879 539"> <p>図 2-3-3-9 中小路家住宅 幕末の「主屋見取図」</p> </div> <div data-bbox="1232 614 1538 805"> <p>写真 2-3-3-10 中小路家住宅 現在の主屋内部の様子</p> </div> <p>(5) その他の古いまちなみや石造物</p> <p>向日市内の寺戸や龜冠井、上植野の西国街道沿いには、江戸～昭和期の町家建築が断片的にみられ、歴史を感じる良好な景観が形成されている。向日市では、平成4年(1992)に上植野町河原町付近の西国街道を「歴史の道」として、石畳や燈ある街灯により整備した。平成23年度(2011)からは、寺戸などで西国街道をモチーフにして、片側に石畳を配した道路舗装を実施するなど、街道のイメージを活かした道路整備事業を実施している。</p> <p>また沿道には、江戸時代から当地において盛んである愛宕講によって町内ごとに建てられた石燈籠が数多くみられ、大正時代の道路元標などの石造物もある。観音に奉納があるとして信仰を集めた西山橋谷寺(現長岡京市)への分岐点である向日町五辻には、幕末に建てられ、昭和40年代(1965～1974)の道路拡幅によって移転していた大燈籠を、地元住民の熱意により元の場所に集積りさせるなど、街道沿いの雰囲気復活させる取組みも、近年みられるようになっている。</p>
140	140

■新旧対照表

新

旧

(P180)

(P180)



図 2-5-6-1 両日丘陵のおもな古墳 (分布)

図 2-5-6-1 両日丘陵のおもな古墳 (分布)



写真 2-5-6-1 元稲荷古墳の発掘現場



写真 2-5-6-2 元稲荷古墳の発掘現場



写真 2-5-6-1 元稲荷古墳の発掘現場



写真 2-5-6-2 元稲荷古墳の発掘現場

■新旧対照表

新

(P201) 桜並木をはじめとする景観を守り、歴史・文化資源を大切に住民憲章を「西向日桜並木のまち憲章」としてまとも広く発信するなど、特色ある活動が続けられている。こうした住生活動が積み重ねられ、西向日住宅地は、平成30年3月に「西向日・桜の里と住宅地景観」として、京都府景観賞賞状に登録された。



写真2-6-2-16 桜ライトアップイベントの様子



図2-6-2-12 「西向日の桜並木と景観を保存する会」が発行する「西向日まち物語」



京都府景観賞登録証

西向日・桜の里と住宅地景観

図2-6-2-14 京都府景観賞登録証



西向日桜並木のまち憲章

図2-6-2-13 西向日桜並木のまち憲章



写真2-6-2-17 桜並木植樹祭の様子



写真2-6-2-18 桜並木まちなみウォーク

旧

(P201) 桜並木をはじめとする景観を守り、歴史・文化資源を大切に住民憲章を「西向日桜並木のまち憲章」としてまとも広く発信するなど、特色ある活動が続けられている。



写真2-6-2-16 桜ライトアップイベントの様子



図2-6-2-12 「西向日の桜並木と景観を保存する会」が発行する「西向日まち物語」



西向日桜並木のまち憲章

図2-6-2-13 西向日桜並木のまち憲章



写真2-6-2-17 桜並木植樹祭の様子



写真2-6-2-18 桜並木まちなみウォーク

■新旧対照表

新	旧
<p>(P210) 第2節 総合計画などの上位計画と関連計画における歴史的風致維持向上計画の位置付け</p> <p>本市は、すべての市民の皆様に向日市が「ふるさと」であると思っただけけるよう、そして「向日市を良くしたい」という思いが行動につながるよう、まちづくりに取り組むとともに、歴史を活かした「ふるさと向日市」の創生を図るため、「ふるさと向日市創生計画」を策定した。</p> <p>上位計画である「ふるさと向日市創生計画」のもと、各種施策を実施しているところであるが、中でも、市内に豊富に存在する歴史的資源を活用したまちづくりを重視しており、「第3次向日市都市計画マスタープラン」「向日市文化創造プラン（改訂版）」「向日市緑の基本計画」をはじめとした関連計画にも、重要施策としてさまざまな取組みを掲げている。</p> <p>ここでは、歴史的風致の維持向上に関連する上位および関連計画などについて整理する。</p> <div data-bbox="309 544 999 1238"> <p style="text-align: center;">向日市歴史的風致維持向上計画の位置付け</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「歴史まちづくり法」第4条の規定による「歴史的風致維持向上方針」に基づき、同法第5条の規定による「歴史的風致維持向上計画」として策定 ○ 上位計画である「ふるさと向日市創生計画」と整合・連携 ○ 関連計画である「向日市都市計画マスタープラン」「向日市文化創造プラン」「向日市緑の基本計画」と調整・連携 ○ 取組中である「(仮称)向日市景観計画」との整合 ○ 都市計画行政と文化財行政およびその他の関連する施策、担当部署と連携し、歴史的風致の維持および向上の取組みを推進 </div> <p>図3-2-1-1 計画の位置付け</p>	<p>(P210) 第2節 総合計画などの上位計画と関連計画における歴史的風致維持向上計画の位置付け</p> <p>本市は、目指すべき将来都市像と、それを実現するための基本となる政策を明らかにし、まちが丸となって、協働で新たなまちの歴史を創っていくための共通の指針となる「第5次向日市総合計画」を策定している。</p> <p>最上位計画である総合計画のもと、各種施策を推進しているところであるが、中でも、市内に豊富に存在する歴史的資源を活用したまちづくりを重視しており「第2次向日市都市計画マスタープラン」「向日市文化創造プラン（改訂版）」「向日市緑の基本計画」をはじめとした関連計画にも、重要施策としてさまざまな取組みを掲げている。</p> <p>ここでは、歴史的風致の維持向上に関連する上位および関連計画などについて整理する。</p> <div data-bbox="1205 571 1939 1230"> <p style="text-align: center;">向日市歴史的風致維持向上計画の位置付け</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「歴史まちづくり法」第4条の規定による「歴史的風致維持向上方針」に基づき、同法第5条の規定による「歴史的風致維持向上計画」として策定 ○ 上位計画である「第5次向日市総合計画」と整合・連携 ○ 関連計画である「向日市都市計画マスタープラン」「向日市文化創造プラン」「向日市緑の基本計画」と調整・連携 ○ 取組中である「(仮称)向日市景観計画」との整合 ○ 都市計画行政と文化財行政およびその他の関連する施策、担当部署と連携し、歴史的風致の維持および向上の取組みを推進 </div> <p>図3-2-1-1 計画の位置付け</p>

■新旧対照表

新	旧
<p>(P211) 1 ふるさと向日市創生計画（平成 28 年（2016）3 月策定）</p> <p>ふるさと向日市創生計画は、すべての市民の皆様に向日市が「ふるさと」であると思っていただけるよう、まちづくりに取り組むとともに、歴史を活かした「ふるさと向日市」の創生を図るため、平成 31 年度までを計画期間として策定した。この計画は、第 5 次向日市総合計画基本構想を踏まえつつ、後期基本計画に代わる新たな計画として、今後、本市が目指すべき方向性を示したまちづくりの最上位計画と位置付けている。「ふるさと向日市創生計画」では、施策の柱の一つとして「歴史を活かし、活力と魅力あるまちづくり」を掲げている。古墳群や向日神社、史跡長岡宮跡、西田街道等遺跡と続く歴史、文化資源を活かし、また、「向日市歴史的風貌維持向上計画」認定を契機として、歴史の事実と魅力を国内外に発信し、まちの賑わいと活力を維持・創出することで、すべての市民の皆様に向日市を「ふるさと」として愛着と誇りを感じられるまちづくり、そして観光・交流等を通じて訪れた人が「訪れてよかった」「また訪れたい」「いつかは住みたい」と思われるまちづくりを進めることとしている。</p>	<p>(P211) 1 第 5 次向日市総合計画（平成 22 年（2010）3 月策定）</p> <p>第 5 次向日市総合計画は、目標年次を平成 31 年度（2019）に設定している。「長いくらしの歴史を持ち、美しい自然にも恵まれたまち」として、まちの魅力と個性を次代に継承していくため、市民みんなで力を合わせてまちづくりに取り組む指針として「活力とやすらぎのあるまち みんなでつくる 7.67 向日」を将来都市像に掲げ、その実現を目指している。</p> <p>第 3 次総合計画では、基本施策に「交流でにぎわいを創る」「歴史を未来につなぐ」を掲げている。長岡宮跡をはじめとする文化財の保護と積極的な活用に向け、歴史的遺産と風土を活かしたまちづくりを推進するため、「歴史や文化資源を生かした観光の振興」「大極楽を生かしたまちづくり」「文化財を生かしたまちづくり」「歴史的建造物の調査と保護、活用の促進」をうたっている。</p> <p>また、コンパクトな市域面積の中に 3 つの鉄道駅があり、国道 171 号が南北に走るなど交通の利便性が高い。京都・大阪間に位置することから住宅都市として発展してきたことも考慮し、効果的・効率的な活用に留意し、自然環境との調和に配慮した土地利用として 5 つのゾーンに分け、さらに、将来都市像で掲げる「活力とやすらぎのあるまち」を土地利用の面から実現するため「活力軸」と「やすらぎ軸」を設定している。</p> <p>特に「やすらぎ軸」においては、竹林などの自然資源や歴史的資源、地域文化を活かした特色ある機能の保全・整備や沿道景観の向上、歩いて楽しめる空間づくりを目指し軸と位置付けている。</p>

■新旧対照表

新

旧

(P222)

第4節 計画実現のための体制

本計画の実現、推進に向けて、ふるさと創生推進部会内に常設、建設産業部都市計画課および教育部文化財調査事務所が事務局となり、庁内関係各課で組織されている「向日市歴史まちづくり庁内推進会議」において、計画推進のための庁内の連絡・調整を行う。

また、国、京都府の関係機関との協議を行うとともに、相談や適切な支援を得る。歴史まちづくり法第11条の規定に基づき設置した「向日市歴史的風致維持向上協議会」は、事務局と連携し、計画の実施に関する連絡・調整を行う。

なお、必要に応じて、都市計画審議会や文化財保護審議会、文化財所有者、関係団体などと連絡・調整を行うものとする。

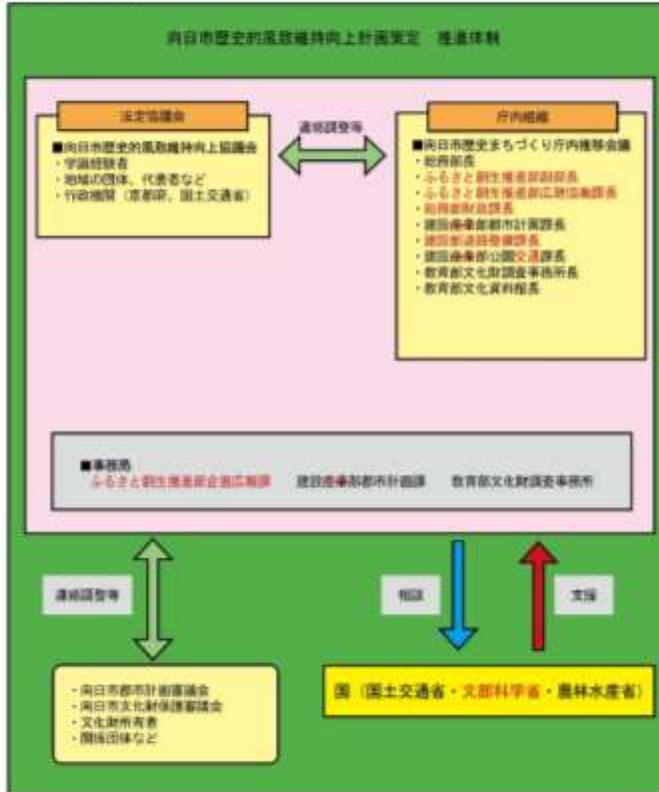


図3-4 推進体制

(P222)

第4節 計画実現のための体制

本計画の実現、推進に向けて、市長公室企画調整課、建設産業部都市計画課および教育部文化財調査事務所が事務局となり、庁内関係各課で組織されている「向日市歴史まちづくり庁内推進会議」において、計画推進のための庁内の連絡・調整を行う。

また、国、京都府の関係機関との協議を行うとともに、相談や適切な支援を得る。歴史まちづくり法第11条の規定に基づき設置した「向日市歴史的風致維持向上協議会」は、事務局と連携し、計画の実施に関する連絡・調整を行う。

なお、必要に応じて、都市計画審議会や文化財保護審議会、文化財所有者、関係団体などと連絡・調整を行うものとする。

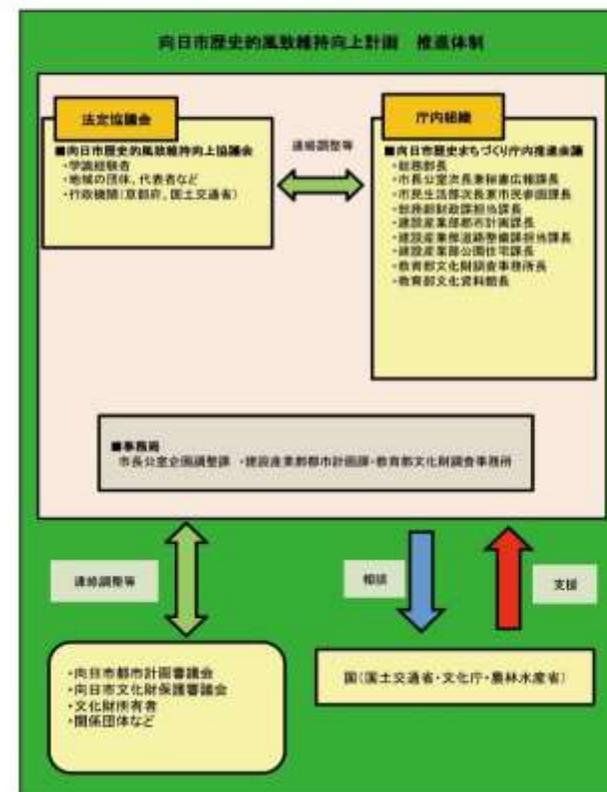
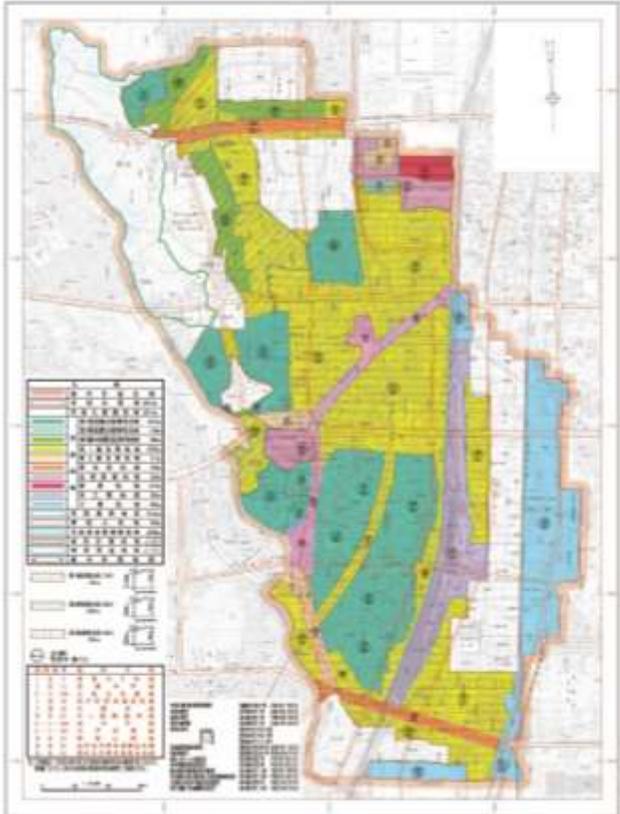
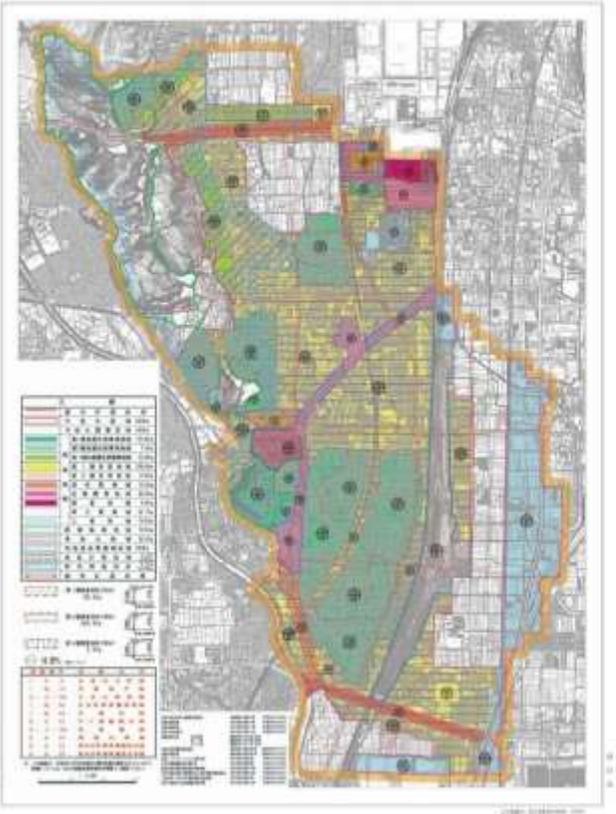


図3-4 推進体制

■新旧対照表

新	旧
<p>(P223) 第4章 重点区域の位置、範囲</p> <p>第1節 重点区域設定の考え方</p> <p>本計画における重点区域は、第2章「向日市の維持向上すべき歴史的風致」で記述した歴史的風致や第3章「歴史的風致維持向上に関する方針」で記述した課題・方針、さらには、本市がこれまで歴史・文化資源を活かすために実施してきたさまざまな取組みや施策、ふるさと向日市誕生計画をはじめとする各種関連計画における位置付けを踏まえることとする。</p> <p>第2章に示したように、本市における歴史的風致は、その地域特性や時代背景のもと「向日神社に係る歴史的風致（神社と各種祭礼）」「史跡長岡宮跡に係る歴史的風致（史跡長岡宮跡と大権殿祭）」「古代の街道に係る歴史的風致（説法石と題目跡）」「用水・ため池と条里制水田に係る歴史的風致」「竹林とタケノコ栽培に係る歴史的風致」「鉄道と住宅地開発に係る歴史的風致」の6つの歴史的風致が広がっている。</p> <p>しかしながら、近年、第3章で示したように「歴史的風致の認知に関する課題」「地域の伝統文化の継承・後継者育成に関する課題」「歴史・文化資源に関する課題」「景観に関する課題」「地域・観光振興に関する課題」など多くの課題を抱えており、それらを解決すべく、歴史的風致維持向上に関する基本方針として「歴史と文化に関する情報発信、情報提供に努め、『向日市』の認知度を高める」「地域の伝統文化の保存・継承、後継者の育成に努める」「歴史・文化資源を維持保全するとともに、活用を図る」「美しい景観の保全と修景に努める」「大権殿のあるまち向日市」にふさわしい地域・観光振興を推進する」を定めている。</p> <p>以上のことから、歴史的風致の維持・向上を重点的かつ一体的に推進していく必要がある区域で、国、府、市指定の文化財だけでなく、その他、歴史的建造物が集積し、そこで繰り広げられる人々の伝統的な活動が現在でも展開されており、それが歴史的建造物と一体となっている区域に設定する。</p> <p>なお、重点区域は、今後、本計画を推進することで、本市の歴史的風致の維持向上に効果的に寄与する範囲が生じた場合などに随時見直しものとする。</p> <p style="text-align: center;">223</p>	<p>(P223) 第4章 重点区域の位置、範囲</p> <p>第1節 重点区域設定の考え方</p> <p>本計画における重点区域は、第2章「向日市の維持向上すべき歴史的風致」で記述した歴史的風致や第3章「歴史的風致維持向上に関する方針」で記述した課題・方針、さらには、本市がこれまで歴史・文化資源を活かすために実施してきたさまざまな取組みや施策、第5次向日市総合計画をはじめとする各種関連計画における位置付けを踏まえることとする。</p> <p>第2章に示したように、本市における歴史的風致は、その地域特性や時代背景のもと「向日神社に係る歴史的風致（神社と各種祭礼）」「史跡長岡宮跡に係る歴史的風致（史跡長岡宮跡と大権殿祭）」「古代の街道に係る歴史的風致（説法石と題目跡）」「用水・ため池と条里制水田に係る歴史的風致」「竹林とタケノコ栽培に係る歴史的風致」「鉄道と住宅地開発に係る歴史的風致」の6つの歴史的風致が広がっている。</p> <p>しかしながら、近年、第3章で示したように「歴史的風致の認知に関する課題」「地域の伝統文化の継承・後継者育成に関する課題」「歴史・文化資源に関する課題」「景観に関する課題」「地域・観光振興に関する課題」など多くの課題を抱えており、それらを解決すべく、歴史的風致維持向上に関する基本方針として「歴史と文化に関する情報発信、情報提供に努め、『向日市』の認知度を高める」「地域の伝統文化の保存・継承、後継者の育成に努める」「歴史・文化資源を維持保全するとともに、活用を図る」「美しい景観の保全と修景に努める」「大権殿のあるまち向日市」にふさわしい地域・観光振興を推進する」を定めている。</p> <p>以上のことから、歴史的風致の維持・向上を重点的かつ一体的に推進していく必要がある区域で、国、府、市指定の文化財だけでなく、その他、歴史的建造物が集積し、そこで繰り広げられる人々の伝統的な活動が現在でも展開されており、それが歴史的建造物と一体となっている区域に設定する。</p> <p>なお、重点区域は、今後、本計画を推進することで、本市の歴史的風致の維持向上に効果的に寄与する範囲が生じた場合などに随時見直しものとする。</p> <p style="text-align: center;">223</p>

■新旧対照表

新	旧
<p>(P228) に必要な風致地区内における行為の制限を行うこととする。</p> <p>③ 都市計画道路の見直し 本市では、道路整備に伴う交通環境の変化や少子高齢化などの社会状況の変化を受けて、市内にある都市計画道路 12 路線を、将来のまちづくり計画と整合した都市計画道路網となるよう、都市計画道路の見直しを行った。この見直しの際には、本市の都市計画道路 12 路線中、11 路線が重点区域内に計画されていることから、道路評価の1つとして、道路整備による歴史的資産への影響の確認を行った。</p>  <p>図 4-4-1 都市計画図抜粋</p> <p>226</p>	<p>(P228) に必要な風致地区内における行為の制限を行うこととする。</p> <p>③ 都市計画道路の見直し 本市では、周辺の地域の道路整備が進み、少子高齢化など社会の状況が大きく変化していることから、市内にある都市計画道路 12 路線を、将来のまちづくり計画と整合した都市計画道路網となるよう都市計画道路の見直しを行っている。 この都市計画道路 12 路線中、11 路線が、重点区域内にあることから、見直しの際の道路評価の1つに、道路整備による歴史的資産への影響を確認することが含まれている。</p>  <p>図 4-4-1 都市計画図抜粋</p> <p>226</p>

■新旧対照表

新	旧
<p>(P231) 4 文化財保護法に基づく連携（史跡指定による保護）</p> <p>重点区域には、文化財保護法に基づく史跡長岡宮跡が点在している。指定地の面積は、15,696.45㎡である。史跡は、阪急西向日駅周辺の住宅密集地に所在することから、指定後、遅滞なく公有化を図り、その面積は13,378.39㎡、85.29%である。</p> <p>史跡指定地内で行われる現状変更は、公有化を前提として所有者、管理者と歴史的風致を踏まえた協議を行っていく。</p> <p>また、史跡指定地の拡充・拡大も進めており、次の2ゾーンを設け、今後も指定地の確実な保護を図る。</p> <p>〔宮中根ゾーン〕</p> <p>長岡宮跡の中根遺構として、発掘調査などにより遺構の解明を進め、その成果に基づき、追加指定、公有化を図り、出土遺構の保存整備を行う。</p> <p>遺構周辺部については、住宅地として、また、中根遺構周辺として景観の保全・創景に努め、大橋殿地区、朝堂院地区、内裏地区間のネットワークの強化を図る。</p> <p>〔宮西・北苑ゾーン〕</p> <p>遺構の範囲確認と詳細な遺構の性格を把握するため、積極的に発掘調査を推進する。調査の結果、重要な遺構と判断された場合は保全措置を講じる。</p> <p>これらについては、これまでの調査で確認されている重要な遺構と合わせて、地権者などの理解と協力を得て、長期的な視点で遺構の保存整備などによる活用を目指す。</p> <p>その他、宮跡（宮城）一帯については、遺跡地にふさわしい景観形成に向けて、住民や関係機関などへ協力を求める。</p> <p>また、宮中根ゾーンや当ゾーン内の重要な遺構や遺物の出土地、文化財を結ぶネットワークを設定し、向日市の歴史や文化の総合的な理解に役立てるものとする。</p>	<p>(P231) 4 文化財保護法に基づく連携（史跡指定による保護）</p> <p>重点区域には、文化財保護法に基づく史跡長岡宮跡が点在している。指定地の面積は、13,921.99㎡である。史跡は、阪急西向日駅周辺の住宅密集地に所在することから、指定後、遅滞なく公有化を図り、その面積は9,967.77㎡、71.60%である。</p> <p>史跡指定地内で行われる現状変更は、公有化を前提として所有者、管理者と歴史的風致を踏まえた協議を行っていく。</p> <p>また、史跡指定地の拡充・拡大も進めており、次の2ゾーンを設け、今後も指定地の確実な保護を図る。</p> <p>〔宮中根ゾーン〕</p> <p>長岡宮跡の中根遺構として、発掘調査などにより遺構の解明を進め、その成果に基づき、追加指定、公有化を図り、出土遺構の保存整備を行う。</p> <p>遺構周辺部については、住宅地として、また、中根遺構周辺として景観の保全・創景に努め、大橋殿地区、朝堂院地区、内裏地区間のネットワークの強化を図る。</p> <p>〔宮西・北苑ゾーン〕</p> <p>遺構の範囲確認と詳細な遺構の性格を把握するため、積極的に発掘調査を推進する。調査の結果、重要な遺構と判断された場合は保全措置を講じる。</p> <p>これらについては、これまでの調査で確認されている重要な遺構と合わせて、地権者などの理解と協力を得て、長期的な視点で遺構の保存整備などによる活用を目指す。</p> <p>その他、宮跡（宮城）一帯については、遺跡地にふさわしい景観形成に向けて、住民や関係機関などへ協力を求める。</p> <p>また、宮中根ゾーンや当ゾーン内の重要な遺構や遺物の出土地、文化財を結ぶネットワークを設定し、向日市の歴史や文化の総合的な理解に役立てるものとする。</p>
231	231

■新旧対照表

新

旧

(P232)

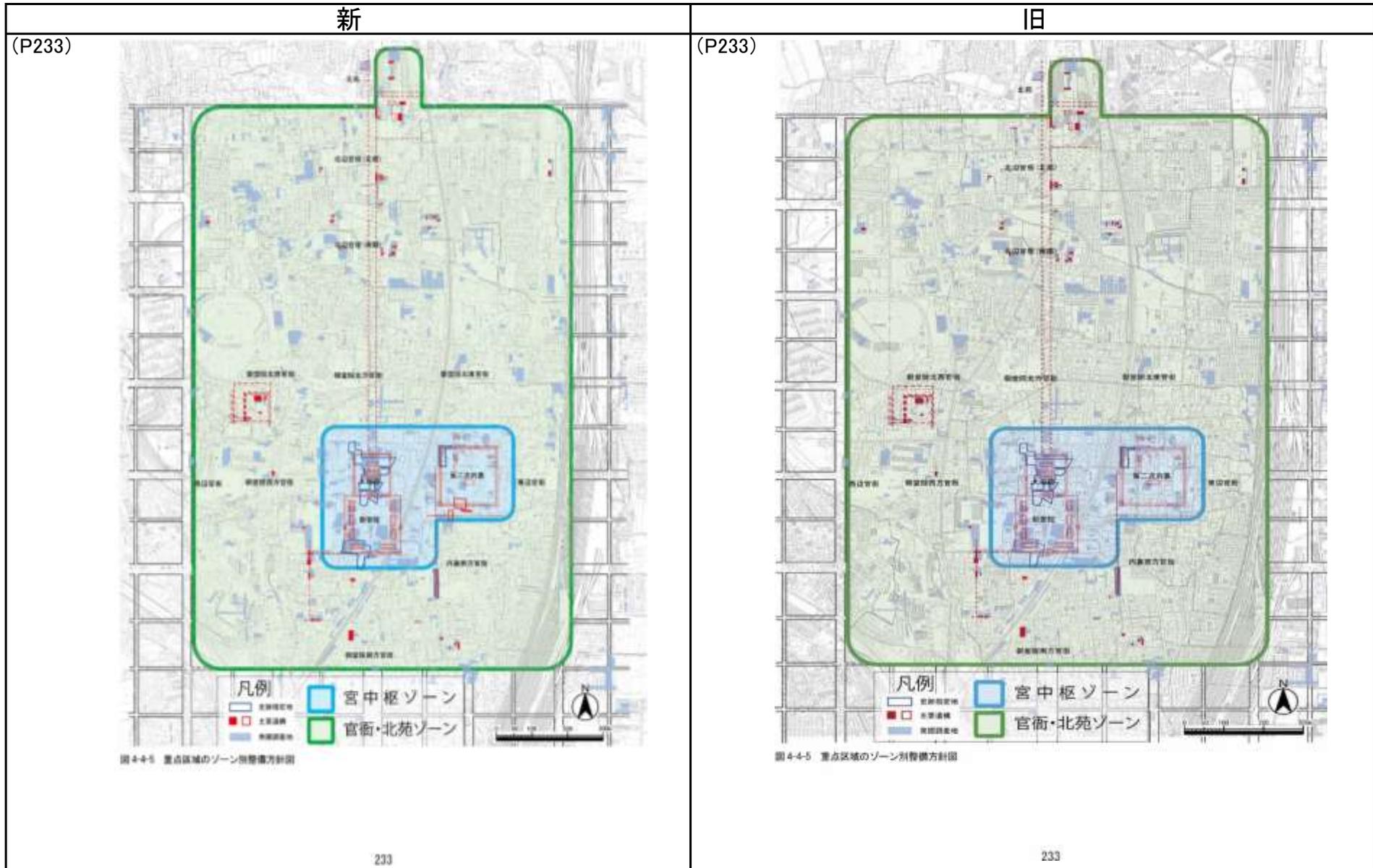
(P232)



図 4-4-4 史跡指定と拡充・拡大予定地

図 4-4-4 史跡指定と拡充・拡大予定地

■新旧対照表



■新旧対照表

新

旧

(P234)

(P234)

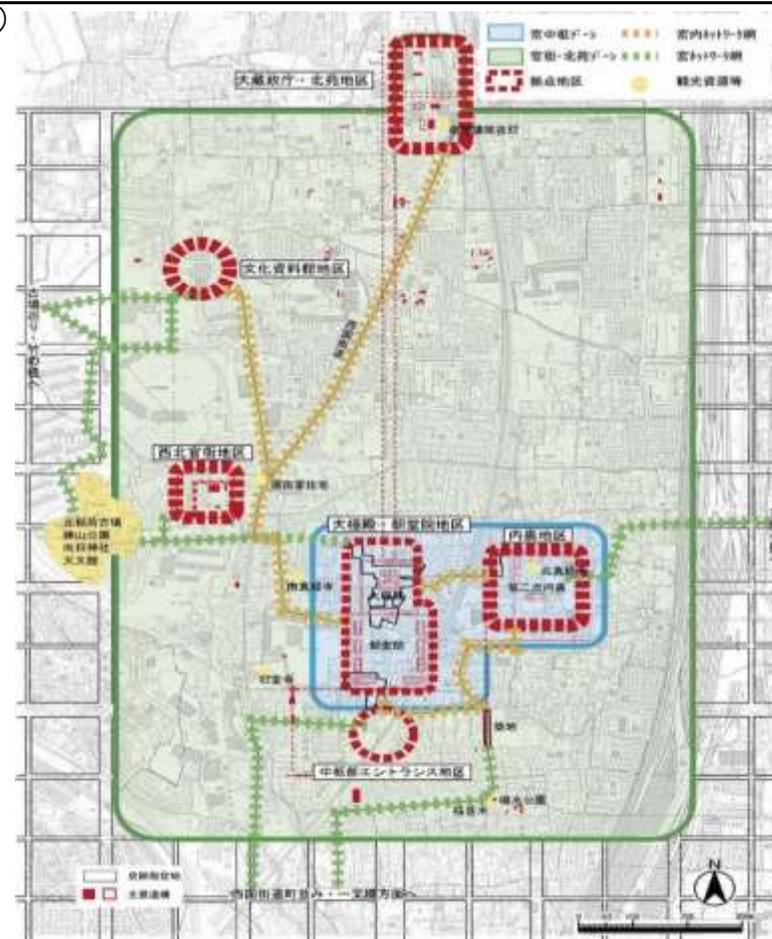
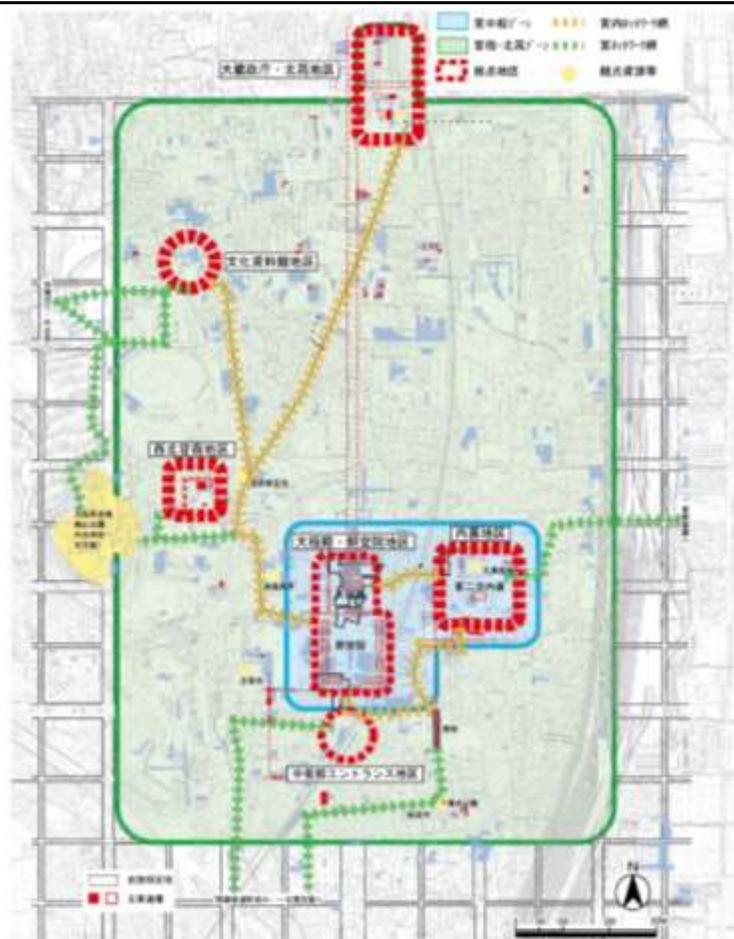


図 4-4-4 重点区域における文化財のネットワーク設定方針図

図 4-4-6 重点区域における文化財のネットワーク設定方針図

■新旧対照表

新	旧
<p>(P236) 第5章 歴史文化遺産の保護と活用に関する事項</p> <p>第1節 文化財の保存・活用の現状と今後の方針、具体的な計画</p> <p>市内には、国・府指定等文化財や市指定文化財として、国 25、府 6、市 27 の総計 58 件があり、その全てが重点区域内に存在している。</p> <p>これら指定等文化財については、文化財保護法、京都府文化財保護条例や向日市文化財保護条例に基づき、保護措置を講じるとともに、所有者や管理者などに適切な保存や管理に関する指導や助言を行っている。</p> <p>有形文化財・有形民俗文化財のうち、文化財の指定などがなされているのは、向日神社本殿やそれを取り囲む 13 棟の建物、中小路家住宅、須田家住宅、南真経寺本堂・開山堂、北真経寺本堂で、宗教法人や個人で所有・管理されている。その多くは、府指定・登録の文化財である。</p> <p>今後も上記の法令などに基づき適切な保存や管理を行い、所有者、管理者などと連携のもと、保存や修理、現状を踏まえた整備を推進する。</p> <p>市指定文化財については、向日市史編纂時の調査や向日市文化資料館などが実施した調査の成果を活用するとともに、さらに調査の充実を図り、積極的に指定を進め、適切な保護を図る。</p> <p>建造物は、個人所有などの文化財についても原則公開されている。</p> <p>重要文化財向日神社本殿以外の同社の境内社については、今後、登録有形文化財への登録を図る。その他の建造物についても、確実な保護のため、現状の調査・診断を進め、所有者・管理者などとの協議のもと、計画的な保存修理を行っていくものとする。</p> <p>さらに、対象の文化財に適した活用方策などを所有者はじめ近隣住民などと協議して検討を進めていく。</p> <p>記念物は、市が管理団体となって保存や管理を行っているものがほとんどであり、特に史跡長岡宮跡は、面積 13,888.45 ㎡であり、そのうち、85.29%を公有化して管理している。今後においても引き続き、史跡長岡宮跡の拡充・拡大と公有化の促進に努める。そのほか、向日丘陵に所在する元福荷古墳・五塚原古墳などの史跡指定化に向け、範囲確認調査を行う。</p> <p>また、向日神社などのその他の指定文化財などと有機的に連結し、散策路の整備や沿道の案内板設置などの環境整備を推進することでネットワーク化を図る。</p> <p>埋蔵文化財は、旧石器時代～近世「向日町」に至る遺跡が重層的に包蔵されている。埋蔵文化財包蔵地としては、95 か所を数える。中でも、阪急東向日駅以南には、長岡京跡が存在している。</p> <p>本市に占める長岡京跡は市域の 19.80%にあたり、官城全体と左京域の重要部分を占めている。これらの部分を含んだ市内において、京都、大阪の近郊都市圏の住宅都市として開発圧力が高く、個人住宅の新築や改築、小規模の開発などが多く計画されている。</p> <p>これらの開発などに対し、事前に緊急発掘調査や遺跡範囲確認調査などを実施する。調査の結果、重要な遺構などが検出された場合には、その保存について資料を作成する。また、埋蔵文化財の緊急発掘調査が、毎年、複数箇所で行われており、今後も現地説明会、遺物展示などを通じて地域の歴史文化の普及活動を行う。</p> <p>無形民俗文化財の菊冠井題目節については、文化庁の平成 20 年度 (2008) ふるさと文化復興事業地域伝統文化伝承事業を活用し、映像記録などを作成した。この映像記録などは「記録編」「継承教材編」「広報普及編」と「楽譜本」である。なお、映像資料については、市ホームページで広く公開している。</p>	<p>(P236) 第5章 歴史文化遺産の保護と活用に関する事項</p> <p>第1節 文化財の保存・活用の現状と今後の方針、具体的な計画</p> <p>市内には、国・府指定等文化財や市指定文化財として、国 13、府 6、市 27 の総計 46 件があり、その全てが重点区域内に存在している。</p> <p>これら指定等文化財については、文化財保護法、京都府文化財保護条例や向日市文化財保護条例に基づき、保護措置を講じるとともに、所有者や管理者などに適切な保存や管理に関する指導や助言を行っている。</p> <p>有形文化財・有形民俗文化財のうち、文化財の指定などがなされているのは、向日神社本殿、中小路家住宅、須田家住宅、南真経寺本堂・開山堂、北真経寺本堂で、宗教法人や個人で所有・管理されている。その多くは、府指定・登録の文化財である。</p> <p>今後も上記の法令などに基づき適切な保存や管理を行い、所有者、管理者などと連携のもと、保存や修理、現状を踏まえた整備を推進する。</p> <p>市指定文化財については、向日市史編纂時の調査や向日市文化資料館などが実施した調査の成果を活用するとともに、さらに調査の充実を図り、積極的に指定を進め、適切な保護を図る。</p> <p>建造物は、個人所有などの文化財についても原則公開されている。</p> <p>重要文化財向日神社本殿以外の同社の境内社については、今後、登録有形文化財への登録を図る。その他の建造物についても、確実な保護のため、現状の調査・診断を進め、所有者・管理者などとの協議のもと、計画的な保存修理を行っていくものとする。</p> <p>さらに、対象の文化財に適した活用方策などを所有者はじめ近隣住民などと協議して検討を進めていく。</p> <p>記念物は、市が管理団体となって保存や管理を行っているものがほとんどであり、特に史跡長岡宮跡は、面積 13,921.99 ㎡であり、そのうち、71.60%を公有化して管理している。今後においても引き続き、史跡長岡宮跡の拡充・拡大と公有化の促進に努めるとともに、向日丘陵に所在する元福荷古墳・五塚原古墳などの史跡指定化に向け、範囲確認調査を行う。</p> <p>また、向日神社などのその他の指定文化財などと有機的に連結し、散策路の整備や沿道の案内板設置などの環境整備を推進することでネットワーク化を図る。</p> <p>埋蔵文化財は、旧石器時代～近世「向日町」に至る遺跡が重層的に包蔵されている。埋蔵文化財包蔵地としては、95 か所を数える。中でも、阪急東向日駅以南には、長岡京跡が存在している。</p> <p>本市に占める長岡京跡は市域の 19.80%にあたり、官城全体と左京域の重要部分を占めている。これらの部分を含んだ市内において、京都、大阪の近郊都市圏の住宅都市として開発圧力が高く、個人住宅の新築や改築、小規模の開発などが多く計画されている。</p> <p>これらの開発などに対し、事前に緊急発掘調査や遺跡範囲確認調査などを実施する。調査の結果、重要な遺構などが検出された場合には、その保存について資料を作成する。また、埋蔵文化財の緊急発掘調査が、毎年、複数箇所で行われており、今後も現地説明会、遺物展示などを通じて地域の歴史文化の普及活動を行う。</p> <p>無形民俗文化財の菊冠井題目節については、文化庁の平成 20 年度 (2008) ふるさと文化復興事業地域伝統文化伝承事業を活用し、映像記録などを作成した。この映像記録などは「記録編」「継承教材編」「広報普及編」と「楽譜本」である。なお、映像資料については、市ホームページで広く公開している。</p>
236	236

■新旧対照表

新	旧
<p>(P237)</p> <p>また、タケノコ栽培と竹林の保全については、前述した文化庁の事業を活用し、技術伝承のため、映像記録「京たけのこ～伝統の『京都軟化式栽培法』～」と記録集「乙訓の竹の子栽培」を作成した。</p> <p>なお、他の民俗文化財についても、一般的な映像記録を作成しているが、無形文化財の中には、詳細な記録がなされていないものもあり、保存団体などと連携して記録作成を行い、後継者育成を図るほか、記録作成や市民に対する普及啓発を推進するなど保存継承に努める。</p> <p>未指定の文化財は、文化財の現状を把握し、保護が必要なものや緊急を要するものなのか調査を行い、必要に応じて文化財指定などの保護措置を講じる。指定に至らない文化財についても、その所有者や管理者、また、行事や伝統工芸などの実施団体や保存会などと緊密に連携し、適切な支援を図る。</p> <p>また、未指定であってもこれまでの調査などで歴史的価値が明らかになっている歴史的建造物は、本計画に基づく歴史的風致形成建造物の指定などを行い、保存・活用を図る。</p> <p>京都府内には、文化財の所有者、管理者の意識向上や情報共有のため組織化された「京都府文化財所有者等連絡協議会」がある。本市の一部所有者、管理者は既に参加済みであるが、全加入を積極的に推進するとともに、連携して保存、活用を図るため、所有者、管理者の連絡調整を密に行っていく。</p> <p>文化財の調査については、多くの市民とともに総合的に把握、調査の活動を展開していく。</p> <p>今後も、引き続き、文化財の周辺環境も含めて保存活用の検討を行い、文化財指定の有無を問わず、文化財を市民の遺産として守り育てることが豊かな生活につながるという市民意識の醸成を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大輪殿整備計画事業（平成27～36年度） ・史跡等公有化事業（昭和56～36年度） ・情報案内板設置事業（平成23～36年度） ・歴史的建造物（須田家住宅）活用事業（平成27～30年度） ・歴史的建造物（富水屋）活用事業（平成27～30年度） ・長岡京を活かしたまちづくり等支援事業（平成28～31年度） ・地域歴史ボランティア養成事業（平成28～31年度） ・市民歴史活動連携事業（平成24～36年度） <p>第2節 文化財の修理（整備）に関する方針、具体的な計画</p> <p>文化財は、適切な保存が図られるよう、所有者、管理者が日常管理・点検を行うことで、損傷の早期発見に努めることが重要である。</p> <p>文化財の保存修理（整備）が必要な場合は、文化財の価値を損なうことなく損傷箇所などの修理（整備）を行う必要があることから、詳細な調査を行うと同時に、文化財の価値の所在を明らかにし、文献などに基づいた適切な修理（整備）による文化財の価値の維持を図りつつ、計画的に実施する。</p> <p>文化財の修理や整備、現状を変更する事業などの実施にあたっては、文化財保護法、京都府文化財保護条例、向日市文化財保護条例に基づき、現状変更許可申請を行い、それぞれの許可権者の許可を受けて行う。その際には、文化財の価値を損わないよう所有者などに適切な指導・助言を行うとともに、修理のための必要な支援措置を図る。</p> <p>また、文化庁や京都府教育委員会などの関係機関と連携しつつ、必要に応じて有識者の意見聴取を行い、調査に基づき、適切な工法による修理や整備を行っていく。</p> <p style="text-align: center;">237</p>	<p>(P237)</p> <p>また、タケノコ栽培と竹林の保全については、前述した文化庁の事業を活用し、技術伝承のため、映像記録「京たけのこ～伝統の『京都軟化式栽培法』～」と記録集「乙訓の竹の子栽培」を作成した。</p> <p>なお、他の民俗文化財についても、一般的な映像記録を作成しているが、無形文化財の中には、詳細な記録がなされていないものもあり、保存団体などと連携して記録作成を行い、後継者育成を図るほか、記録作成や市民に対する普及啓発を推進するなど保存継承に努める。</p> <p>未指定の文化財は、文化財の現状を把握し、保護が必要なものや緊急を要するものなのか調査を行い、必要に応じて文化財指定などの保護措置を講じる。指定に至らない文化財についても、その所有者や管理者、また、行事や伝統工芸などの実施団体や保存会などと緊密に連携し、適切な支援を図る。</p> <p>また、未指定であってもこれまでの調査などで歴史的価値が明らかになっている歴史的建造物は、本計画に基づく歴史的風致形成建造物の指定などを行い、保存・活用を図る。</p> <p>京都府内には、文化財の所有者、管理者の意識向上や情報共有のため組織化された「京都府文化財所有者等連絡協議会」がある。本市の一部所有者、管理者は既に参加済みであるが、全加入を積極的に推進するとともに、連携して保存、活用を図るため、所有者、管理者の連絡調整を密に行っていく。</p> <p>文化財の調査については、多くの市民とともに総合的に把握、調査の活動を展開していく。</p> <p>今後も、引き続き、文化財の周辺環境も含めて保存活用の検討を行い、文化財指定の有無を問わず、文化財を市民の遺産として守り育てることが豊かな生活につながるという市民意識の醸成を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大輪殿整備計画事業（平成27～36年度） ・史跡等公有化事業（昭和56～36年度） ・情報案内板設置事業（平成23～36年度） ・歴史的建造物（須田家住宅）活用事業（平成27～29年度） ・歴史的建造物（富水屋）活用事業（平成27～29年度） ・長岡京を活かしたまちづくり等支援事業（平成28～29年度） ・地域歴史ボランティア養成事業（平成28～29年度） ・市民歴史活動連携事業（平成24～36年度） <p>第2節 文化財の修理（整備）に関する方針、具体的な計画</p> <p>文化財は、適切な保存が図られるよう、所有者、管理者が日常管理・点検を行うことで、損傷の早期発見に努めることが重要である。</p> <p>文化財の保存修理（整備）が必要な場合は、文化財の価値を損なうことなく損傷箇所などの修理（整備）を行う必要があることから、詳細な調査を行うと同時に、文化財の価値の所在を明らかにし、文献などに基づいた適切な修理（整備）による文化財の価値の維持を図りつつ、計画的に実施する。</p> <p>文化財の修理や整備、現状を変更する事業などの実施にあたっては、文化財保護法、京都府文化財保護条例、向日市文化財保護条例に基づき、現状変更許可申請を行い、それぞれの許可権者の許可を受けて行う。その際には、文化財の価値を損わないよう所有者などに適切な指導・助言を行うとともに、修理のための必要な支援措置を図る。</p> <p>また、文化庁や京都府教育委員会などの関係機関と連携しつつ、必要に応じて有識者の意見聴取を行い、調査に基づき、適切な工法による修理や整備を行っていく。</p> <p style="text-align: center;">237</p>

■新旧対照表

新	旧
<p>(P238)</p> <p>修理状況が公開できるものは、説明会や内覧会などの機会を設け積極的に公開し、修理技術などの市民への普及啓発を図る。</p> <p>未指定文化財の修理は、必要に応じて調査などを実施し、価値を毀損することがないよう所有者、管理者との連携を密にする。また「京都府社寺等文化資料保全補助金」や「文化財を守り伝える京都府基金等事業費補助金」を活用するとともに、本市の「向日市文化財保護事業補助金」などで支援することにより、所有者、管理者の負担軽減に努める。</p> <p>重要文化財が所在する向日神社は、地震や豪雨、落雷、台風などの災害、老朽化による経年劣化やアライグマなどによる損傷により、小規模な修理が行われている。</p> <p>平成30年(2018)に創建1300年を迎えることから、所有者と連携し、計画的な保存修理、活用を検討する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>写真 5-2-1 文化財建造物の修理 (南真経寺)</p> <p>写真 5-2-2 文化財建造物修理現場の公開 (北真経寺)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・向日神社周辺整備事業 (平成25～28年度) ・歴史的建造物(須田家住宅)活用事業 (平成27～36年度) ・歴史的建造物(富永屋)活用事業 (平成27～36年度) <p>第3節 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針、具体的な計画</p> <p>本市では、長岡京遷都1200年を記念し、昭和59年(1984)11月3日に開設された向日市文化資料館において「長岡京の歴史と文化」をメインテーマにした常設展示を行っている。長岡京以外の歴史文化についても、同館のラウンジや研修室を活用し、特別展、企画展、連携展示など実施している。</p> <p>また、平成22年(2010)6月22日に史跡長岡京跡研究院地区の史跡整備の一環として設置した案内所においても、史跡に関する展示などを行っており、文化財の保存・活用の拠点施設として機能している。</p> <p>これらの施設を有効に活用し、企画の充実を図るとともに、一層の連携を深め、一体的な情報発信に取り組むこととする。</p> <p>特に、歴史・文化の拠点施設である文化資料館においては、設置から時間を経て古くなっているものもあることから、効果的な文化財の保存・活用を図るため施設の改修や整備などについても進めていく。</p> <p>その他、市内の展示施設としては、大型小売店舗内の展示が1件、法人社屋内の展示が2件(以下「法</p> <p style="text-align: center;">236</p>	<p>(P238)</p> <p>修理状況が公開できるものは、説明会や内覧会などの機会を設け積極的に公開し、修理技術などの市民への普及啓発を図る。</p> <p>未指定文化財の修理は、必要に応じて調査などを実施し、価値を毀損することがないよう所有者、管理者との連携を密にする。また「京都府社寺等文化資料保全補助金」や「文化財を守り伝える京都府基金等事業費補助金」を活用するとともに、本市の「向日市文化財保護事業補助金」などで支援することにより、所有者、管理者の負担軽減に努める。</p> <p>重要文化財が所在する向日神社は、地震や豪雨、落雷、台風などの災害、老朽化による経年劣化やアライグマなどによる損傷により、小規模な修理が行われている。</p> <p>平成30年(2018)に創建1300年を迎えることから、所有者と連携し、計画的な保存修理、活用を検討する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>写真 5-2-1 文化財建造物の修理 (南真経寺)</p> <p>写真 5-2-2 文化財建造物修理現場の公開 (北真経寺)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・向日神社周辺整備事業 (平成25～29年度) ・歴史的建造物(須田家住宅)活用事業 (平成27～29年度) ・歴史的建造物(富永屋)活用事業 (平成27～29年度) <p>第3節 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針、具体的な計画</p> <p>本市では、長岡京遷都1200年を記念し、昭和59年(1984)11月3日に開設された向日市文化資料館において「長岡京の歴史と文化」をメインテーマにした常設展示を行っている。長岡京以外の歴史文化についても、同館のラウンジや研修室を活用し、特別展、企画展、連携展示など実施している。</p> <p>また、平成22年(2010)6月22日に史跡長岡京跡研究院地区の史跡整備の一環として設置した案内所においても、史跡に関する展示などを行っており、文化財の保存・活用の拠点施設として機能している。</p> <p>これらの施設を有効に活用し、企画の充実を図るとともに、一層の連携を深め、一体的な情報発信に取り組むこととする。</p> <p>特に、歴史・文化の拠点施設である文化資料館においては、設置から時間を経て古くなっているものもあることから、効果的な文化財の保存・活用を図るため施設の改修や整備などについても進めていく。</p> <p>その他、市内の展示施設としては、大型小売店舗内の展示が1件、法人社屋内の展示が3件(以下「法</p> <p style="text-align: center;">238</p>

■新旧対照表

新	旧
<p>(P239)</p> <p>人展示」という。)、小学校エントランスの展示が6件(以下「学校展示」という。)、公共施設内の展示が2件の合計10件である。</p> <p>法人展示は、開発に伴う埋蔵文化財発掘調査により、同地から出土した遺物などを開発者の理解と協力により実現できたものである。また、これらの法人展示は、恒久的ではないため、今後とも継続して協力を求めるとともに、新たな開発などに伴う法人展示件数の増加を検討していく。</p> <p>学校展示は、校区等の文化財を紹介した展示である。今後も、校区、地域に根ざした特色ある展示を行い、地域学習などの総合的な学習に資する展示を実施していく。</p> <p>公共施設展示は、法人展示同様、施設建築に伴う埋蔵文化財発掘調査により、同地から出土した遺物や検出した遺構を復元展示したもので、市民体育館、市民温水プール内に設置している。これらの施設は、利用者も多いことから、既存展示のリニューアルや新たな展示コーナーの増設について検討していく。</p> <p>関係施設がさらに連携を深め、文化財の資料収集や調査研究を推進するとともに、施設機能の充実と公開活用を図る。</p> <p>また、市内には、文化資料館と隣接して、京都府埋蔵文化財事務所、公益財団法人京都府埋蔵文化財調査研究センターが設置されている。これらの組織では、文化資料館で毎年、府内の埋蔵文化財発掘調査成果の展示を実施している。</p> <p>加えて、市内の歴史・文化資源は、市民などの憩いの場ともなっているため、スムーズな回遊ができるよう、これらをつないだネットワークの強化を図る。</p> <p>特に向日神社や史跡長岡宮跡、史跡と訓古墳跡、竹の径などは、散策する人々が滞在、休憩できる場所となっている。今後は、これらを核として、沿道や最寄り駅、国道などの主要道路から、市民や</p>  <p>写真5-3-1 イタズラによる案内板の毀損</p>  <p>写真5-3-2 案内板の移種</p>  <p>写真5-3-3 文字が退色した案内板</p>  <p>写真5-3-4 案内板の板面入れ替え</p> <p>239</p>	<p>(P239)</p> <p>人展示」という。)、小学校エントランスの展示が5件(以下「学校展示」という。)、公共施設内の展示が2件の合計7件である。</p> <p>法人展示は、開発に伴う埋蔵文化財発掘調査により、同地から出土した遺物などを開発者の理解と協力により実現できたものである。また、これらの法人展示は、恒久的ではないため、今後とも継続して協力を求めるとともに、新たな開発などに伴う法人展示件数の増加を検討していく。</p> <p>学校展示は、校区の文化財を紹介した展示である。今後も、校区、地域に根ざした特色ある展示を行い、地域学習などの総合的な学習に資する展示を実施していく。</p> <p>公共施設展示は、法人展示同様、施設建築に伴う埋蔵文化財発掘調査により、同地から出土した遺物や検出した遺構を復元展示したもので、市民体育館、市民温水プール内に設置している。これらの施設は、利用者も多いことから、既存展示のリニューアルや新たな展示コーナーの増設について検討していく。</p> <p>関係施設がさらに連携を深め、文化財の資料収集や調査研究を推進するとともに、施設機能の充実と公開活用を図る。</p> <p>また、市内には、文化資料館と隣接して、京都府埋蔵文化財事務所、公益財団法人京都府埋蔵文化財調査研究センターが設置されている。これらの組織では、文化資料館で毎年、府内の埋蔵文化財発掘調査成果の展示を実施している。</p> <p>加えて、市内の歴史・文化資源は、市民などの憩いの場ともなっているため、スムーズな回遊ができるよう、これらをつないだネットワークの強化を図る。</p> <p>特に向日神社や史跡長岡宮跡、竹の径などは、散策する人々が滞在、休憩できる場所となっている。今後は、これらを核として、沿道や最寄り駅、国道などの主要道路から、市民や来訪者がより文化財</p>  <p>写真5-3-1 イタズラによる案内板の毀損</p>  <p>写真5-3-2 案内板の移種</p>  <p>写真5-3-3 文字が退色した案内板</p>  <p>写真5-3-4 案内板の板面入れ替え</p> <p>239</p>

■新旧対照表

新	旧
<p>(P240)</p> <p>来訪者がより文化財の存在と価値を認識することができるよう、道路標柱の設置を行うとともに、統一的でわかりやすい情報案内板、トイレやベンチなどの便益施設などの整備を図っていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大徳院整備計画事業（平成27～36年度） ・向日市文化資料館整備事業（平成26～29年度） ・情報案内板設置事業（平成23～36年度） ・歴史資源回遊性向上施設整備事業（市民ふれあい広場など）（平成27～30年度） ・歴史文化交流拠点整備事業（平成25～28年度） ・長岡宮跡道路美装化事業（平成28～31年度） <p>第4節 文化財の周辺環境の保全に関する方針、具体的な計画</p> <p>文化財の周辺環境は多様な要素で構成されており、その変化は文化財に大きな影響を与えるため、文化財の価値や魅力が損なわれないように留意して周辺環境の保全を図る必要がある。</p> <p>史跡長岡宮跡や向日神社周辺は、第一種低層住居専用地域が指定されている場合が多く、これらの地域は都市計画法で建築物などの高さが10mに制限されており、周辺環境の保全が図られている。</p> <p>京都と大阪を結ぶ交通の要衝である本市は、高度経済成長期に急激な市街化を招いた。今後も、大都市に隣接する高い利便性から、市内各所で開発が進んでいくことが予想される。</p> <p>このような状況の中で、都市計画法に基づく高度地区の指定による建築物の高さ制限や、独自のルールとなる「向日市まちづくり条例」を制定し、周辺環境の保全に努めることとしたところ、同条例に基づく認定団体によって、歴史的風致を活用した趣のある取組みが行われている。</p> <p>今後も、史跡長岡宮跡をはじめとした地域の貴重な文化財を守り、育み、活かしていくため、これまでの取組みを継続するとともに、さらに都市としての風格を高め、向日市らしい景観を形成、保全する総合的な指針として、景観法に基づく「向日市景観計画」の策定に取り組んでいるところである。</p> <p>なお、策定中の景観計画では歴史的景観を位置付け、「悠久の歴史を活かす」とし、歴史を感じる神社・仏閣・古墳・遺跡などの過去を偲ばせる空間の適切な保全に努めることを検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西国街道整備事業（平成27～36年度） ・竹の径景観保全事業（平成12～36年度） ・桜の径景観保全事業（昭和40年代～平成36年度） ・歴史的石神・常夜燈保全活用事業（平成27～29年度） <p>240</p>	<p>(P240)</p> <p>の存在と価値を認識することができるよう、道路標柱の設置を行うとともに、統一的でわかりやすい情報案内板、トイレやベンチなどの便益施設などの整備を図っていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大徳院整備計画事業（平成27～36年度） ・向日市文化資料館整備事業（平成26～29年度） ・情報案内板設置事業（平成23～36年度） ・歴史資源回遊性向上施設整備事業（市民ふれあい広場など）（平成27～29年度） ・歴史文化交流拠点整備事業（平成25～28年度） ・長岡宮跡道路美装化事業（平成28～29年度） <p>第4節 文化財の周辺環境の保全に関する方針、具体的な計画</p> <p>文化財の周辺環境は多様な要素で構成されており、その変化は文化財に大きな影響を与えるため、文化財の価値や魅力が損なわれないように留意して周辺環境の保全を図る必要がある。</p> <p>史跡長岡宮跡や向日神社周辺は、第一種低層住居専用地域が指定されている場合が多く、これらの地域は都市計画法で建築物などの高さが10mに制限されており、周辺環境の保全が図られている。</p> <p>京都と大阪を結ぶ交通の要衝である本市は、高度経済成長期に急激な市街化を招いた。今後も、大都市に隣接する高い利便性から、市内各所で開発が進んでいくことが予想される。</p> <p>このような状況の中で、都市計画法に基づく高度地区の指定による建築物の高さ制限や、独自のルールとなる「向日市まちづくり条例」を制定し、周辺環境の保全に努めることとしたところ、同条例に基づく認定団体によって、歴史的風致を活用した趣のある取組みが行われている。</p> <p>今後も、史跡長岡宮跡をはじめとした地域の貴重な文化財を守り、育み、活かしていくため、これまでの取組みを継続するとともに、さらに都市としての風格を高め、向日市らしい景観を形成、保全する総合的な指針として、景観法に基づく「向日市景観計画」の策定に取り組んでいるところである。</p> <p>なお、策定中の景観計画では歴史的景観を位置付け、「悠久の歴史を活かす」とし、歴史を感じる神社・仏閣・古墳・遺跡などの過去を偲ばせる空間の適切な保全に努めることを検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西国街道整備事業（平成27～29年度） ・竹の径景観保全事業（平成12～36年度） ・桜の径景観保全事業（昭和40年代～平成36年度） ・歴史的石神・常夜燈保全活用事業（平成27年度） <p>240</p>

■新旧対照表

新	旧
<p>(P242) 第5節 文化財の防災・防犯に関する方針、具体的な計画</p> <p>文化財を含め、古い建築物などは、火災や地震、空襲などにより滅失毀損すれば再び回復することが不可能になる場合が多い。</p> <p>本市では、毎年1月26日の文化財防火デーに合わせ、重要文化財などが所在する建造物において、乙訓消防組合消防本部、教育委員会が連携し、文化財の管理状況について、立入検査などの予防上の査察と指導を行っている。また、乙訓消防組合消防本部、同向日消防署、地元消防団、教育委員会が連携し、消防訓練を実施している。</p> <p>今後もこれらを継続するとともに、所有者、管理者の防災意識を高めるとともに、空襲などに対する情報共有など、所有者・管理者と関係機関、教育委員会との連絡を密に図る。</p> <p>火災に対する対応は、日頃から定期的な見回りや火の元の確認などの管理を徹底するよう、所有者や管理者などと連携を図る。万が一、火災が発生した場合でも、迅速な対応ができるよう、自動火災報知機や消火設備などの設置状況を確認し、新設や更新を行うとともに、現況調査に基づく「向日市地域防災計画」〔平成29年(2017)3月修正〕に基づき対応することを基本とする。</p> <p>なお、市内の建造物で指定等文化財については、自動火災警報・報知設備の設置が完了しているが、引き続き、指定建造物については、文化財の火災などからの被害を少なくするため、消防法で義務化された自動火災報知設備や消火器具の定期点検などの維持管理、機器の更新を図る。消防法に基づく設置義務者には、この経費について、向日市文化財保護事業補助金交付規則に基づき一部を補助する。その他の文化財建造物については、上記に準じ、機器の新設や更新を促す。</p> <p>また、消防署や地元消防団と連携し、定期的に施設や機器などを巡回・点検し、非常時における防火設備の適切な使用や避難誘導ができるよう定期的な防災訓練の実施などの取組みを通じて日常の防災意識の向上を促進する。</p> <p>地震災害に対する対応は、文化財の耐震状況を把握し、耐震対策などを検討する。</p> <p>地震、豪雨、台風、大雪など自然災害に対する対応についても「向日市地域防災計画」に基づき対応することを基本とする。</p> <p>空襲や意図的な毀損などの行為に対する対応は、防犯対策を警察署などと連携し、巡回、点検の強化や地域との情報の共有化を推進し、防犯性能の高い錠への付け替えを奨めるなどの対策を促進する。</p> <p>アライグマをはじめとする野生生物に対する対応は、設備設置を勧めるなどの対策を促進する。</p> <p>また、個別の文化財台帳と、平成25年(2013)に京都府教育委員会が作成された「文化財防災対策連携事業に係る『文化財情報データベースカード』」に基づき事故などの根絶を図るよう、所有者、管理者、関係機関、市民の協力を得るようにする。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;">   </div>	<p>(P242) 第5節 文化財の防災・防犯に関する方針、具体的な計画</p> <p>文化財を含め、古い建築物などは、火災や地震、空襲などにより滅失毀損すれば再び回復することが不可能になる場合が多い。</p> <p>本市では、毎年1月26日の文化財防火デーに合わせ、重要文化財などが所在する建造物において、乙訓消防組合消防本部、教育委員会が連携し、文化財の管理状況について、立入検査などの予防上の査察と指導を行っている。また、乙訓消防組合消防本部、同向日市消防署、地元消防団、教育委員会が連携し、消防訓練を実施している。</p> <p>今後もこれらを継続するとともに、所有者、管理者の防災意識を高めるとともに、空襲などに対する情報共有など、所有者・管理者と関係機関、教育委員会との連絡を密に図る。</p> <p>火災に対する対応は、日頃から定期的な見回りや火の元の確認などの管理を徹底するよう、所有者や管理者などと連携を図る。万が一、火災が発生した場合でも、迅速な対応ができるよう、自動火災報知機や消火設備などの設置状況を確認し、新設や更新を行うとともに、現況調査に基づく「向日市地域防災計画」〔平成26年(2014)3月修正〕に基づき対応することを基本とする。</p> <p>なお、市内の建造物で指定等文化財については、自動火災警報・報知設備の設置が完了しているが、引き続き、指定建造物については、文化財の火災などからの被害を少なくするため、消防法で義務化された自動火災報知設備や消火器具の定期点検などの維持管理、機器の更新を図る。消防法に基づく設置義務者には、この経費について、向日市文化財保護事業補助金交付規則に基づき一部を補助する。その他の文化財建造物については、上記に準じ、機器の新設や更新を促す。</p> <p>また、消防署や地元消防団と連携し、定期的に施設や機器などを巡回・点検し、非常時における防火設備の適切な使用や避難誘導ができるよう定期的な防災訓練の実施などの取組みを通じて日常の防災意識の向上を促進する。</p> <p>地震災害に対する対応は、文化財の耐震状況を把握し、耐震対策などを検討する。</p> <p>地震、豪雨、台風、大雪など自然災害に対する対応についても「向日市地域防災計画」に基づき対応することを基本とする。</p> <p>空襲や意図的な毀損などの行為に対する対応は、防犯対策を警察署などと連携し、巡回、点検の強化や地域との情報の共有化を推進し、防犯性能の高い錠への付け替えを奨めるなどの対策を促進する。</p> <p>アライグマをはじめとする野生生物に対する対応は、設備設置を勧めるなどの対策を促進する。</p> <p>また、個別の文化財台帳と、平成25年(2013)に京都府教育委員会が作成された「文化財防災対策連携事業に係る『文化財情報データベースカード』」に基づき事故などの根絶を図るよう、所有者、管理者、関係機関、市民の協力を得るようにする。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;">   </div>

■新旧対照表

新	旧
<p>(P243)</p> <div data-bbox="280 255 604 478">  <p>写真 5-5-3 消防訓練</p> </div> <div data-bbox="705 255 1030 478">  <p>写真 5-5-4 消防立入検査</p> </div> <div data-bbox="280 542 604 766">  <p>写真 5-5-5 自動火災報知器点検消防訓練</p> </div> <div data-bbox="705 542 1030 766">  <p>写真 5-5-6 広報普及</p> </div> <div data-bbox="280 829 604 1053">  <p>写真 5-5-7 自然災害</p> </div> <div data-bbox="705 829 1030 1053">  <p>写真 5-5-8 動物災害</p> </div> <ul data-bbox="313 1117 761 1197" style="list-style-type: none"> ・向日神社周辺整備事業（平成 25 ～ 28 年度） ・歴史的建造物（須田家住宅）活用事業（平成 27 ～ 28 年度） ・歴史的建造物（富永屋）活用事業（平成 27 ～ 28 年度） <p data-bbox="280 1260 806 1284">第 6 節 文化財の保存・活用の普及・啓発に関する方針、具体的な計画</p> <p data-bbox="280 1292 1030 1372">本市における文化財の普及啓発に関しては、本市がスマートフォンやタブレット端末を使い、古代の建物などを復元し、自分の目の前に長岡宮が存在しているかのような体験ができる「史跡長岡宮跡復元・体感アプリケーション『AR長岡宮』」を無料で配信するほか、向日市文化資料館が主催する各</p> <p data-bbox="627 1380 672 1404">243</p>	<p>(P243)</p> <div data-bbox="1187 255 1512 478">  <p>写真 5-5-3 消防訓練</p> </div> <div data-bbox="1612 255 1937 478">  <p>写真 5-5-4 消防立入検査</p> </div> <div data-bbox="1187 542 1512 766">  <p>写真 5-5-5 自動火災報知器点検消防訓練</p> </div> <div data-bbox="1612 542 1937 766">  <p>写真 5-5-6 広報普及</p> </div> <div data-bbox="1187 829 1512 1053">  <p>写真 5-5-7 自然災害</p> </div> <div data-bbox="1612 829 1937 1053">  <p>写真 5-5-8 動物災害</p> </div> <ul data-bbox="1220 1117 1668 1197" style="list-style-type: none"> ・向日神社周辺整備事業（平成 25 ～ 29 年度） ・歴史的建造物（須田家住宅）活用事業（平成 27 ～ 29 年度） ・歴史的建造物（富永屋）活用事業（平成 27 ～ 29 年度） <p data-bbox="1187 1260 1724 1284">第 6 節 文化財の保存・活用の普及・啓発に関する方針、具体的な計画</p> <p data-bbox="1187 1292 1948 1372">本市における文化財の普及啓発に関しては、本市がスマートフォンやタブレット端末を使い、古代の建物などを復元し、自分の目の前に長岡宮が存在しているかのような体験ができる「史跡長岡宮跡復元・体感アプリケーション『AR長岡宮』」を無料で配信するほか、向日市文化資料館が主催する各</p> <p data-bbox="1545 1380 1590 1404">243</p>

■新旧対照表

新	旧
<p>(P245)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長岡京を活かしたまちづくり等支援事業（平成28～31年度） ・地域歴史ボランティア養成事業（平成28～31年度） ・市民歴史活動連携事業（平成24～36年度） ・発掘調査説明会事業（昭和52～平成36年度） ・歴史資源調査活用事業（昭和59～平成36年度） ・長岡京・平安京連携事業（平成26～36年度） ・観光マップ作製事業（平成28～29年度） <p>第7節 埋蔵文化財の取扱いに関する方針、具体的な計画</p> <p>文化財保護法に規定される周知の埋蔵文化財包蔵地は、市内全体に95か所が時代ごとに重複して存在する。その面積は、7.82haに及んでおり、市域の面積（7.72ha）を超える。重点区域は、ほぼ全域が埋蔵文化財包蔵地となっている。</p> <p>これらの包蔵地は、地域の貴重な歴史資料であると同時に、我が国の歴史や文化の成立を語る上で重要なものである。このため、包蔵地を「遺跡地帯」として公開し、閲覧できるように整備するとともに、市ホームページでの公開と「京都府・市町村共同統合型地理情報システム」との連携などにより周知を行っている。</p> <p>埋蔵文化財包蔵地では、埋蔵文化財を破壊することのないよう地権者に周知しつつ、土地の開発などにあたっては、文化財部局と開発部局が緊密に連携するとともに、京都府教育委員会や京都府乙訓土木事務所などの関係機関とも一層の連携を図る。</p> <p>開発などにあたっては、事業者などと事前協議を十分に行い、現地保存ができる限り可能となるよう調整を図り、やむを得ず現地保存ができない場合でも適切な発掘調査と調査成果の公開、報告書の発行を行う。</p> <p>発掘調査によって重要な遺構と判断される場合は、設計変更、文化財指定、土地の公有化などによって保存を図り、整備公開することに努める。発掘調査によって出土した遺物は、平成18年（2006）に策定した「向日市出土品取扱要綱」に従い、分類・整理し、収蔵庫において保管・管理を行うが、重要なものについては普及・啓発のため、向日市文化資料館や小・中学校、市内公共施設などで積極的に展示する。</p> <p>また、史跡指定地での計画的な発掘調査では、その目的を明確にし、現状変更許可など法令を厳守し、史跡景観を破壊しないよう実施するとともに、今後も、市街地と一体となった史跡の環境を維持する。</p> <p>長岡京跡の発掘調査は、昭和29年（1954）に宮第1次調査が行われて以来、これまで500次を超える調査を実施し、検出遺構・遺物をもとにした研究も大きな進展をみせている。</p> <p>しかし、調査は、現状変更に伴うものが大半で、調査範囲も限られているため、遺構の広がりや規模を確定できず、重要性が調査時点で充分把握できないまま調査が終了し、恒久的な構造物が建てられる箇所も少なくない。また、記録保存という形で遺構が消滅する場合もある。</p> <p>遺跡は、一度失われると二度と元に戻らないことから、広大な宮跡において継続的調査を進めるとともに、調査成果に基づいて土地所有者など関係者の理解と協力を得て重要遺構の保全に努め、後世へ引き継ぐものとする。また、可能地から追加指定などによる遺跡の恒久的保存を図ることを目指す。</p> <p>特に、史跡長岡京跡は、史跡指定地の拡大を推進し、埋蔵文化財の確実な保存と活用を図っていく。</p> <p style="text-align: center;">245</p>	<p>(P245)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長岡京を活かしたまちづくり等支援事業（平成28～29年度） ・地域歴史ボランティア養成事業（平成28～29年度） ・市民歴史活動連携事業（平成24～36年度） ・発掘調査説明会事業（昭和52～平成36年度） ・歴史資源調査活用事業（昭和59～平成36年度） ・長岡京・平安京連携事業（平成26～36年度） ・観光マップ作製事業（平成28～29年度） <p>第7節 埋蔵文化財の取扱いに関する方針、具体的な計画</p> <p>文化財保護法に規定される周知の埋蔵文化財包蔵地は、市内全体に95か所が時代ごとに重複して存在する。その面積は、7.82haに及んでおり、市域の面積（7.67ha）を超える。重点区域は、ほぼ全域が埋蔵文化財包蔵地となっている。</p> <p>これらの包蔵地は、地域の貴重な歴史資料であると同時に、我が国の歴史や文化の成立を語る上で重要なものである。このため、包蔵地を「遺跡地帯」として公開し、閲覧できるように整備するとともに、市ホームページでの公開と「京都府・市町村共同統合型地理情報システム」との連携などにより周知を行っている。</p> <p>埋蔵文化財包蔵地では、埋蔵文化財を破壊することのないよう地権者に周知しつつ、土地の開発などにあたっては、文化財部局と開発部局が緊密に連携するとともに、京都府教育委員会や京都府乙訓土木事務所などの関係機関とも一層の連携を図る。</p> <p>開発などにあたっては、事業者などと事前協議を十分に行い、現地保存ができる限り可能となるよう調整を図り、やむを得ず現地保存ができない場合でも適切な発掘調査と調査成果の公開、報告書の発行を行う。</p> <p>発掘調査によって重要な遺構と判断される場合は、設計変更、文化財指定、土地の公有化などによって保存を図り、整備公開することに努める。発掘調査によって出土した遺物は、平成18年（2006）に策定した「向日市出土品取扱要綱」に従い、分類・整理し、収蔵庫において保管・管理を行うが、重要なものについては普及・啓発のため、向日市文化資料館や小・中学校、市内公共施設などで積極的に展示する。</p> <p>また、史跡指定地での計画的な発掘調査では、その目的を明確にし、現状変更許可など法令を厳守し、史跡景観を破壊しないよう実施するとともに、今後も、市街地と一体となった史跡の環境を維持する。</p> <p>長岡京跡の発掘調査は、昭和29年（1954）に宮第1次調査が行われて以来、これまで500次を超える調査を実施し、検出遺構・遺物をもとにした研究も大きな進展をみせている。</p> <p>しかし、調査は、現状変更に伴うものが大半で、調査範囲も限られているため、遺構の広がりや規模を確定できず、重要性が調査時点で充分把握できないまま調査が終了し、恒久的な構造物が建てられる箇所も少なくない。また、記録保存という形で遺構が消滅する場合もある。</p> <p>遺跡は、一度失われると二度と元に戻らないことから、広大な宮跡において継続的調査を進めるとともに、調査成果に基づいて土地所有者など関係者の理解と協力を得て重要遺構の保全に努め、後世へ引き継ぐものとする。また、可能地から追加指定などによる遺跡の恒久的保存を図ることを目指す。</p> <p>特に、史跡長岡京跡は、史跡指定地の拡大を推進し、埋蔵文化財の確実な保存と活用を図っていく。</p> <p style="text-align: center;">245</p>

■新旧対照表

新	旧
<p>(P246)</p> <p>なお、歴史的風景の維持向上を図るために事業を実施する場合は、権威文化財の保存に万全を期する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模整備計画事業（平成27～36年度） ・史跡等公有化事業（昭和56～36年度） <p>第8節 文化財の保存・活用に係る体制に関する方針</p> <p>本市における文化財の保護・活用については、教育部文化財調査事務所に所長を含めた3人、同部文化資料館に館長を含めた4人の計7人を配置した体制で行っている。</p> <p>今後、本計画の策定を契機に、企画調整課、企画調整課、都市計画課、産業振興課などの関係部署と連携を取りながら、文化財の保護・活用に取り組んでいくこととする。</p> <p>向日市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）は、教育委員会の諮問に応じて文化財の評価と、それらの保存と活用に関する事項について調査審議し、答申する。審議会は、学識経験者10人以内で構成されている。今後も審議会の調査審議を踏まえ、適切な文化財の保存・活用を図る。</p> <p>また、文化財や史跡などの整備については、適正な計画と事業の実施を促進するため、事業目的に応じ、整備の際にその都度、整備検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置している。今後も、事業内容に応じて、検討委員会を組織し、地元との連携を図りながら、史跡の整備と活用の促進を進めていく。</p> <p>第9節 文化財の保存・活用に関わる住民、各種団体に関する方針、具体的な計画</p> <p>本市には、文化財の保存・活用に関わるまちづくり団体などが存在し、さまざまなテーマで積極的に活動を展開している。今後も、各活動団体が歴史文化遺産の保存と活用に主体的に関わっていくよう、必要な情報提供などの支援を行うとともに、団体間の交流を深める行事などを計画し、各団体と行政・関係機関などが緊密に連携した体制を構築し活動の活性化を図り、活動団体の交流、ネットワーク化を推進する。</p> <p>特に伝統文化などについては、現在「鶴冠井樋日継保存会」が活動しているが、その他の無形の活動についても、後継者育成を図るための保存団体の組織化を促すなど、市民全体で文化財を支えていく体制の構築に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域歴史ボランティア養成事業（平成28～31年度） ・市民歴史活動連携事業（平成24～36年度） ・長閑京を活かしたまちづくり等支援事業（平成28～31年度） <p>246</p>	<p>(P246)</p> <p>なお、歴史的風景の維持向上を図るために事業を実施する場合は、権威文化財の保存に万全を期する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模整備計画事業（平成27～36年度） ・史跡等公有化事業（昭和56～36年度） <p>第8節 文化財の保存・活用に係る体制に関する方針</p> <p>本市における文化財の保護・活用については、教育部文化財調査事務所に所長を含めた3人、同部文化資料館に館長を含めた4人の計7人を配置した体制で行っている。</p> <p>今後、本計画の策定を契機に、企画調整課、市民参画課、都市計画課、産業振興課などの関係部署と連携を取りながら、文化財の保護・活用に取り組んでいくこととする。</p> <p>向日市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）は、教育委員会の諮問に応じて文化財の評価と、それらの保存と活用に関する事項について調査審議し、答申する。審議会は、学識経験者10人以内で構成されている。今後も審議会の調査審議を踏まえ、適切な文化財の保存・活用を図る。</p> <p>また、文化財や史跡などの整備については、適正な計画と事業の実施を促進するため、事業目的に応じ、整備の際にその都度、整備検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置している。今後も、事業内容に応じて、検討委員会を組織し、地元との連携を図りながら、史跡の整備と活用の促進を進めていく。</p> <p>第9節 文化財の保存・活用に関わる住民、各種団体に関する方針、具体的な計画</p> <p>本市には、文化財の保存・活用に関わるまちづくり団体などが存在し、さまざまなテーマで積極的に活動を展開している。今後も、各活動団体が歴史文化遺産の保存と活用に主体的に関わっていくよう、必要な情報提供などの支援を行うとともに、団体間の交流を深める行事などを計画し、各団体と行政・関係機関などが緊密に連携した体制を構築し活動の活性化を図り、活動団体の交流、ネットワーク化を推進する。</p> <p>特に伝統文化などについては、現在「鶴冠井樋日継保存会」が活動しているが、その他の無形の活動についても、後継者育成を図るための保存団体の組織化を促すなど、市民全体で文化財を支えていく体制の構築に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域歴史ボランティア養成事業（平成28～29年度） ・市民歴史活動連携事業（平成24～36年度） ・長閑京を活かしたまちづくり等支援事業（平成28～29年度） <p>246</p>

■新旧対照表

新		旧																																	
(P253)	<table border="1"> <tr> <td>事業番号</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>事業の名称</td> <td>歴史的建造物（須田家住宅）活用事業</td> </tr> <tr> <td>事業主体</td> <td>向日市</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td>平成27年度～平成29年度：社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業） 平成30年度～平成36年度：市債事業</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成27年度～平成36年度</td> </tr> <tr> <td>事業位置</td> <td>  </td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td> <p>京都府指定有形文化財に指定されている須田家住宅は、平成3年(1991)に、大規模な改修が行われており、適切に保存されているが、一般公開が中断している。須田家住宅について、内部の一般公開に向け利用できるよう、公有化や耐震化などの改修を含め、保存・活用を行う。</p>  <p style="text-align: center;">須田家住宅</p> </td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致維持および向上に寄与する理由</td> <td> <p>建物内部の一般公開に向け、保存・活用が行われることで、これまで以上に適切な維持管理につながり、西国街道沿いの歴史的まちなみが維持されるとともに、来訪者の認識が高められることで、歴史的建造物の保全が図られ、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p> </td> </tr> </table>	事業番号	3	事業の名称	歴史的建造物（須田家住宅）活用事業	事業主体	向日市	支援事業名	平成27年度～平成29年度：社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業） 平成30年度～平成36年度：市債事業	事業期間	平成27年度～平成36年度	事業位置		事業概要	<p>京都府指定有形文化財に指定されている須田家住宅は、平成3年(1991)に、大規模な改修が行われており、適切に保存されているが、一般公開が中断している。須田家住宅について、内部の一般公開に向け利用できるよう、公有化や耐震化などの改修を含め、保存・活用を行う。</p>  <p style="text-align: center;">須田家住宅</p>	事業が歴史的風致維持および向上に寄与する理由	<p>建物内部の一般公開に向け、保存・活用が行われることで、これまで以上に適切な維持管理につながり、西国街道沿いの歴史的まちなみが維持されるとともに、来訪者の認識が高められることで、歴史的建造物の保全が図られ、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>	(P253)	<table border="1"> <tr> <td>事業番号</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>事業の名称</td> <td>歴史的建造物（須田家住宅）活用事業</td> </tr> <tr> <td>事業主体</td> <td>向日市</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td>社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成27年度～平成29年度</td> </tr> <tr> <td>事業位置</td> <td>  </td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td> <p>京都府指定有形文化財に指定されている須田家住宅は、平成3年(1991)に、大規模な改修が行われており、適切に保存されているが、一般公開が中断している。須田家住宅について、内部の一般公開に向け利用できるよう、公有化や耐震化などの改修を含め、保存・活用を行う。</p>  <p style="text-align: center;">須田家住宅</p> </td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致維持および向上に寄与する理由</td> <td> <p>建物内部の一般公開に向け、保存・活用が行われることで、これまで以上に適切な維持管理につながり、西国街道沿いの歴史的まちなみが維持されるとともに、来訪者の認識が高められることで、歴史的建造物の保全が図られ、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p> </td> </tr> </table>	事業番号	3	事業の名称	歴史的建造物（須田家住宅）活用事業	事業主体	向日市	支援事業名	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）	事業期間	平成27年度～平成29年度	事業位置		事業概要	<p>京都府指定有形文化財に指定されている須田家住宅は、平成3年(1991)に、大規模な改修が行われており、適切に保存されているが、一般公開が中断している。須田家住宅について、内部の一般公開に向け利用できるよう、公有化や耐震化などの改修を含め、保存・活用を行う。</p>  <p style="text-align: center;">須田家住宅</p>	事業が歴史的風致維持および向上に寄与する理由	<p>建物内部の一般公開に向け、保存・活用が行われることで、これまで以上に適切な維持管理につながり、西国街道沿いの歴史的まちなみが維持されるとともに、来訪者の認識が高められることで、歴史的建造物の保全が図られ、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>
事業番号	3																																		
事業の名称	歴史的建造物（須田家住宅）活用事業																																		
事業主体	向日市																																		
支援事業名	平成27年度～平成29年度：社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業） 平成30年度～平成36年度：市債事業																																		
事業期間	平成27年度～平成36年度																																		
事業位置																																			
事業概要	<p>京都府指定有形文化財に指定されている須田家住宅は、平成3年(1991)に、大規模な改修が行われており、適切に保存されているが、一般公開が中断している。須田家住宅について、内部の一般公開に向け利用できるよう、公有化や耐震化などの改修を含め、保存・活用を行う。</p>  <p style="text-align: center;">須田家住宅</p>																																		
事業が歴史的風致維持および向上に寄与する理由	<p>建物内部の一般公開に向け、保存・活用が行われることで、これまで以上に適切な維持管理につながり、西国街道沿いの歴史的まちなみが維持されるとともに、来訪者の認識が高められることで、歴史的建造物の保全が図られ、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>																																		
事業番号	3																																		
事業の名称	歴史的建造物（須田家住宅）活用事業																																		
事業主体	向日市																																		
支援事業名	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）																																		
事業期間	平成27年度～平成29年度																																		
事業位置																																			
事業概要	<p>京都府指定有形文化財に指定されている須田家住宅は、平成3年(1991)に、大規模な改修が行われており、適切に保存されているが、一般公開が中断している。須田家住宅について、内部の一般公開に向け利用できるよう、公有化や耐震化などの改修を含め、保存・活用を行う。</p>  <p style="text-align: center;">須田家住宅</p>																																		
事業が歴史的風致維持および向上に寄与する理由	<p>建物内部の一般公開に向け、保存・活用が行われることで、これまで以上に適切な維持管理につながり、西国街道沿いの歴史的まちなみが維持されるとともに、来訪者の認識が高められることで、歴史的建造物の保全が図られ、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>																																		
253	253																																		

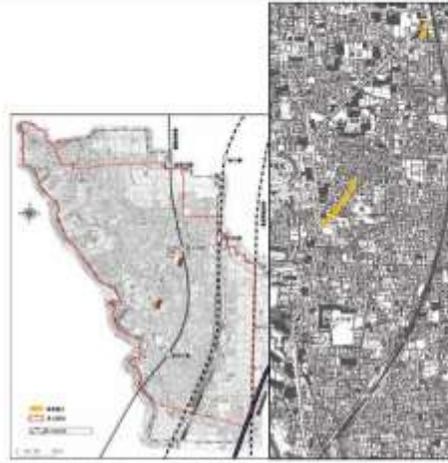
■新旧対照表

新		旧																																	
(P254)	<table border="1"> <tr> <td>事業番号</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>事業の名称</td> <td>歴史的建造物（富永屋）活用事業</td> </tr> <tr> <td>事業主体</td> <td>向日市</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td>平成27年度～平成29年度：社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業） 平成30年度～平成36年度：市単独事業</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成27年度～平成36年度</td> </tr> <tr> <td>事業位置</td> <td>  </td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td> <p>江戸時代初期にはすでに存在が確認されており、町家遺構として貴重な存在である富永屋は、現代風改修が著しく、また、老朽化も激しい状態にある。未指定ながら、享保20年（1738）の棟札が残る富永屋について、西国街道沿いのまちなみ景観の保存につながる修景を行い、市民活動や来訪者に対する案内および情報発信する拠点として利用できるよう、公有化や耐震化などの改修を含め、保存・活用を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">富永屋 外観 富永屋 内観</p> </td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致維持および向上に寄与する理由</td> <td>向日神社近くの西国街道沿いという立地条件からも、建物の修景や市民活動や観光の拠点などとして整備し、保存・活用することで、街のPR、交流拠点としての活用が期待されるとともに、歴史的建造物への理解を深められ、より効果的な歴史的建造物の保全・活用が図られることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。</td> </tr> </table>	事業番号	4	事業の名称	歴史的建造物（富永屋）活用事業	事業主体	向日市	支援事業名	平成27年度～平成29年度：社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業） 平成30年度～平成36年度：市単独事業	事業期間	平成27年度～平成36年度	事業位置		事業概要	<p>江戸時代初期にはすでに存在が確認されており、町家遺構として貴重な存在である富永屋は、現代風改修が著しく、また、老朽化も激しい状態にある。未指定ながら、享保20年（1738）の棟札が残る富永屋について、西国街道沿いのまちなみ景観の保存につながる修景を行い、市民活動や来訪者に対する案内および情報発信する拠点として利用できるよう、公有化や耐震化などの改修を含め、保存・活用を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">富永屋 外観 富永屋 内観</p>	事業が歴史的風致維持および向上に寄与する理由	向日神社近くの西国街道沿いという立地条件からも、建物の修景や市民活動や観光の拠点などとして整備し、保存・活用することで、街のPR、交流拠点としての活用が期待されるとともに、歴史的建造物への理解を深められ、より効果的な歴史的建造物の保全・活用が図られることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。	(P254)	<table border="1"> <tr> <td>事業番号</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>事業の名称</td> <td>歴史的建造物（富永屋）活用事業</td> </tr> <tr> <td>事業主体</td> <td>向日市</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td>社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成27年度～平成29年度</td> </tr> <tr> <td>事業位置</td> <td>  </td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td> <p>江戸時代初期にはすでに存在が確認されており、町家遺構として貴重な存在である富永屋は、現代風改修が著しく、また、老朽化も激しい状態にある。未指定ながら、享保20年（1738）の棟札が残る富永屋について、西国街道沿いのまちなみ景観の保存につながる修景を行い、市民活動や来訪者に対する案内および情報発信する拠点として利用できるよう、公有化や耐震化などの改修を含め、保存・活用を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">富永屋 外観 富永屋 内観</p> </td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致維持および向上に寄与する理由</td> <td>向日神社近くの西国街道沿いという立地条件からも、建物の修景や市民活動や観光の拠点などとして整備し、保存・活用することで、街のPR、交流拠点としての活用が期待されるとともに、歴史的建造物への理解を深められ、より効果的な歴史的建造物の保全・活用が図られることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。</td> </tr> </table>	事業番号	4	事業の名称	歴史的建造物（富永屋）活用事業	事業主体	向日市	支援事業名	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）	事業期間	平成27年度～平成29年度	事業位置		事業概要	<p>江戸時代初期にはすでに存在が確認されており、町家遺構として貴重な存在である富永屋は、現代風改修が著しく、また、老朽化も激しい状態にある。未指定ながら、享保20年（1738）の棟札が残る富永屋について、西国街道沿いのまちなみ景観の保存につながる修景を行い、市民活動や来訪者に対する案内および情報発信する拠点として利用できるよう、公有化や耐震化などの改修を含め、保存・活用を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">富永屋 外観 富永屋 内観</p>	事業が歴史的風致維持および向上に寄与する理由	向日神社近くの西国街道沿いという立地条件からも、建物の修景や市民活動や観光の拠点などとして整備し、保存・活用することで、街のPR、交流拠点としての活用が期待されるとともに、歴史的建造物への理解を深められ、より効果的な歴史的建造物の保全・活用が図られることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。
事業番号	4																																		
事業の名称	歴史的建造物（富永屋）活用事業																																		
事業主体	向日市																																		
支援事業名	平成27年度～平成29年度：社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業） 平成30年度～平成36年度：市単独事業																																		
事業期間	平成27年度～平成36年度																																		
事業位置																																			
事業概要	<p>江戸時代初期にはすでに存在が確認されており、町家遺構として貴重な存在である富永屋は、現代風改修が著しく、また、老朽化も激しい状態にある。未指定ながら、享保20年（1738）の棟札が残る富永屋について、西国街道沿いのまちなみ景観の保存につながる修景を行い、市民活動や来訪者に対する案内および情報発信する拠点として利用できるよう、公有化や耐震化などの改修を含め、保存・活用を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">富永屋 外観 富永屋 内観</p>																																		
事業が歴史的風致維持および向上に寄与する理由	向日神社近くの西国街道沿いという立地条件からも、建物の修景や市民活動や観光の拠点などとして整備し、保存・活用することで、街のPR、交流拠点としての活用が期待されるとともに、歴史的建造物への理解を深められ、より効果的な歴史的建造物の保全・活用が図られることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。																																		
事業番号	4																																		
事業の名称	歴史的建造物（富永屋）活用事業																																		
事業主体	向日市																																		
支援事業名	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）																																		
事業期間	平成27年度～平成29年度																																		
事業位置																																			
事業概要	<p>江戸時代初期にはすでに存在が確認されており、町家遺構として貴重な存在である富永屋は、現代風改修が著しく、また、老朽化も激しい状態にある。未指定ながら、享保20年（1738）の棟札が残る富永屋について、西国街道沿いのまちなみ景観の保存につながる修景を行い、市民活動や来訪者に対する案内および情報発信する拠点として利用できるよう、公有化や耐震化などの改修を含め、保存・活用を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">富永屋 外観 富永屋 内観</p>																																		
事業が歴史的風致維持および向上に寄与する理由	向日神社近くの西国街道沿いという立地条件からも、建物の修景や市民活動や観光の拠点などとして整備し、保存・活用することで、街のPR、交流拠点としての活用が期待されるとともに、歴史的建造物への理解を深められ、より効果的な歴史的建造物の保全・活用が図られることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。																																		
254	254																																		

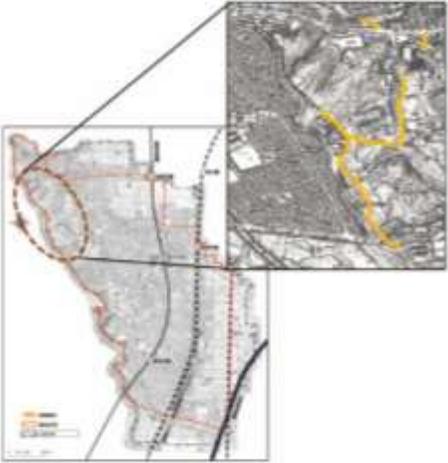
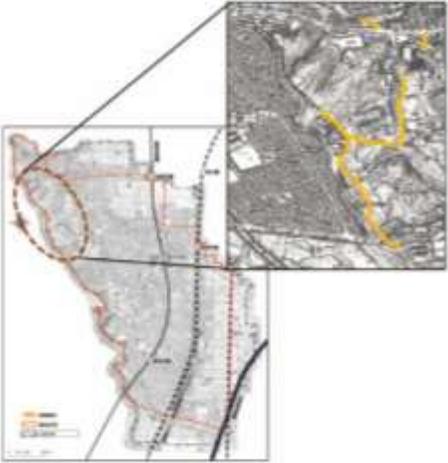
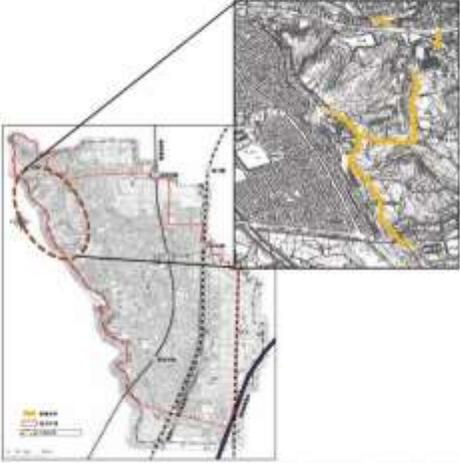
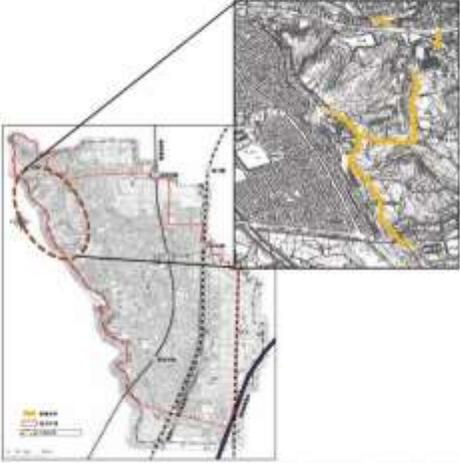
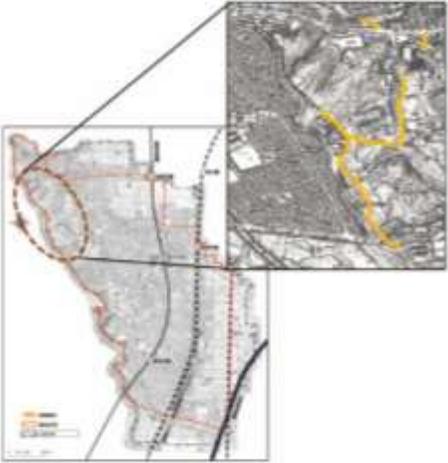
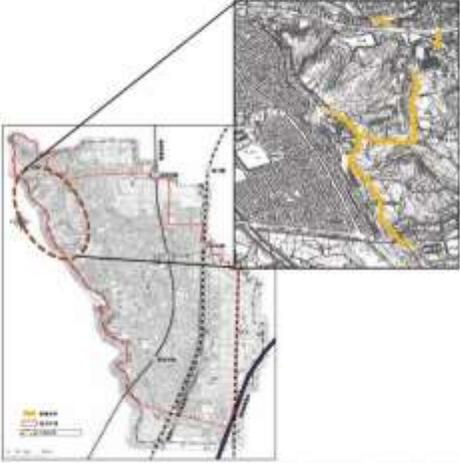
■新旧対照表

新		旧																																	
(P255)	<table border="1"> <tr><td>事業番号</td><td>5</td></tr> <tr><td>事業の名称</td><td>歴史的石碑・常夜燈保全活用事業</td></tr> <tr><td>事業主体</td><td>向日市</td></tr> <tr><td>支援事業名</td><td>平成27年度：社会資本整備総合交付金（道路事業） 平成28年度：社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）</td></tr> <tr><td>事業期間</td><td>平成27年度～平成28年度</td></tr> <tr><td>事業位置</td><td>  </td></tr> <tr><td>事業概要</td><td> <p>市街地開発による急激な環境の変化の中で、道路拡幅などにより位置がずれたり、現代的なまちなみの中に埋もれてしまった街道路筋にある石碑や常夜燈について、市民により身近に、親しみを感じてもらえるよう、ポケットパークを活用して適切な場所に配置する。</p>  </td></tr> <tr><td>事業が歴史的風致維持および向上に寄与する理由</td><td>石碑や常夜燈について、適切な配置を行うことにより、西国街道を歴史ある街道として市民や来訪者に再認識してもらうことで、親近感をもってもらえることが期待されるとともに、歴史的建造物の保全・活用につながり、歴史的風致の維持向上に寄与する。</td></tr> </table>	事業番号	5	事業の名称	歴史的石碑・常夜燈保全活用事業	事業主体	向日市	支援事業名	平成27年度：社会資本整備総合交付金（道路事業） 平成28年度：社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）	事業期間	平成27年度～平成28年度	事業位置		事業概要	<p>市街地開発による急激な環境の変化の中で、道路拡幅などにより位置がずれたり、現代的なまちなみの中に埋もれてしまった街道路筋にある石碑や常夜燈について、市民により身近に、親しみを感じてもらえるよう、ポケットパークを活用して適切な場所に配置する。</p> 	事業が歴史的風致維持および向上に寄与する理由	石碑や常夜燈について、適切な配置を行うことにより、西国街道を歴史ある街道として市民や来訪者に再認識してもらうことで、親近感をもってもらえることが期待されるとともに、歴史的建造物の保全・活用につながり、歴史的風致の維持向上に寄与する。	(P255)	<table border="1"> <tr><td>事業番号</td><td>5</td></tr> <tr><td>事業の名称</td><td>歴史的石碑・常夜燈保全活用事業</td></tr> <tr><td>事業主体</td><td>向日市</td></tr> <tr><td>支援事業名</td><td>社会資本整備総合交付金（道路事業）</td></tr> <tr><td>事業期間</td><td>平成27年度</td></tr> <tr><td>事業位置</td><td>  </td></tr> <tr><td>事業概要</td><td> <p>市街地開発による急激な環境の変化の中で、道路拡幅などにより位置がずれたり、現代的なまちなみの中に埋もれてしまった街道路筋にある石碑や常夜燈について、市民により身近に、親しみを感じてもらえるよう、ポケットパークを活用して適切な場所に配置する。</p>  </td></tr> <tr><td>事業が歴史的風致維持および向上に寄与する理由</td><td>石碑や常夜燈について、適切な配置を行うことにより、西国街道を歴史ある街道として市民や来訪者に再認識してもらうことで、親近感をもってもらえることが期待されるとともに、歴史的建造物の保全・活用につながり、歴史的風致の維持向上に寄与する。</td></tr> </table>	事業番号	5	事業の名称	歴史的石碑・常夜燈保全活用事業	事業主体	向日市	支援事業名	社会資本整備総合交付金（道路事業）	事業期間	平成27年度	事業位置		事業概要	<p>市街地開発による急激な環境の変化の中で、道路拡幅などにより位置がずれたり、現代的なまちなみの中に埋もれてしまった街道路筋にある石碑や常夜燈について、市民により身近に、親しみを感じてもらえるよう、ポケットパークを活用して適切な場所に配置する。</p> 	事業が歴史的風致維持および向上に寄与する理由	石碑や常夜燈について、適切な配置を行うことにより、西国街道を歴史ある街道として市民や来訪者に再認識してもらうことで、親近感をもってもらえることが期待されるとともに、歴史的建造物の保全・活用につながり、歴史的風致の維持向上に寄与する。
事業番号	5																																		
事業の名称	歴史的石碑・常夜燈保全活用事業																																		
事業主体	向日市																																		
支援事業名	平成27年度：社会資本整備総合交付金（道路事業） 平成28年度：社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）																																		
事業期間	平成27年度～平成28年度																																		
事業位置																																			
事業概要	<p>市街地開発による急激な環境の変化の中で、道路拡幅などにより位置がずれたり、現代的なまちなみの中に埋もれてしまった街道路筋にある石碑や常夜燈について、市民により身近に、親しみを感じてもらえるよう、ポケットパークを活用して適切な場所に配置する。</p> 																																		
事業が歴史的風致維持および向上に寄与する理由	石碑や常夜燈について、適切な配置を行うことにより、西国街道を歴史ある街道として市民や来訪者に再認識してもらうことで、親近感をもってもらえることが期待されるとともに、歴史的建造物の保全・活用につながり、歴史的風致の維持向上に寄与する。																																		
事業番号	5																																		
事業の名称	歴史的石碑・常夜燈保全活用事業																																		
事業主体	向日市																																		
支援事業名	社会資本整備総合交付金（道路事業）																																		
事業期間	平成27年度																																		
事業位置																																			
事業概要	<p>市街地開発による急激な環境の変化の中で、道路拡幅などにより位置がずれたり、現代的なまちなみの中に埋もれてしまった街道路筋にある石碑や常夜燈について、市民により身近に、親しみを感じてもらえるよう、ポケットパークを活用して適切な場所に配置する。</p> 																																		
事業が歴史的風致維持および向上に寄与する理由	石碑や常夜燈について、適切な配置を行うことにより、西国街道を歴史ある街道として市民や来訪者に再認識してもらうことで、親近感をもってもらえることが期待されるとともに、歴史的建造物の保全・活用につながり、歴史的風致の維持向上に寄与する。																																		
	255		255																																

■新旧対照表

新		旧		
(P256)	事業番号	6	6	
	事業の名称	西国街道整備事業	西国街道整備事業	
	事業主体	向日市	向日市	
	支援事業名	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）	社会資本整備総合交付金（道路事業）	
事業期間	平成27年度～平成30年度	平成27年度～平成29年度		
事業位置				
事業概要	<p>西国街道を通常のアスファルト舗装から、石畳風の道路舗装に改修する。</p>  <p>西国街道 改修前 西国街道 改修後のイメージ</p>		<p>西国街道を通常のアスファルト舗装から、石畳風の道路舗装に改修する。</p>  <p>西国街道 改修前 西国街道 改修後のイメージ</p>	
事業が歴史的風致維持および向上に寄与する理由	<p>歴史的なまちなみが残る西国街道を石畳風の道路舗装にすることで、街道沿いに残っている古い建造物の価値を高めるとともに、現在まで連続と続いている向日神社の祭礼や、西国街道沿いに残る題目躰をはじめとする営みに往時の雰囲気や醸し出されることにより、周辺環境の保全が図られ、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>		<p>事業が歴史的風致維持および向上に寄与する理由</p> <p>歴史的なまちなみが残る西国街道を石畳風の道路舗装にすることで、街道沿いに残っている古い建造物の価値を高めるとともに、現在まで連続と続いている向日神社の祭礼や、西国街道沿いに残る題目躰をはじめとする営みに往時の雰囲気や醸し出されることにより、周辺環境の保全が図られ、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>	
	256	256		

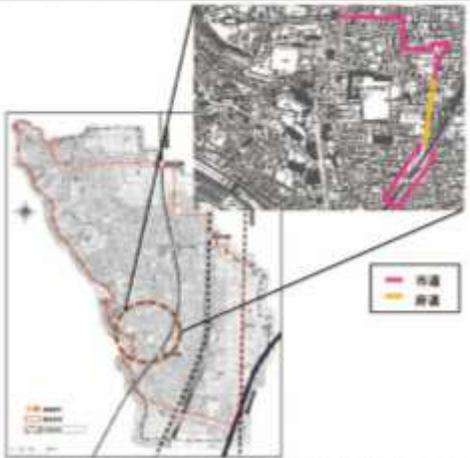
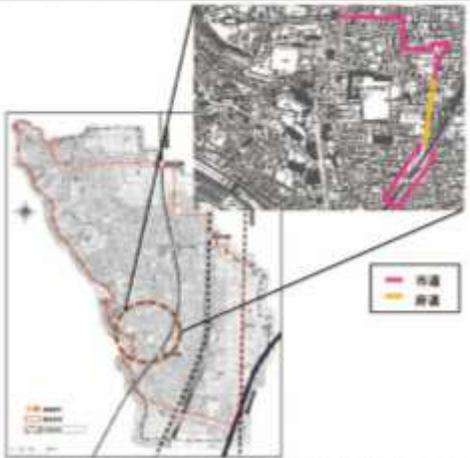
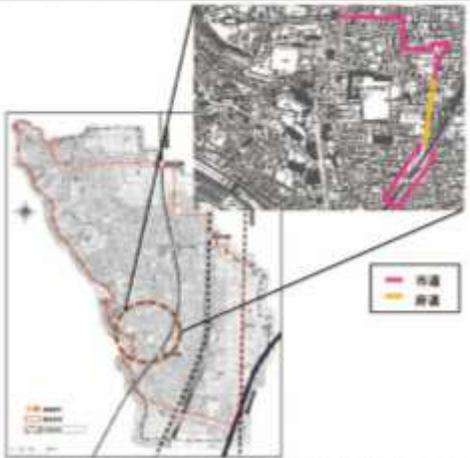
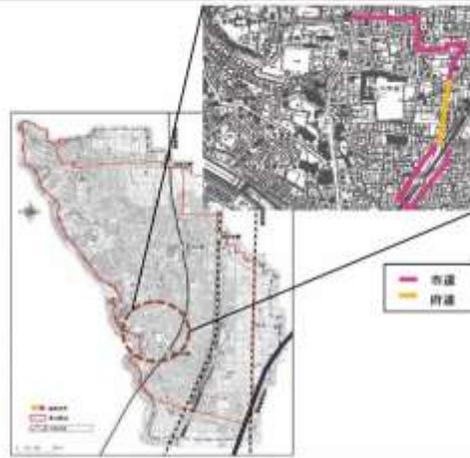
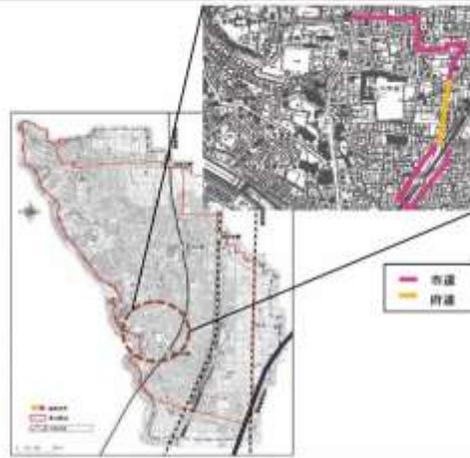
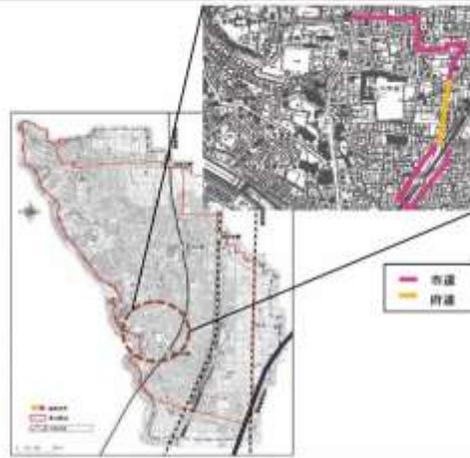
■新旧対照表

新		旧																																	
(P257)	<table border="1"> <tr> <td>事業番号</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>事業の名称</td> <td>竹の径景観保全事業</td> </tr> <tr> <td>事業主体</td> <td>向日市</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td>平成27年度～平成36年度：市単独事業 平成28年度～平成29年度：（もうひとつの京都）市町村伝統景観支援事業 平成30年度～平成30年度：市単独事業</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成12年度～平成36年度</td> </tr> <tr> <td>事業位置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td> <p>歴史的資源であるタケノコづくりから出る廃材などを利用し、延長約1.8kmに設置された8種類の竹垣の保全改修を行う。</p>  <p>竹の径</p> </td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致維持および向上に寄与する理由</td> <td>竹の径を竹垣で修景することで、竹やタケノコの良さをPRし、市民や来訪者の認識や理解を深めるとともに、修景された景観が、向日丘陵の起伏に富んだ斜面をおおう緑の竹林とタケノコづくりに取り組む農家の営みに調和した雰囲気を生み出すことにより、周辺環境の保全が図られ、歴史的風致の維持向上に寄与する。</td> </tr> </table>	事業番号	7	事業の名称	竹の径景観保全事業	事業主体	向日市	支援事業名	平成27年度～平成36年度：市単独事業 平成28年度～平成29年度：（もうひとつの京都）市町村伝統景観支援事業 平成30年度～平成30年度：市単独事業	事業期間	平成12年度～平成36年度	事業位置		事業概要	<p>歴史的資源であるタケノコづくりから出る廃材などを利用し、延長約1.8kmに設置された8種類の竹垣の保全改修を行う。</p>  <p>竹の径</p>	事業が歴史的風致維持および向上に寄与する理由	竹の径を竹垣で修景することで、竹やタケノコの良さをPRし、市民や来訪者の認識や理解を深めるとともに、修景された景観が、向日丘陵の起伏に富んだ斜面をおおう緑の竹林とタケノコづくりに取り組む農家の営みに調和した雰囲気を生み出すことにより、周辺環境の保全が図られ、歴史的風致の維持向上に寄与する。	(P257)	<table border="1"> <tr> <td>事業番号</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>事業の名称</td> <td>竹の径景観保全事業</td> </tr> <tr> <td>事業主体</td> <td>向日市</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td>平成27年度～平成36年度：市単独事業 ※社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）の活用を検討</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成12年度～平成36年度</td> </tr> <tr> <td>事業位置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td> <p>歴史的資源であるタケノコづくりから出る廃材などを利用し、延長約1.8kmに設置された8種類の竹垣の保全改修を行う。</p>  <p>竹の径</p> </td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致維持および向上に寄与する理由</td> <td>竹の径を竹垣で修景することで、竹やタケノコの良さをPRし、市民や来訪者の認識や理解を深めるとともに、修景された景観が、向日丘陵の起伏に富んだ斜面をおおう緑の竹林とタケノコづくりに取り組む農家の営みに調和した雰囲気を生み出すことにより、周辺環境の保全が図られ、歴史的風致の維持向上に寄与する。</td> </tr> </table>	事業番号	7	事業の名称	竹の径景観保全事業	事業主体	向日市	支援事業名	平成27年度～平成36年度：市単独事業 ※社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）の活用を検討	事業期間	平成12年度～平成36年度	事業位置		事業概要	<p>歴史的資源であるタケノコづくりから出る廃材などを利用し、延長約1.8kmに設置された8種類の竹垣の保全改修を行う。</p>  <p>竹の径</p>	事業が歴史的風致維持および向上に寄与する理由	竹の径を竹垣で修景することで、竹やタケノコの良さをPRし、市民や来訪者の認識や理解を深めるとともに、修景された景観が、向日丘陵の起伏に富んだ斜面をおおう緑の竹林とタケノコづくりに取り組む農家の営みに調和した雰囲気を生み出すことにより、周辺環境の保全が図られ、歴史的風致の維持向上に寄与する。
事業番号	7																																		
事業の名称	竹の径景観保全事業																																		
事業主体	向日市																																		
支援事業名	平成27年度～平成36年度：市単独事業 平成28年度～平成29年度：（もうひとつの京都）市町村伝統景観支援事業 平成30年度～平成30年度：市単独事業																																		
事業期間	平成12年度～平成36年度																																		
事業位置																																			
事業概要	<p>歴史的資源であるタケノコづくりから出る廃材などを利用し、延長約1.8kmに設置された8種類の竹垣の保全改修を行う。</p>  <p>竹の径</p>																																		
事業が歴史的風致維持および向上に寄与する理由	竹の径を竹垣で修景することで、竹やタケノコの良さをPRし、市民や来訪者の認識や理解を深めるとともに、修景された景観が、向日丘陵の起伏に富んだ斜面をおおう緑の竹林とタケノコづくりに取り組む農家の営みに調和した雰囲気を生み出すことにより、周辺環境の保全が図られ、歴史的風致の維持向上に寄与する。																																		
事業番号	7																																		
事業の名称	竹の径景観保全事業																																		
事業主体	向日市																																		
支援事業名	平成27年度～平成36年度：市単独事業 ※社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）の活用を検討																																		
事業期間	平成12年度～平成36年度																																		
事業位置																																			
事業概要	<p>歴史的資源であるタケノコづくりから出る廃材などを利用し、延長約1.8kmに設置された8種類の竹垣の保全改修を行う。</p>  <p>竹の径</p>																																		
事業が歴史的風致維持および向上に寄与する理由	竹の径を竹垣で修景することで、竹やタケノコの良さをPRし、市民や来訪者の認識や理解を深めるとともに、修景された景観が、向日丘陵の起伏に富んだ斜面をおおう緑の竹林とタケノコづくりに取り組む農家の営みに調和した雰囲気を生み出すことにより、周辺環境の保全が図られ、歴史的風致の維持向上に寄与する。																																		

■新旧対照表

新		旧																					
(P258)	<table border="1"> <tr><td>事業番号</td><td>4</td></tr> <tr><td>事業の名称</td><td>桜の径景観保全事業</td></tr> <tr><td>事業主体</td><td>向日市</td></tr> <tr><td>支援事業名</td><td>平成27年度～平成30年度：社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業） 平成31年度～平成36年度：市単独事業</td></tr> <tr><td>事業期間</td><td>昭和40年代～平成36年度</td></tr> </table>	事業番号	4	事業の名称	桜の径景観保全事業	事業主体	向日市	支援事業名	平成27年度～平成30年度：社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業） 平成31年度～平成36年度：市単独事業	事業期間	昭和40年代～平成36年度		<table border="1"> <tr><td>事業番号</td><td>4</td></tr> <tr><td>事業の名称</td><td>桜の径景観保全事業</td></tr> <tr><td>事業主体</td><td>向日市</td></tr> <tr><td>支援事業名</td><td>平成27年度～平成36年度：市単独事業 ※社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）の活用を検討</td></tr> <tr><td>事業期間</td><td>昭和40年代～平成36年度</td></tr> </table>	事業番号	4	事業の名称	桜の径景観保全事業	事業主体	向日市	支援事業名	平成27年度～平成36年度：市単独事業 ※社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）の活用を検討	事業期間	昭和40年代～平成36年度
	事業番号	4																					
事業の名称	桜の径景観保全事業																						
事業主体	向日市																						
支援事業名	平成27年度～平成30年度：社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業） 平成31年度～平成36年度：市単独事業																						
事業期間	昭和40年代～平成36年度																						
事業番号	4																						
事業の名称	桜の径景観保全事業																						
事業主体	向日市																						
支援事業名	平成27年度～平成36年度：市単独事業 ※社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）の活用を検討																						
事業期間	昭和40年代～平成36年度																						
事業概要	<p>桜の木の成長による根上がりから道路構造物が破損しているため、桜の木の環境にも配慮しながら、安全性の向上、歩車道空間を含めた景観保全のための道路改良や、それらとあわせた樹木の剪定、消毒、古木の伐採や傾斜を行う。</p>  <p>根上がりしている桜</p>	<p>桜の木の成長による根上がりから道路構造物が破損しているため、桜の木の環境にも配慮しながら、安全性の向上、歩車道空間を含めた景観保全のための道路改良や、それらとあわせた樹木の剪定、消毒、古木の伐採や傾斜を行う。</p>  <p>根上がりしている桜</p>																					
事業が歴史的風致維持および向上に寄与する理由	<p>桜並木の修景整備を行うことにより、市民の桜並木への愛着が増すとともに、阪急西向日駅の周囲に桜並木に彩られた整然とした街路が延び、昭和初期の趣を残した住宅が点在している良好な市街地の景観保全が図られ、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>	<p>桜並木の修景整備を行うことにより、市民の桜並木への愛着が増すとともに、阪急西向日駅の周囲に桜並木に彩られた整然とした街路が延び、昭和初期の趣を残した住宅が点在している良好な市街地の景観保全が図られ、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>																					

■新旧対照表

新		旧																
(P259)	<table border="1"> <tr> <td>事業番号</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>事業の名称</td> <td>長岡宮跡周辺道路美装化事業</td> </tr> <tr> <td>事業主体</td> <td>向日市・京都府</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td>向日市：平成28年度～平成30年度 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業） 京都府：平成28年度～平成31年度 府単独事業</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成28年度～平成31年度</td> </tr> <tr> <td>事業位置</td> <td>  </td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td> <p>史跡長岡宮のそれぞれの遺跡や向日神社などを結ぶ道路について、京都府（府道）と市（市道）で連携、役割分担しながら、公共交通機関である阪急西向日駅から史跡長岡宮のそれぞれの遺跡や向日神社を結ぶ道路の美装化（カラー舗装など）をする。また、カーブミラーや各種標識柱などを統一的な様式で整備する。</p>   <p>整備候補地（大極殿跡周辺）① 整備候補地（大極殿跡周辺）②</p> </td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致維持および向上に寄与する理由</td> <td> <p>阪急西向日駅から長岡宮跡や向日神社を結ぶ道路を歴史的資源と調和するように美装化することで、道路景観の改善と迷わず目的に行けるよう、回遊性の向上を図る。また、長岡宮跡や向日神社の風致にあった整備を行うことで、歴史的資源の所在する区域が分かりやすくなり、市民の理解が深まるとともに、まちなみの連続性が保たれつつ景観保全が図られ、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p> </td> </tr> </table>	事業番号	8	事業の名称	長岡宮跡周辺道路美装化事業	事業主体	向日市・京都府	支援事業名	向日市：平成28年度～平成30年度 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業） 京都府：平成28年度～平成31年度 府単独事業	事業期間	平成28年度～平成31年度	事業位置		事業概要	<p>史跡長岡宮のそれぞれの遺跡や向日神社などを結ぶ道路について、京都府（府道）と市（市道）で連携、役割分担しながら、公共交通機関である阪急西向日駅から史跡長岡宮のそれぞれの遺跡や向日神社を結ぶ道路の美装化（カラー舗装など）をする。また、カーブミラーや各種標識柱などを統一的な様式で整備する。</p>   <p>整備候補地（大極殿跡周辺）① 整備候補地（大極殿跡周辺）②</p>	事業が歴史的風致維持および向上に寄与する理由	<p>阪急西向日駅から長岡宮跡や向日神社を結ぶ道路を歴史的資源と調和するように美装化することで、道路景観の改善と迷わず目的に行けるよう、回遊性の向上を図る。また、長岡宮跡や向日神社の風致にあった整備を行うことで、歴史的資源の所在する区域が分かりやすくなり、市民の理解が深まるとともに、まちなみの連続性が保たれつつ景観保全が図られ、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>	<p>259</p>
事業番号	8																	
事業の名称	長岡宮跡周辺道路美装化事業																	
事業主体	向日市・京都府																	
支援事業名	向日市：平成28年度～平成30年度 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業） 京都府：平成28年度～平成31年度 府単独事業																	
事業期間	平成28年度～平成31年度																	
事業位置																		
事業概要	<p>史跡長岡宮のそれぞれの遺跡や向日神社などを結ぶ道路について、京都府（府道）と市（市道）で連携、役割分担しながら、公共交通機関である阪急西向日駅から史跡長岡宮のそれぞれの遺跡や向日神社を結ぶ道路の美装化（カラー舗装など）をする。また、カーブミラーや各種標識柱などを統一的な様式で整備する。</p>   <p>整備候補地（大極殿跡周辺）① 整備候補地（大極殿跡周辺）②</p>																	
事業が歴史的風致維持および向上に寄与する理由	<p>阪急西向日駅から長岡宮跡や向日神社を結ぶ道路を歴史的資源と調和するように美装化することで、道路景観の改善と迷わず目的に行けるよう、回遊性の向上を図る。また、長岡宮跡や向日神社の風致にあった整備を行うことで、歴史的資源の所在する区域が分かりやすくなり、市民の理解が深まるとともに、まちなみの連続性が保たれつつ景観保全が図られ、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>																	
(P259)	<table border="1"> <tr> <td>事業番号</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>事業の名称</td> <td>長岡宮跡周辺道路美装化事業</td> </tr> <tr> <td>事業主体</td> <td>向日市・京都府</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td>向日市：平成28年度～平成29年度 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業） 京都府：平成28年度～平成29年度 府単独事業</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成28年度～平成29年度</td> </tr> <tr> <td>事業位置</td> <td>  </td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td> <p>史跡長岡宮のそれぞれの遺跡や向日神社などを結ぶ道路について、京都府（府道）と市（市道）で連携、役割分担しながら、公共交通機関である阪急西向日駅から史跡長岡宮のそれぞれの遺跡や向日神社を結ぶ道路の美装化（カラー舗装など）をする。また、カーブミラーや各種標識柱などを統一的な様式で整備する。</p>   <p>整備候補地（大極殿跡周辺）① 整備候補地（大極殿跡周辺）②</p> </td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致維持および向上に寄与する理由</td> <td> <p>阪急西向日駅から長岡宮跡や向日神社を結ぶ道路を歴史的資源と調和するように美装化することで、道路景観の改善と迷わず目的に行けるよう、回遊性の向上を図る。また、長岡宮跡や向日神社の風致にあった整備を行うことで、歴史的資源の所在する区域が分かりやすくなり、市民の理解が深まるとともに、まちなみの連続性が保たれつつ景観保全が図られ、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p> </td> </tr> </table>	事業番号	9	事業の名称	長岡宮跡周辺道路美装化事業	事業主体	向日市・京都府	支援事業名	向日市：平成28年度～平成29年度 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業） 京都府：平成28年度～平成29年度 府単独事業	事業期間	平成28年度～平成29年度	事業位置		事業概要	<p>史跡長岡宮のそれぞれの遺跡や向日神社などを結ぶ道路について、京都府（府道）と市（市道）で連携、役割分担しながら、公共交通機関である阪急西向日駅から史跡長岡宮のそれぞれの遺跡や向日神社を結ぶ道路の美装化（カラー舗装など）をする。また、カーブミラーや各種標識柱などを統一的な様式で整備する。</p>   <p>整備候補地（大極殿跡周辺）① 整備候補地（大極殿跡周辺）②</p>	事業が歴史的風致維持および向上に寄与する理由	<p>阪急西向日駅から長岡宮跡や向日神社を結ぶ道路を歴史的資源と調和するように美装化することで、道路景観の改善と迷わず目的に行けるよう、回遊性の向上を図る。また、長岡宮跡や向日神社の風致にあった整備を行うことで、歴史的資源の所在する区域が分かりやすくなり、市民の理解が深まるとともに、まちなみの連続性が保たれつつ景観保全が図られ、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>	<p>259</p>
事業番号	9																	
事業の名称	長岡宮跡周辺道路美装化事業																	
事業主体	向日市・京都府																	
支援事業名	向日市：平成28年度～平成29年度 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業） 京都府：平成28年度～平成29年度 府単独事業																	
事業期間	平成28年度～平成29年度																	
事業位置																		
事業概要	<p>史跡長岡宮のそれぞれの遺跡や向日神社などを結ぶ道路について、京都府（府道）と市（市道）で連携、役割分担しながら、公共交通機関である阪急西向日駅から史跡長岡宮のそれぞれの遺跡や向日神社を結ぶ道路の美装化（カラー舗装など）をする。また、カーブミラーや各種標識柱などを統一的な様式で整備する。</p>   <p>整備候補地（大極殿跡周辺）① 整備候補地（大極殿跡周辺）②</p>																	
事業が歴史的風致維持および向上に寄与する理由	<p>阪急西向日駅から長岡宮跡や向日神社を結ぶ道路を歴史的資源と調和するように美装化することで、道路景観の改善と迷わず目的に行けるよう、回遊性の向上を図る。また、長岡宮跡や向日神社の風致にあった整備を行うことで、歴史的資源の所在する区域が分かりやすくなり、市民の理解が深まるとともに、まちなみの連続性が保たれつつ景観保全が図られ、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>																	

■新旧対照表

新		旧																					
(P260)	<table border="1"> <tr><td>事業番号</td><td>10</td></tr> <tr><td>事業の名称</td><td>向日神社周辺整備事業</td></tr> <tr><td>事業主体</td><td>向日市</td></tr> <tr><td>支援事業名</td><td>社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）</td></tr> <tr><td>事業期間</td><td>平成25年度～平成29年度</td></tr> </table>	事業番号	10	事業の名称	向日神社周辺整備事業	事業主体	向日市	支援事業名	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）	事業期間	平成25年度～平成29年度	(P260)	<table border="1"> <tr><td>事業番号</td><td>10</td></tr> <tr><td>事業の名称</td><td>向日神社周辺整備事業</td></tr> <tr><td>事業主体</td><td>向日市</td></tr> <tr><td>支援事業名</td><td>社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）</td></tr> <tr><td>事業期間</td><td>平成25年度～平成29年度</td></tr> </table>	事業番号	10	事業の名称	向日神社周辺整備事業	事業主体	向日市	支援事業名	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）	事業期間	平成25年度～平成29年度
事業番号	10																						
事業の名称	向日神社周辺整備事業																						
事業主体	向日市																						
支援事業名	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）																						
事業期間	平成25年度～平成29年度																						
事業番号	10																						
事業の名称	向日神社周辺整備事業																						
事業主体	向日市																						
支援事業名	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）																						
事業期間	平成25年度～平成29年度																						
事業位置		事業位置																					
事業概要	<p>国の重要文化財である向日神社周辺において、回遊性を高めるため、トイレやベンチなどを備えた休憩施設を整備する。</p>  <p>休憩施設 イメージ</p>	事業概要	<p>国の重要文化財である向日神社周辺において、回遊性を高めるため、トイレやベンチなどを備えた休憩施設を整備する。</p>  <p>休憩施設 イメージ</p>																				
事業が歴史的風致維持および向上に寄与する理由	向日神社周辺に親しみやすい環境を整えることによって、回遊性が向上するとともに、地域の人々の向日神社への愛着が深まり、連続と続く伝統の保全が図られることで、歴史的風致の維持向上に寄与する。	事業が歴史的風致維持および向上に寄与する理由	向日神社周辺に親しみやすい環境を整えることによって、回遊性が向上するとともに、地域の人々の向日神社への愛着が深まり、連続と続く伝統の保全が図られることで、歴史的風致の維持向上に寄与する。																				
260		260																					

■新旧対照表

新		旧																																	
(P261)	<table border="1"> <tr><td>事業番号</td><td>11</td></tr> <tr><td>事業の名称</td><td>歴史資源回遊性向上施設整備事業（市民ふれあい広場など）</td></tr> <tr><td>事業主体</td><td>向日市</td></tr> <tr><td>支援事業名</td><td>社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）</td></tr> <tr><td>事業期間</td><td>平成27年度～平成30年度</td></tr> <tr><td>事業位置</td><td></td></tr> <tr><td>事業概要</td><td> <p>歴史的風致のある地域を開遊するにあたり、市民の方や来訪者の休憩場所、集合場所となるように、トイレなどの施設改修を行う。</p>  <p>ふれあい広場</p> </td></tr> <tr><td>事業が歴史的風致維持および向上に寄与する理由</td><td>長岡宮跡などの歴史的風致の所在する区域において来訪者などを受け入れるための機能を備えた施設を整備することで、本市の歴史的資源を巡る回遊性の向上が図られ、歴史的風致の維持向上に寄与する。</td></tr> </table>	事業番号	11	事業の名称	歴史資源回遊性向上施設整備事業（市民ふれあい広場など）	事業主体	向日市	支援事業名	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）	事業期間	平成27年度～平成30年度	事業位置		事業概要	<p>歴史的風致のある地域を開遊するにあたり、市民の方や来訪者の休憩場所、集合場所となるように、トイレなどの施設改修を行う。</p>  <p>ふれあい広場</p>	事業が歴史的風致維持および向上に寄与する理由	長岡宮跡などの歴史的風致の所在する区域において来訪者などを受け入れるための機能を備えた施設を整備することで、本市の歴史的資源を巡る回遊性の向上が図られ、歴史的風致の維持向上に寄与する。	(P261)	<table border="1"> <tr><td>事業番号</td><td>11</td></tr> <tr><td>事業の名称</td><td>歴史資源回遊性向上施設整備事業（市民ふれあい広場など）</td></tr> <tr><td>事業主体</td><td>向日市</td></tr> <tr><td>支援事業名</td><td>社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）</td></tr> <tr><td>事業期間</td><td>平成27年度～平成29年度</td></tr> <tr><td>事業位置</td><td></td></tr> <tr><td>事業概要</td><td> <p>歴史的風致のある地域を開遊するにあたり、市民の方や来訪者の休憩場所、集合場所となるように、トイレなどの施設改修を行う。</p>  <p>ふれあい広場</p> </td></tr> <tr><td>事業が歴史的風致維持および向上に寄与する理由</td><td>長岡宮跡などの歴史的風致の所在する区域において来訪者などを受け入れるための機能を備えた施設を整備することで、本市の歴史的資源を巡る回遊性の向上が図られ、歴史的風致の維持向上に寄与する。</td></tr> </table>	事業番号	11	事業の名称	歴史資源回遊性向上施設整備事業（市民ふれあい広場など）	事業主体	向日市	支援事業名	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）	事業期間	平成27年度～平成29年度	事業位置		事業概要	<p>歴史的風致のある地域を開遊するにあたり、市民の方や来訪者の休憩場所、集合場所となるように、トイレなどの施設改修を行う。</p>  <p>ふれあい広場</p>	事業が歴史的風致維持および向上に寄与する理由	長岡宮跡などの歴史的風致の所在する区域において来訪者などを受け入れるための機能を備えた施設を整備することで、本市の歴史的資源を巡る回遊性の向上が図られ、歴史的風致の維持向上に寄与する。
事業番号	11																																		
事業の名称	歴史資源回遊性向上施設整備事業（市民ふれあい広場など）																																		
事業主体	向日市																																		
支援事業名	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）																																		
事業期間	平成27年度～平成30年度																																		
事業位置																																			
事業概要	<p>歴史的風致のある地域を開遊するにあたり、市民の方や来訪者の休憩場所、集合場所となるように、トイレなどの施設改修を行う。</p>  <p>ふれあい広場</p>																																		
事業が歴史的風致維持および向上に寄与する理由	長岡宮跡などの歴史的風致の所在する区域において来訪者などを受け入れるための機能を備えた施設を整備することで、本市の歴史的資源を巡る回遊性の向上が図られ、歴史的風致の維持向上に寄与する。																																		
事業番号	11																																		
事業の名称	歴史資源回遊性向上施設整備事業（市民ふれあい広場など）																																		
事業主体	向日市																																		
支援事業名	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）																																		
事業期間	平成27年度～平成29年度																																		
事業位置																																			
事業概要	<p>歴史的風致のある地域を開遊するにあたり、市民の方や来訪者の休憩場所、集合場所となるように、トイレなどの施設改修を行う。</p>  <p>ふれあい広場</p>																																		
事業が歴史的風致維持および向上に寄与する理由	長岡宮跡などの歴史的風致の所在する区域において来訪者などを受け入れるための機能を備えた施設を整備することで、本市の歴史的資源を巡る回遊性の向上が図られ、歴史的風致の維持向上に寄与する。																																		

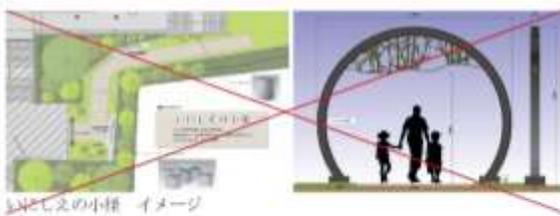
■新旧対照表

新		旧																																	
(P262)	<table border="1"> <tr><td>事業番号</td><td>12</td></tr> <tr><td>事業の名称</td><td>歴史文化交流拠点整備事業</td></tr> <tr><td>事業主体</td><td>向日市</td></tr> <tr><td>支援事業名</td><td>社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）</td></tr> <tr><td>事業期間</td><td>平成25年度～平成28年度</td></tr> <tr><td>事業位置</td><td></td></tr> <tr><td>事業概要</td><td> <p>長岡宮跡周辺地区は、発掘調査などにより柱跡など貴重な文化財が発見されており、市民が身近に歴史を感じ、集うことができる場所である。そのため、本市の歴史・文化について、地域交流活動の拠点としての機能を向上させるとともに、通年の地域交流活動に利用しやすいよう、空調設備の新設、文化財や市民活動による作品を展示するスペース、ギャラリーなどを整備する。</p>   <p>歴史文化交流センター整備写真 整備候補地</p> </td></tr> <tr><td>事業が歴史的風致維持および向上に寄与する理由</td><td>長岡宮跡周辺地区に対し、地域交流拠点としての機能を向上させ、季節を問わない新たな利用機会を創出することで、本市の歴史・文化に関する理解が深まり、歴史的風致を保全していく気運の醸成が図られ、歴史的風致の維持向上に寄与する。</td></tr> </table>	事業番号	12	事業の名称	歴史文化交流拠点整備事業	事業主体	向日市	支援事業名	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）	事業期間	平成25年度～平成28年度	事業位置		事業概要	<p>長岡宮跡周辺地区は、発掘調査などにより柱跡など貴重な文化財が発見されており、市民が身近に歴史を感じ、集うことができる場所である。そのため、本市の歴史・文化について、地域交流活動の拠点としての機能を向上させるとともに、通年の地域交流活動に利用しやすいよう、空調設備の新設、文化財や市民活動による作品を展示するスペース、ギャラリーなどを整備する。</p>   <p>歴史文化交流センター整備写真 整備候補地</p>	事業が歴史的風致維持および向上に寄与する理由	長岡宮跡周辺地区に対し、地域交流拠点としての機能を向上させ、季節を問わない新たな利用機会を創出することで、本市の歴史・文化に関する理解が深まり、歴史的風致を保全していく気運の醸成が図られ、歴史的風致の維持向上に寄与する。	(P262)	<table border="1"> <tr><td>事業番号</td><td>12</td></tr> <tr><td>事業の名称</td><td>歴史文化交流拠点整備事業</td></tr> <tr><td>事業主体</td><td>向日市</td></tr> <tr><td>支援事業名</td><td>社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）</td></tr> <tr><td>事業期間</td><td>平成25年度～平成28年度</td></tr> <tr><td>事業位置</td><td></td></tr> <tr><td>事業概要</td><td> <p>市民体育館、市民ふれあい広場、温水プールが設置されている地区は、発掘調査などにより柱跡など貴重な文化財が発見されており、市民が身近に歴史を感じ、集うことができる場所である。そのため、本市の歴史・文化について、地域交流活動の拠点としての機能を向上させるとともに、通年の地域交流活動に利用しやすいよう、空調設備の新設、文化財や市民活動による作品を展示するスペース、ギャラリーなどを整備する。</p>   <p>整備候補場所 整備イメージ</p> </td></tr> <tr><td>事業が歴史的風致維持および向上に寄与する理由</td><td>市民体育館などが設置されている地区に対し、地域交流拠点としての機能を向上させ、季節を問わない新たな利用機会を創出することで、本市の歴史・文化に関する理解が深まり、歴史的風致を保全していく気運の醸成が図られ、歴史的風致の維持向上に寄与する。</td></tr> </table>	事業番号	12	事業の名称	歴史文化交流拠点整備事業	事業主体	向日市	支援事業名	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）	事業期間	平成25年度～平成28年度	事業位置		事業概要	<p>市民体育館、市民ふれあい広場、温水プールが設置されている地区は、発掘調査などにより柱跡など貴重な文化財が発見されており、市民が身近に歴史を感じ、集うことができる場所である。そのため、本市の歴史・文化について、地域交流活動の拠点としての機能を向上させるとともに、通年の地域交流活動に利用しやすいよう、空調設備の新設、文化財や市民活動による作品を展示するスペース、ギャラリーなどを整備する。</p>   <p>整備候補場所 整備イメージ</p>	事業が歴史的風致維持および向上に寄与する理由	市民体育館などが設置されている地区に対し、地域交流拠点としての機能を向上させ、季節を問わない新たな利用機会を創出することで、本市の歴史・文化に関する理解が深まり、歴史的風致を保全していく気運の醸成が図られ、歴史的風致の維持向上に寄与する。
事業番号	12																																		
事業の名称	歴史文化交流拠点整備事業																																		
事業主体	向日市																																		
支援事業名	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）																																		
事業期間	平成25年度～平成28年度																																		
事業位置																																			
事業概要	<p>長岡宮跡周辺地区は、発掘調査などにより柱跡など貴重な文化財が発見されており、市民が身近に歴史を感じ、集うことができる場所である。そのため、本市の歴史・文化について、地域交流活動の拠点としての機能を向上させるとともに、通年の地域交流活動に利用しやすいよう、空調設備の新設、文化財や市民活動による作品を展示するスペース、ギャラリーなどを整備する。</p>   <p>歴史文化交流センター整備写真 整備候補地</p>																																		
事業が歴史的風致維持および向上に寄与する理由	長岡宮跡周辺地区に対し、地域交流拠点としての機能を向上させ、季節を問わない新たな利用機会を創出することで、本市の歴史・文化に関する理解が深まり、歴史的風致を保全していく気運の醸成が図られ、歴史的風致の維持向上に寄与する。																																		
事業番号	12																																		
事業の名称	歴史文化交流拠点整備事業																																		
事業主体	向日市																																		
支援事業名	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）																																		
事業期間	平成25年度～平成28年度																																		
事業位置																																			
事業概要	<p>市民体育館、市民ふれあい広場、温水プールが設置されている地区は、発掘調査などにより柱跡など貴重な文化財が発見されており、市民が身近に歴史を感じ、集うことができる場所である。そのため、本市の歴史・文化について、地域交流活動の拠点としての機能を向上させるとともに、通年の地域交流活動に利用しやすいよう、空調設備の新設、文化財や市民活動による作品を展示するスペース、ギャラリーなどを整備する。</p>   <p>整備候補場所 整備イメージ</p>																																		
事業が歴史的風致維持および向上に寄与する理由	市民体育館などが設置されている地区に対し、地域交流拠点としての機能を向上させ、季節を問わない新たな利用機会を創出することで、本市の歴史・文化に関する理解が深まり、歴史的風致を保全していく気運の醸成が図られ、歴史的風致の維持向上に寄与する。																																		
	262		262																																

■新旧対照表

新		旧																																	
(P263)	<table border="1"> <tr> <td>事業番号</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>事業の名称</td> <td>情報案内板設置事業</td> </tr> <tr> <td>事業主体</td> <td>向日市</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td>平成27年度～平成29年度：社会資本整備総合交付金（道路事業） 平成27年度～平成30年度：社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業） 平成31年度～平成36年度：市単独事業</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成23年度～平成36年度</td> </tr> <tr> <td>事業位置</td> <td>向日市全域</td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td> <p>車での来訪者、公共交通機関を利用しての来訪者を歴史的資源の場所へ導くための標識を主要な道路などに設置する。駅前や主要な公共施設などに、歴史・文化資源の位置を示した案内板を設置する。主要な史跡、歴史的建築物や行事などの内容を記した説明板を設置する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>情報案内板① 情報案内板②</p> </td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致維持および向上に寄与する理由</td> <td> <p>主要な道路、駅から歴史的資源へ導く標識を設置し、来訪者がスムーズにその場所に行けるようになる。</p> <p>また、その歴史・文化資源の内容を書いた説明板を設置することで、来訪者だけでなく、市民の理解を深めることにつながるとともに、歴史・文化資源に愛着を持っていただけるようになり、回遊性の向上と歴史的風致を保全していく機運の醸成が図られ、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p> </td> </tr> </table>	事業番号	13	事業の名称	情報案内板設置事業	事業主体	向日市	支援事業名	平成27年度～平成29年度：社会資本整備総合交付金（道路事業） 平成27年度～平成30年度：社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業） 平成31年度～平成36年度：市単独事業	事業期間	平成23年度～平成36年度	事業位置	向日市全域	事業概要	<p>車での来訪者、公共交通機関を利用しての来訪者を歴史的資源の場所へ導くための標識を主要な道路などに設置する。駅前や主要な公共施設などに、歴史・文化資源の位置を示した案内板を設置する。主要な史跡、歴史的建築物や行事などの内容を記した説明板を設置する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>情報案内板① 情報案内板②</p>	事業が歴史的風致維持および向上に寄与する理由	<p>主要な道路、駅から歴史的資源へ導く標識を設置し、来訪者がスムーズにその場所に行けるようになる。</p> <p>また、その歴史・文化資源の内容を書いた説明板を設置することで、来訪者だけでなく、市民の理解を深めることにつながるとともに、歴史・文化資源に愛着を持っていただけるようになり、回遊性の向上と歴史的風致を保全していく機運の醸成が図られ、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>	(P263)	<table border="1"> <tr> <td>事業番号</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>事業の名称</td> <td>情報案内板設置事業</td> </tr> <tr> <td>事業主体</td> <td>向日市</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td>平成27年度～平成29年度：社会資本整備総合交付金（道路事業） 平成27年度～平成29年度：社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業） 平成30年度～平成36年度：市単独事業</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成23年度～平成36年度</td> </tr> <tr> <td>事業位置</td> <td>向日市全域</td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td> <p>車での来訪者、公共交通機関を利用しての来訪者を歴史的資源の場所へ導くための標識を主要な道路などに設置する。駅前や主要な公共施設などに、歴史・文化資源の位置を示した案内板を設置する。主要な史跡、歴史的建築物や行事などの内容を記した説明板を設置する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>情報案内板① 情報案内板②</p> </td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致維持および向上に寄与する理由</td> <td> <p>主要な道路、駅から歴史的資源へ導く標識を設置し、来訪者がスムーズにその場所に行けるようになる。</p> <p>また、その歴史・文化資源の内容を書いた説明板を設置することで、来訪者だけでなく、市民の理解を深めることにつながるとともに、歴史・文化資源に愛着を持っていただけるようになり、回遊性の向上と歴史的風致を保全していく機運の醸成が図られ、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p> </td> </tr> </table>	事業番号	13	事業の名称	情報案内板設置事業	事業主体	向日市	支援事業名	平成27年度～平成29年度：社会資本整備総合交付金（道路事業） 平成27年度～平成29年度：社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業） 平成30年度～平成36年度：市単独事業	事業期間	平成23年度～平成36年度	事業位置	向日市全域	事業概要	<p>車での来訪者、公共交通機関を利用しての来訪者を歴史的資源の場所へ導くための標識を主要な道路などに設置する。駅前や主要な公共施設などに、歴史・文化資源の位置を示した案内板を設置する。主要な史跡、歴史的建築物や行事などの内容を記した説明板を設置する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>情報案内板① 情報案内板②</p>	事業が歴史的風致維持および向上に寄与する理由	<p>主要な道路、駅から歴史的資源へ導く標識を設置し、来訪者がスムーズにその場所に行けるようになる。</p> <p>また、その歴史・文化資源の内容を書いた説明板を設置することで、来訪者だけでなく、市民の理解を深めることにつながるとともに、歴史・文化資源に愛着を持っていただけるようになり、回遊性の向上と歴史的風致を保全していく機運の醸成が図られ、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>
事業番号	13																																		
事業の名称	情報案内板設置事業																																		
事業主体	向日市																																		
支援事業名	平成27年度～平成29年度：社会資本整備総合交付金（道路事業） 平成27年度～平成30年度：社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業） 平成31年度～平成36年度：市単独事業																																		
事業期間	平成23年度～平成36年度																																		
事業位置	向日市全域																																		
事業概要	<p>車での来訪者、公共交通機関を利用しての来訪者を歴史的資源の場所へ導くための標識を主要な道路などに設置する。駅前や主要な公共施設などに、歴史・文化資源の位置を示した案内板を設置する。主要な史跡、歴史的建築物や行事などの内容を記した説明板を設置する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>情報案内板① 情報案内板②</p>																																		
事業が歴史的風致維持および向上に寄与する理由	<p>主要な道路、駅から歴史的資源へ導く標識を設置し、来訪者がスムーズにその場所に行けるようになる。</p> <p>また、その歴史・文化資源の内容を書いた説明板を設置することで、来訪者だけでなく、市民の理解を深めることにつながるとともに、歴史・文化資源に愛着を持っていただけるようになり、回遊性の向上と歴史的風致を保全していく機運の醸成が図られ、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>																																		
事業番号	13																																		
事業の名称	情報案内板設置事業																																		
事業主体	向日市																																		
支援事業名	平成27年度～平成29年度：社会資本整備総合交付金（道路事業） 平成27年度～平成29年度：社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業） 平成30年度～平成36年度：市単独事業																																		
事業期間	平成23年度～平成36年度																																		
事業位置	向日市全域																																		
事業概要	<p>車での来訪者、公共交通機関を利用しての来訪者を歴史的資源の場所へ導くための標識を主要な道路などに設置する。駅前や主要な公共施設などに、歴史・文化資源の位置を示した案内板を設置する。主要な史跡、歴史的建築物や行事などの内容を記した説明板を設置する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>情報案内板① 情報案内板②</p>																																		
事業が歴史的風致維持および向上に寄与する理由	<p>主要な道路、駅から歴史的資源へ導く標識を設置し、来訪者がスムーズにその場所に行けるようになる。</p> <p>また、その歴史・文化資源の内容を書いた説明板を設置することで、来訪者だけでなく、市民の理解を深めることにつながるとともに、歴史・文化資源に愛着を持っていただけるようになり、回遊性の向上と歴史的風致を保全していく機運の醸成が図られ、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>																																		
263	263																																		

■新旧対照表

新		旧																					
(P264)	<table border="1"> <tr><td>事業番号</td><td>14</td></tr> <tr><td>事業の名称</td><td>向日市文化資料館整備事業</td></tr> <tr><td>事業主体</td><td>向日市</td></tr> <tr><td>支援事業名</td><td>社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）</td></tr> <tr><td>事業期間</td><td>平成26年度～平成30年度</td></tr> </table>	事業番号	14	事業の名称	向日市文化資料館整備事業	事業主体	向日市	支援事業名	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）	事業期間	平成26年度～平成30年度	(P264)	<table border="1"> <tr><td>事業番号</td><td>14</td></tr> <tr><td>事業の名称</td><td>向日市文化資料館整備事業</td></tr> <tr><td>事業主体</td><td>向日市</td></tr> <tr><td>支援事業名</td><td>社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）</td></tr> <tr><td>事業期間</td><td>平成26年度～平成29年度</td></tr> </table>	事業番号	14	事業の名称	向日市文化資料館整備事業	事業主体	向日市	支援事業名	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）	事業期間	平成26年度～平成29年度
事業番号	14																						
事業の名称	向日市文化資料館整備事業																						
事業主体	向日市																						
支援事業名	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）																						
事業期間	平成26年度～平成30年度																						
事業番号	14																						
事業の名称	向日市文化資料館整備事業																						
事業主体	向日市																						
支援事業名	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）																						
事業期間	平成26年度～平成29年度																						
事業位置	 <p style="text-align: center;">向日市文化資料館 現況写真</p>	事業位置	 <p style="text-align: center;">向日市文化資料館 現況写真</p>																				
事業概要	<p>開館30周年を迎えた文化資料館について、長岡京跡の出土考古資料の常設展示の場だけでなく、歴史まちづくりの拠点として、歴史資料の公開や情報提供、ボランティアサークルの活動支援など、果たすべき役割が大きくなってきていることから、歴史文化の中核拠点として整備する。また、玄関前には、歴史的風致を感じながら館内に来訪者を誘えるよう、本市の歴史文化をたどりながらアプローチできる環境として「いにしへの小径」を整備する。</p>  <p style="text-align: center;">いにしへの小径 イメージ</p>	事業概要	<p>開館30周年を迎えた文化資料館について、長岡京跡の出土考古資料の常設展示の場だけでなく、歴史まちづくりの拠点として、歴史資料の公開や情報提供、ボランティアサークルの活動支援など、果たすべき役割が大きくなってきていることから、歴史文化の中核拠点として整備する。また、玄関前には、歴史的風致を感じながら館内に来訪者を誘えるよう、本市の歴史文化をたどりながらアプローチできる環境として「いにしへの小径」を整備する。</p>  <p style="text-align: center;">いにしへの小径 イメージ</p>																				
事業が歴史的風致維持および向上に寄与する理由	<p>文化資料館を歴史まちづくりの中核拠点として整備することにより、考古資料の展示とあわせて、本市の歴史と文化に関するさまざまな情報を来訪者にわかりやすく総合的に伝えることができるようになる。また、歴史に親しむ市民の活動場所を充実させることで、歴史と文化を活かしたまちづくりの推進が図られ、歴史風致の維持向上に寄与する。</p>	事業が歴史的風致維持および向上に寄与する理由	<p>文化資料館を歴史まちづくりの中核拠点として整備することにより、考古資料の展示とあわせて、本市の歴史と文化に関するさまざまな情報を来訪者にわかりやすく総合的に伝えることができるようになる。また、歴史に親しむ市民の活動場所を充実させることで、歴史と文化を活かしたまちづくりの推進が図られ、歴史風致の維持向上に寄与する。</p>																				
264		264																					

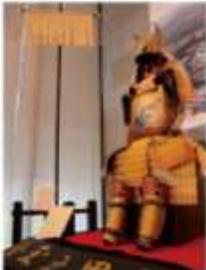
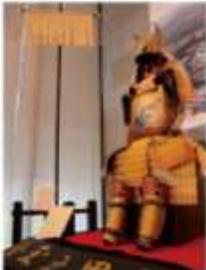
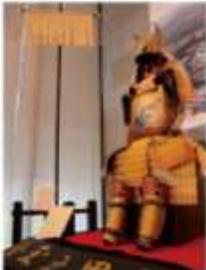
■新旧対照表

新		旧																																	
(P266)	<table border="1"> <tr><td>事業番号</td><td>16</td></tr> <tr><td>事業の名称</td><td>長岡京・平安京連携事業</td></tr> <tr><td>事業主体</td><td>向日市</td></tr> <tr><td>支援事業名</td><td>市単独事業</td></tr> <tr><td>事業期間</td><td>平成26年度～平成36年度</td></tr> <tr><td>事業位置</td><td>向日市全域</td></tr> <tr> <td>事業概要</td> <td> <p>長岡京の次に、隣接する京都市に平安京が建都されたことから、共通するこれらの歴史や歴史的風致をキーワードとして、京都市と協働で「竹の径・かくやの塔」や歴史通りのウォーキングなど効果的なイベント事業を検討し、実施する。</p>  <p>協働イベント「竹結びフェスタ」</p> </td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致維持および向上に寄与する理由</td> <td> <p>平城京と平安京の間の10年間に、長岡京があり、その中心地の長岡宮が本市にあったことの認知度が低いため、世界的に有名な京都市と、共通する歴史や歴史・文化資源をキーワードとして、協働で情報発信、イベントなどの事業を行うことで、長岡宮跡などに対する認知と理解が深まり、歴史的風致を保全する機運の醸成が図られ、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p> </td> </tr> </table>	事業番号	16	事業の名称	長岡京・平安京連携事業	事業主体	向日市	支援事業名	市単独事業	事業期間	平成26年度～平成36年度	事業位置	向日市全域	事業概要	<p>長岡京の次に、隣接する京都市に平安京が建都されたことから、共通するこれらの歴史や歴史的風致をキーワードとして、京都市と協働で「竹の径・かくやの塔」や歴史通りのウォーキングなど効果的なイベント事業を検討し、実施する。</p>  <p>協働イベント「竹結びフェスタ」</p>	事業が歴史的風致維持および向上に寄与する理由	<p>平城京と平安京の間の10年間に、長岡京があり、その中心地の長岡宮が本市にあったことの認知度が低いため、世界的に有名な京都市と、共通する歴史や歴史・文化資源をキーワードとして、協働で情報発信、イベントなどの事業を行うことで、長岡宮跡などに対する認知と理解が深まり、歴史的風致を保全する機運の醸成が図られ、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>	(P266)	<table border="1"> <tr><td>事業番号</td><td>16</td></tr> <tr><td>事業の名称</td><td>長岡京・平安京連携事業</td></tr> <tr><td>事業主体</td><td>向日市</td></tr> <tr><td>支援事業名</td><td>社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）</td></tr> <tr><td>事業期間</td><td>平成26年度～平成36年度</td></tr> <tr><td>事業位置</td><td>向日市全域</td></tr> <tr> <td>事業概要</td> <td> <p>長岡京の次に、隣接する京都市に平安京が建都されたことから、共通するこれらの歴史や歴史的風致をキーワードとして、京都市と協働で「竹の径・かくやの塔」や歴史通りのウォーキングなど効果的なイベント事業を検討し、実施する。</p>  <p>協働イベント「竹結びフェスタ」</p> </td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致維持および向上に寄与する理由</td> <td> <p>平城京と平安京の間の10年間に、長岡京があり、その中心地の長岡宮が本市にあったことの認知度が低いため、世界的に有名な京都市と、共通する歴史や歴史・文化資源をキーワードとして、協働で情報発信、イベントなどの事業を行うことで、長岡宮跡などに対する認知と理解が深まり、歴史的風致を保全する機運の醸成が図られ、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p> </td> </tr> </table>	事業番号	16	事業の名称	長岡京・平安京連携事業	事業主体	向日市	支援事業名	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）	事業期間	平成26年度～平成36年度	事業位置	向日市全域	事業概要	<p>長岡京の次に、隣接する京都市に平安京が建都されたことから、共通するこれらの歴史や歴史的風致をキーワードとして、京都市と協働で「竹の径・かくやの塔」や歴史通りのウォーキングなど効果的なイベント事業を検討し、実施する。</p>  <p>協働イベント「竹結びフェスタ」</p>	事業が歴史的風致維持および向上に寄与する理由	<p>平城京と平安京の間の10年間に、長岡京があり、その中心地の長岡宮が本市にあったことの認知度が低いため、世界的に有名な京都市と、共通する歴史や歴史・文化資源をキーワードとして、協働で情報発信、イベントなどの事業を行うことで、長岡宮跡などに対する認知と理解が深まり、歴史的風致を保全する機運の醸成が図られ、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>
事業番号	16																																		
事業の名称	長岡京・平安京連携事業																																		
事業主体	向日市																																		
支援事業名	市単独事業																																		
事業期間	平成26年度～平成36年度																																		
事業位置	向日市全域																																		
事業概要	<p>長岡京の次に、隣接する京都市に平安京が建都されたことから、共通するこれらの歴史や歴史的風致をキーワードとして、京都市と協働で「竹の径・かくやの塔」や歴史通りのウォーキングなど効果的なイベント事業を検討し、実施する。</p>  <p>協働イベント「竹結びフェスタ」</p>																																		
事業が歴史的風致維持および向上に寄与する理由	<p>平城京と平安京の間の10年間に、長岡京があり、その中心地の長岡宮が本市にあったことの認知度が低いため、世界的に有名な京都市と、共通する歴史や歴史・文化資源をキーワードとして、協働で情報発信、イベントなどの事業を行うことで、長岡宮跡などに対する認知と理解が深まり、歴史的風致を保全する機運の醸成が図られ、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>																																		
事業番号	16																																		
事業の名称	長岡京・平安京連携事業																																		
事業主体	向日市																																		
支援事業名	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）																																		
事業期間	平成26年度～平成36年度																																		
事業位置	向日市全域																																		
事業概要	<p>長岡京の次に、隣接する京都市に平安京が建都されたことから、共通するこれらの歴史や歴史的風致をキーワードとして、京都市と協働で「竹の径・かくやの塔」や歴史通りのウォーキングなど効果的なイベント事業を検討し、実施する。</p>  <p>協働イベント「竹結びフェスタ」</p>																																		
事業が歴史的風致維持および向上に寄与する理由	<p>平城京と平安京の間の10年間に、長岡京があり、その中心地の長岡宮が本市にあったことの認知度が低いため、世界的に有名な京都市と、共通する歴史や歴史・文化資源をキーワードとして、協働で情報発信、イベントなどの事業を行うことで、長岡宮跡などに対する認知と理解が深まり、歴史的風致を保全する機運の醸成が図られ、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>																																		
266		266																																	

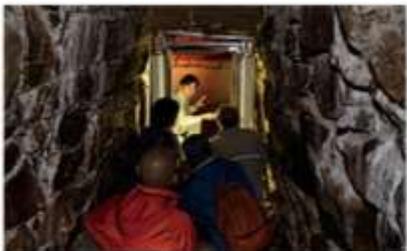
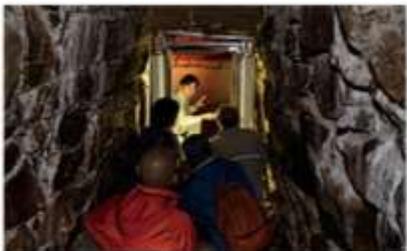
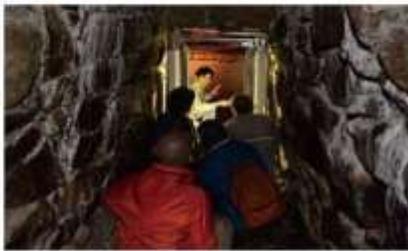
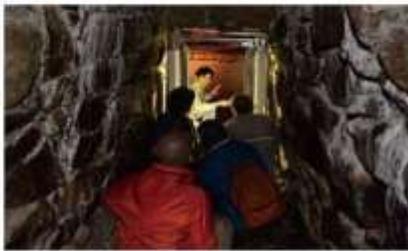
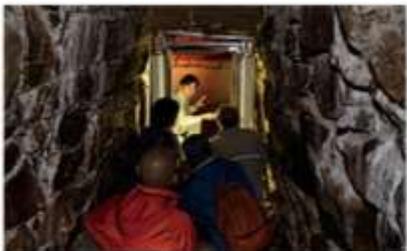
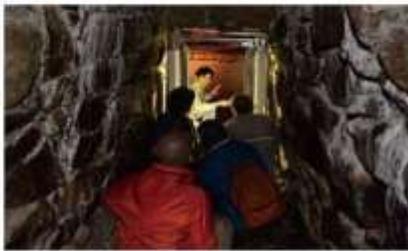
■新旧対照表

新		旧																																	
(P267)	<table border="1"> <tr> <td>事業番号</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>事業の名称</td> <td>長岡京広報・PR事業</td> </tr> <tr> <td>事業主体</td> <td>向日市</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td>平成27年度～平成29年度:社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業) 平成30年度～平成36年度:市単独事業</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成27年度～平成36年度</td> </tr> <tr> <td>事業位置</td> <td>向日市全域</td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td>長岡京跡が向日市にあったことを市内外に周知し、認知度を向上するため、長岡京跡の共通ロゴやPR看板の作製など、広報PR事業を実施する。</td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致維持および向上に寄与する理由</td> <td>長岡京跡が向日市にあったことが市内外に認知されることにより、本市の歴史・文化資源に対する理解が深まり、歴史的風致を保全する機運の醸成が図られ、歴史的風致の維持向上に寄与する。</td> </tr> </table>	事業番号	17	事業の名称	長岡京広報・PR事業	事業主体	向日市	支援事業名	平成27年度～平成29年度:社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業) 平成30年度～平成36年度:市単独事業	事業期間	平成27年度～平成36年度	事業位置	向日市全域	事業概要	長岡京跡が向日市にあったことを市内外に周知し、認知度を向上するため、長岡京跡の共通ロゴやPR看板の作製など、広報PR事業を実施する。	事業が歴史的風致維持および向上に寄与する理由	長岡京跡が向日市にあったことが市内外に認知されることにより、本市の歴史・文化資源に対する理解が深まり、歴史的風致を保全する機運の醸成が図られ、歴史的風致の維持向上に寄与する。	(P267)	<table border="1"> <tr> <td>事業番号</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>事業の名称</td> <td>長岡京広報・PR事業</td> </tr> <tr> <td>事業主体</td> <td>向日市</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td>社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成27年度～平成36年度</td> </tr> <tr> <td>事業位置</td> <td>向日市全域</td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td>長岡京跡が向日市にあったことを市内外に周知し、認知度を向上するため、長岡京跡の共通ロゴやPR看板の作製など、広報PR事業を実施する。</td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致維持および向上に寄与する理由</td> <td>長岡京跡が向日市にあったことが市内外に認知されることにより、本市の歴史・文化資源に対する理解が深まり、歴史的風致を保全する機運の醸成が図られ、歴史的風致の維持向上に寄与する。</td> </tr> </table>	事業番号	17	事業の名称	長岡京広報・PR事業	事業主体	向日市	支援事業名	社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)	事業期間	平成27年度～平成36年度	事業位置	向日市全域	事業概要	長岡京跡が向日市にあったことを市内外に周知し、認知度を向上するため、長岡京跡の共通ロゴやPR看板の作製など、広報PR事業を実施する。	事業が歴史的風致維持および向上に寄与する理由	長岡京跡が向日市にあったことが市内外に認知されることにより、本市の歴史・文化資源に対する理解が深まり、歴史的風致を保全する機運の醸成が図られ、歴史的風致の維持向上に寄与する。
事業番号	17																																		
事業の名称	長岡京広報・PR事業																																		
事業主体	向日市																																		
支援事業名	平成27年度～平成29年度:社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業) 平成30年度～平成36年度:市単独事業																																		
事業期間	平成27年度～平成36年度																																		
事業位置	向日市全域																																		
事業概要	長岡京跡が向日市にあったことを市内外に周知し、認知度を向上するため、長岡京跡の共通ロゴやPR看板の作製など、広報PR事業を実施する。																																		
事業が歴史的風致維持および向上に寄与する理由	長岡京跡が向日市にあったことが市内外に認知されることにより、本市の歴史・文化資源に対する理解が深まり、歴史的風致を保全する機運の醸成が図られ、歴史的風致の維持向上に寄与する。																																		
事業番号	17																																		
事業の名称	長岡京広報・PR事業																																		
事業主体	向日市																																		
支援事業名	社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)																																		
事業期間	平成27年度～平成36年度																																		
事業位置	向日市全域																																		
事業概要	長岡京跡が向日市にあったことを市内外に周知し、認知度を向上するため、長岡京跡の共通ロゴやPR看板の作製など、広報PR事業を実施する。																																		
事業が歴史的風致維持および向上に寄与する理由	長岡京跡が向日市にあったことが市内外に認知されることにより、本市の歴史・文化資源に対する理解が深まり、歴史的風致を保全する機運の醸成が図られ、歴史的風致の維持向上に寄与する。																																		
267		267																																	

■新旧対照表

新		旧																																	
(P268)	<table border="1"> <tr> <td>事業番号</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>事業の名称</td> <td>向日市文化資料館企画展実施事業</td> </tr> <tr> <td>事業主体</td> <td>向日市</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td>昭和59年度～平成28年度：市単独事業 平成27年度～平成29年度：社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業） 平成28年度～平成30年度：市単独事業</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>昭和59年度～平成30年度</td> </tr> <tr> <td>事業位置</td> <td>重点区域内</td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td> <p>歴史・文化のまちづくりの中核拠点となる文化資料館において、さまざまな時代における歴史・文化の企画展を開催する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>企画展①</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>企画展②</p> </div> </div> </td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致維持および向上に寄与する理由</td> <td>市内に幾重にも重なる歴史文化について、まちづくりの中核拠点となる文化資料館で企画展として学習機会を提供することで、市内外の来訪者に本市の歴史文化に対する理解が深まり、歴史的風致の維持向上に寄与する。</td> </tr> </table>	事業番号	18	事業の名称	向日市文化資料館企画展実施事業	事業主体	向日市	支援事業名	昭和59年度～平成28年度：市単独事業 平成27年度～平成29年度：社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業） 平成28年度～平成30年度：市単独事業	事業期間	昭和59年度～平成30年度	事業位置	重点区域内	事業概要	<p>歴史・文化のまちづくりの中核拠点となる文化資料館において、さまざまな時代における歴史・文化の企画展を開催する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>企画展①</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>企画展②</p> </div> </div>	事業が歴史的風致維持および向上に寄与する理由	市内に幾重にも重なる歴史文化について、まちづくりの中核拠点となる文化資料館で企画展として学習機会を提供することで、市内外の来訪者に本市の歴史文化に対する理解が深まり、歴史的風致の維持向上に寄与する。	(P268)	<table border="1"> <tr> <td>事業番号</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>事業の名称</td> <td>向日市文化資料館企画展実施事業</td> </tr> <tr> <td>事業主体</td> <td>向日市</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td>社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>昭和59年度～平成36年度</td> </tr> <tr> <td>事業位置</td> <td>重点区域内</td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td> <p>歴史・文化のまちづくりの中核拠点となる文化資料館において、さまざまな時代における歴史・文化の企画展を開催する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>企画展①</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>企画展②</p> </div> </div> </td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致維持および向上に寄与する理由</td> <td>市内に幾重にも重なる歴史文化について、まちづくりの中核拠点となる文化資料館で企画展として学習機会を提供することで、市内外の来訪者に本市の歴史文化に対する理解が深まり、歴史的風致の維持向上に寄与する。</td> </tr> </table>	事業番号	18	事業の名称	向日市文化資料館企画展実施事業	事業主体	向日市	支援事業名	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）	事業期間	昭和59年度～平成36年度	事業位置	重点区域内	事業概要	<p>歴史・文化のまちづくりの中核拠点となる文化資料館において、さまざまな時代における歴史・文化の企画展を開催する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>企画展①</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>企画展②</p> </div> </div>	事業が歴史的風致維持および向上に寄与する理由	市内に幾重にも重なる歴史文化について、まちづくりの中核拠点となる文化資料館で企画展として学習機会を提供することで、市内外の来訪者に本市の歴史文化に対する理解が深まり、歴史的風致の維持向上に寄与する。
事業番号	18																																		
事業の名称	向日市文化資料館企画展実施事業																																		
事業主体	向日市																																		
支援事業名	昭和59年度～平成28年度：市単独事業 平成27年度～平成29年度：社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業） 平成28年度～平成30年度：市単独事業																																		
事業期間	昭和59年度～平成30年度																																		
事業位置	重点区域内																																		
事業概要	<p>歴史・文化のまちづくりの中核拠点となる文化資料館において、さまざまな時代における歴史・文化の企画展を開催する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>企画展①</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>企画展②</p> </div> </div>																																		
事業が歴史的風致維持および向上に寄与する理由	市内に幾重にも重なる歴史文化について、まちづくりの中核拠点となる文化資料館で企画展として学習機会を提供することで、市内外の来訪者に本市の歴史文化に対する理解が深まり、歴史的風致の維持向上に寄与する。																																		
事業番号	18																																		
事業の名称	向日市文化資料館企画展実施事業																																		
事業主体	向日市																																		
支援事業名	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）																																		
事業期間	昭和59年度～平成36年度																																		
事業位置	重点区域内																																		
事業概要	<p>歴史・文化のまちづくりの中核拠点となる文化資料館において、さまざまな時代における歴史・文化の企画展を開催する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>企画展①</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>企画展②</p> </div> </div>																																		
事業が歴史的風致維持および向上に寄与する理由	市内に幾重にも重なる歴史文化について、まちづくりの中核拠点となる文化資料館で企画展として学習機会を提供することで、市内外の来訪者に本市の歴史文化に対する理解が深まり、歴史的風致の維持向上に寄与する。																																		
268	268																																		

■新旧対照表

新		旧																																	
(P269)	<table border="1"> <tr><td>事業番号</td><td>19</td></tr> <tr><td>事業の名称</td><td>発掘調査説明会事業</td></tr> <tr><td>事業主体</td><td>向日市</td></tr> <tr><td>支援事業名</td><td>山形県事業</td></tr> <tr><td>事業期間</td><td>昭和52年度～平成36年度</td></tr> <tr><td>事業位置</td><td>重点区域内</td></tr> <tr> <td>事業概要</td> <td> <p>埋蔵文化財の確実な保存・活用を図るため、埋蔵文化財発掘調査を実施するとともに、発掘した成果について説明会を開催することなどによって、必要な情報提供などの支援を行う。</p>  <p>物集女車塚古墳 石室一般公開</p> </td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致維持および向上に寄与する理由</td> <td>埋蔵文化財発掘調査の説明会を実施することにより、埋蔵文化財の確実な保存・活用を図っていくための市民の理解を醸成するとともに、貴重な史跡の後世への継承が図られ、歴史的風致の維持向上に寄与する。</td> </tr> </table>	事業番号	19	事業の名称	発掘調査説明会事業	事業主体	向日市	支援事業名	山形県事業	事業期間	昭和52年度～平成36年度	事業位置	重点区域内	事業概要	<p>埋蔵文化財の確実な保存・活用を図るため、埋蔵文化財発掘調査を実施するとともに、発掘した成果について説明会を開催することなどによって、必要な情報提供などの支援を行う。</p>  <p>物集女車塚古墳 石室一般公開</p>	事業が歴史的風致維持および向上に寄与する理由	埋蔵文化財発掘調査の説明会を実施することにより、埋蔵文化財の確実な保存・活用を図っていくための市民の理解を醸成するとともに、貴重な史跡の後世への継承が図られ、歴史的風致の維持向上に寄与する。	(P269)	<table border="1"> <tr><td>事業番号</td><td>19</td></tr> <tr><td>事業の名称</td><td>発掘調査説明会事業</td></tr> <tr><td>事業主体</td><td>向日市</td></tr> <tr><td>支援事業名</td><td>社会資本整備総合交付金〈都市再生整備計画事業〉</td></tr> <tr><td>事業期間</td><td>昭和52年度～平成36年度</td></tr> <tr><td>事業位置</td><td>重点区域内</td></tr> <tr> <td>事業概要</td> <td> <p>埋蔵文化財の確実な保存・活用を図るため、埋蔵文化財発掘調査を実施するとともに、発掘した成果について説明会を開催することなどによって、必要な情報提供などの支援を行う。</p>  <p>物集女車塚古墳 石室一般公開</p> </td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致維持および向上に寄与する理由</td> <td>埋蔵文化財発掘調査の説明会を実施することにより、埋蔵文化財の確実な保存・活用を図っていくための市民の理解を醸成するとともに、貴重な史跡の後世への継承が図られ、歴史的風致の維持向上に寄与する。</td> </tr> </table>	事業番号	19	事業の名称	発掘調査説明会事業	事業主体	向日市	支援事業名	社会資本整備総合交付金〈都市再生整備計画事業〉	事業期間	昭和52年度～平成36年度	事業位置	重点区域内	事業概要	<p>埋蔵文化財の確実な保存・活用を図るため、埋蔵文化財発掘調査を実施するとともに、発掘した成果について説明会を開催することなどによって、必要な情報提供などの支援を行う。</p>  <p>物集女車塚古墳 石室一般公開</p>	事業が歴史的風致維持および向上に寄与する理由	埋蔵文化財発掘調査の説明会を実施することにより、埋蔵文化財の確実な保存・活用を図っていくための市民の理解を醸成するとともに、貴重な史跡の後世への継承が図られ、歴史的風致の維持向上に寄与する。
事業番号	19																																		
事業の名称	発掘調査説明会事業																																		
事業主体	向日市																																		
支援事業名	山形県事業																																		
事業期間	昭和52年度～平成36年度																																		
事業位置	重点区域内																																		
事業概要	<p>埋蔵文化財の確実な保存・活用を図るため、埋蔵文化財発掘調査を実施するとともに、発掘した成果について説明会を開催することなどによって、必要な情報提供などの支援を行う。</p>  <p>物集女車塚古墳 石室一般公開</p>																																		
事業が歴史的風致維持および向上に寄与する理由	埋蔵文化財発掘調査の説明会を実施することにより、埋蔵文化財の確実な保存・活用を図っていくための市民の理解を醸成するとともに、貴重な史跡の後世への継承が図られ、歴史的風致の維持向上に寄与する。																																		
事業番号	19																																		
事業の名称	発掘調査説明会事業																																		
事業主体	向日市																																		
支援事業名	社会資本整備総合交付金〈都市再生整備計画事業〉																																		
事業期間	昭和52年度～平成36年度																																		
事業位置	重点区域内																																		
事業概要	<p>埋蔵文化財の確実な保存・活用を図るため、埋蔵文化財発掘調査を実施するとともに、発掘した成果について説明会を開催することなどによって、必要な情報提供などの支援を行う。</p>  <p>物集女車塚古墳 石室一般公開</p>																																		
事業が歴史的風致維持および向上に寄与する理由	埋蔵文化財発掘調査の説明会を実施することにより、埋蔵文化財の確実な保存・活用を図っていくための市民の理解を醸成するとともに、貴重な史跡の後世への継承が図られ、歴史的風致の維持向上に寄与する。																																		
	269		269																																

■新旧対照表

新		旧																																	
(P272)	<table border="1"> <tr> <td>事業番号</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>事業の名称</td> <td>長岡京を活かしたまちづくり等支援事業</td> </tr> <tr> <td>事業主体</td> <td>向日市・地域住民等</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td>社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成29年度～平成31年度</td> </tr> <tr> <td>事業位置</td> <td>向日市全域</td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td> <p>重点区域内で、長岡京などの歴史・文化資源を活かしたまちづくり活動に取り組んでいる団体や歴史・文化資源の維持・保全、活用に取り組んでおられる団体に対して、活動支援を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>保全活動イベント 「西向日の歴史と文化財めぐり」</p> <p>西園街道ひな人形めぐり</p> </td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致維持および向上に寄与する理由</td> <td> <p>歴史・文化資源の維持・保全、それらを活用したまちづくりに取り組んでいる団体を支援することにより、活動の活性化を図る。</p> <p>そのことにより、市内外への歴史・文化資源のPRになり、また、活動を通じて市民の歴史・文化資源への愛着も増すことで、伝統文化の継承や地域の活性化が図られ、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p> </td> </tr> </table>	事業番号	22	事業の名称	長岡京を活かしたまちづくり等支援事業	事業主体	向日市・地域住民等	支援事業名	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）	事業期間	平成29年度～平成31年度	事業位置	向日市全域	事業概要	<p>重点区域内で、長岡京などの歴史・文化資源を活かしたまちづくり活動に取り組んでいる団体や歴史・文化資源の維持・保全、活用に取り組んでおられる団体に対して、活動支援を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>保全活動イベント 「西向日の歴史と文化財めぐり」</p> <p>西園街道ひな人形めぐり</p>	事業が歴史的風致維持および向上に寄与する理由	<p>歴史・文化資源の維持・保全、それらを活用したまちづくりに取り組んでいる団体を支援することにより、活動の活性化を図る。</p> <p>そのことにより、市内外への歴史・文化資源のPRになり、また、活動を通じて市民の歴史・文化資源への愛着も増すことで、伝統文化の継承や地域の活性化が図られ、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>	(P272)	<table border="1"> <tr> <td>事業番号</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>事業の名称</td> <td>長岡京を活かしたまちづくり等支援事業</td> </tr> <tr> <td>事業主体</td> <td>向日市・地域住民等</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td>社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成28年度～平成29年度</td> </tr> <tr> <td>事業位置</td> <td>向日市全域</td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td> <p>重点区域内で、長岡京などの歴史・文化資源を活かしたまちづくり活動に取り組んでいる団体や歴史・文化資源の維持・保全、活用に取り組んでおられる団体に対して、活動支援を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>保全活動イベント 「西向日の歴史と文化財めぐり」</p> <p>西園街道ひな人形めぐり</p> </td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致維持および向上に寄与する理由</td> <td> <p>歴史・文化資源の維持・保全、それらを活用したまちづくりに取り組んでいる団体を支援することにより、活動の活性化を図る。</p> <p>そのことにより、市内外への歴史・文化資源のPRになり、また、活動を通じて市民の歴史・文化資源への愛着も増すことで、伝統文化の継承や地域の活性化が図られ、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p> </td> </tr> </table>	事業番号	22	事業の名称	長岡京を活かしたまちづくり等支援事業	事業主体	向日市・地域住民等	支援事業名	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）	事業期間	平成28年度～平成29年度	事業位置	向日市全域	事業概要	<p>重点区域内で、長岡京などの歴史・文化資源を活かしたまちづくり活動に取り組んでいる団体や歴史・文化資源の維持・保全、活用に取り組んでおられる団体に対して、活動支援を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>保全活動イベント 「西向日の歴史と文化財めぐり」</p> <p>西園街道ひな人形めぐり</p>	事業が歴史的風致維持および向上に寄与する理由	<p>歴史・文化資源の維持・保全、それらを活用したまちづくりに取り組んでいる団体を支援することにより、活動の活性化を図る。</p> <p>そのことにより、市内外への歴史・文化資源のPRになり、また、活動を通じて市民の歴史・文化資源への愛着も増すことで、伝統文化の継承や地域の活性化が図られ、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>
事業番号	22																																		
事業の名称	長岡京を活かしたまちづくり等支援事業																																		
事業主体	向日市・地域住民等																																		
支援事業名	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）																																		
事業期間	平成29年度～平成31年度																																		
事業位置	向日市全域																																		
事業概要	<p>重点区域内で、長岡京などの歴史・文化資源を活かしたまちづくり活動に取り組んでいる団体や歴史・文化資源の維持・保全、活用に取り組んでおられる団体に対して、活動支援を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>保全活動イベント 「西向日の歴史と文化財めぐり」</p> <p>西園街道ひな人形めぐり</p>																																		
事業が歴史的風致維持および向上に寄与する理由	<p>歴史・文化資源の維持・保全、それらを活用したまちづくりに取り組んでいる団体を支援することにより、活動の活性化を図る。</p> <p>そのことにより、市内外への歴史・文化資源のPRになり、また、活動を通じて市民の歴史・文化資源への愛着も増すことで、伝統文化の継承や地域の活性化が図られ、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>																																		
事業番号	22																																		
事業の名称	長岡京を活かしたまちづくり等支援事業																																		
事業主体	向日市・地域住民等																																		
支援事業名	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）																																		
事業期間	平成28年度～平成29年度																																		
事業位置	向日市全域																																		
事業概要	<p>重点区域内で、長岡京などの歴史・文化資源を活かしたまちづくり活動に取り組んでいる団体や歴史・文化資源の維持・保全、活用に取り組んでおられる団体に対して、活動支援を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>保全活動イベント 「西向日の歴史と文化財めぐり」</p> <p>西園街道ひな人形めぐり</p>																																		
事業が歴史的風致維持および向上に寄与する理由	<p>歴史・文化資源の維持・保全、それらを活用したまちづくりに取り組んでいる団体を支援することにより、活動の活性化を図る。</p> <p>そのことにより、市内外への歴史・文化資源のPRになり、また、活動を通じて市民の歴史・文化資源への愛着も増すことで、伝統文化の継承や地域の活性化が図られ、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>																																		
	272		272																																

■新旧対照表

新		旧																																	
(P273)	<table border="1"> <tr><td>事業番号</td><td>23</td></tr> <tr><td>事業の名称</td><td>地域歴史ボランティア養成事業</td></tr> <tr><td>事業主体</td><td>向日市・地域住民等</td></tr> <tr><td>支援事業名</td><td>社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）</td></tr> <tr><td>事業期間</td><td>平成29年度～平成31年度</td></tr> <tr><td>事業位置</td><td>向日市全域</td></tr> <tr> <td>事業概要</td> <td> <p>ボランティアとして、本市に多数存在する歴史・文化資源を説明案内する活動をしている団体に対し、さらなるボランティアの養成などを行うため、必要な支援を行う。</p>  <p style="text-align: center;">ウォーキングイベント</p> </td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致維持および向上に寄与する理由</td> <td> <p>歴史・文化資源を説明・案内するボランティアが充実すれば、より正確で統一的な情報発信につながり、本市を訪れる多くの人の歴史・文化資源への理解、認知が高まる機会を創出することができ、歴史・文化に対する保全の機運の醸成とともに、伝統文化の継承や後継者育成が図られ、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p> </td> </tr> </table>	事業番号	23	事業の名称	地域歴史ボランティア養成事業	事業主体	向日市・地域住民等	支援事業名	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）	事業期間	平成29年度～平成31年度	事業位置	向日市全域	事業概要	<p>ボランティアとして、本市に多数存在する歴史・文化資源を説明案内する活動をしている団体に対し、さらなるボランティアの養成などを行うため、必要な支援を行う。</p>  <p style="text-align: center;">ウォーキングイベント</p>	事業が歴史的風致維持および向上に寄与する理由	<p>歴史・文化資源を説明・案内するボランティアが充実すれば、より正確で統一的な情報発信につながり、本市を訪れる多くの人の歴史・文化資源への理解、認知が高まる機会を創出することができ、歴史・文化に対する保全の機運の醸成とともに、伝統文化の継承や後継者育成が図られ、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>	(P273)	<table border="1"> <tr><td>事業番号</td><td>23</td></tr> <tr><td>事業の名称</td><td>地域歴史ボランティア養成事業</td></tr> <tr><td>事業主体</td><td>向日市・地域住民等</td></tr> <tr><td>支援事業名</td><td>社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）</td></tr> <tr><td>事業期間</td><td>平成28年度～平成29年度</td></tr> <tr><td>事業位置</td><td>向日市全域</td></tr> <tr> <td>事業概要</td> <td> <p>ボランティアとして、本市に多数存在する歴史・文化資源を説明案内する活動をしている団体に対し、さらなるボランティアの養成などを行うため、必要な支援を行う。</p>  <p style="text-align: center;">ウォーキングイベント</p> </td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致維持および向上に寄与する理由</td> <td> <p>歴史・文化資源を説明・案内するボランティアが充実すれば、より正確で統一的な情報発信につながり、本市を訪れる多くの人の歴史・文化資源への理解、認知が高まる機会を創出することができ、歴史・文化に対する保全の機運の醸成とともに、伝統文化の継承や後継者育成が図られ、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p> </td> </tr> </table>	事業番号	23	事業の名称	地域歴史ボランティア養成事業	事業主体	向日市・地域住民等	支援事業名	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）	事業期間	平成28年度～平成29年度	事業位置	向日市全域	事業概要	<p>ボランティアとして、本市に多数存在する歴史・文化資源を説明案内する活動をしている団体に対し、さらなるボランティアの養成などを行うため、必要な支援を行う。</p>  <p style="text-align: center;">ウォーキングイベント</p>	事業が歴史的風致維持および向上に寄与する理由	<p>歴史・文化資源を説明・案内するボランティアが充実すれば、より正確で統一的な情報発信につながり、本市を訪れる多くの人の歴史・文化資源への理解、認知が高まる機会を創出することができ、歴史・文化に対する保全の機運の醸成とともに、伝統文化の継承や後継者育成が図られ、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>
事業番号	23																																		
事業の名称	地域歴史ボランティア養成事業																																		
事業主体	向日市・地域住民等																																		
支援事業名	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）																																		
事業期間	平成29年度～平成31年度																																		
事業位置	向日市全域																																		
事業概要	<p>ボランティアとして、本市に多数存在する歴史・文化資源を説明案内する活動をしている団体に対し、さらなるボランティアの養成などを行うため、必要な支援を行う。</p>  <p style="text-align: center;">ウォーキングイベント</p>																																		
事業が歴史的風致維持および向上に寄与する理由	<p>歴史・文化資源を説明・案内するボランティアが充実すれば、より正確で統一的な情報発信につながり、本市を訪れる多くの人の歴史・文化資源への理解、認知が高まる機会を創出することができ、歴史・文化に対する保全の機運の醸成とともに、伝統文化の継承や後継者育成が図られ、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>																																		
事業番号	23																																		
事業の名称	地域歴史ボランティア養成事業																																		
事業主体	向日市・地域住民等																																		
支援事業名	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）																																		
事業期間	平成28年度～平成29年度																																		
事業位置	向日市全域																																		
事業概要	<p>ボランティアとして、本市に多数存在する歴史・文化資源を説明案内する活動をしている団体に対し、さらなるボランティアの養成などを行うため、必要な支援を行う。</p>  <p style="text-align: center;">ウォーキングイベント</p>																																		
事業が歴史的風致維持および向上に寄与する理由	<p>歴史・文化資源を説明・案内するボランティアが充実すれば、より正確で統一的な情報発信につながり、本市を訪れる多くの人の歴史・文化資源への理解、認知が高まる機会を創出することができ、歴史・文化に対する保全の機運の醸成とともに、伝統文化の継承や後継者育成が図られ、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>																																		
273		273																																	

■新旧対照表

新		旧																																																	
(P276)	<p>づく修理の届出を行った場合。</p> <p>○向日市文化財保護条例第6条第1項に基づく向日市指定有形文化財（建造物）について、同条例第10条第1項に基づく現状変更などの許可申請および同条例第16条第1項の規定に基づく修理の届出を行った場合。</p> <p>第3節 歴史的風致形成建造物の候補</p> <p>歴史的風致形成建造物の指定が考えられる建造物をリストアップする。</p> <p>このほか、歴史的風致を形成していると認められるもので、その維持向上のために保存を図る必要がある建造物については、随時、指定していく。</p> <p>その他（主に民家）については、現在地元の方々にご協力いただきながら調査中であるが候補が相当数（50～100軒程度）あり、調査に一定の時間を要するため、今回の候補には個別について記述せず、一定の調査が終了した後追加するものとする。</p>	(P276)	<p>づく修理の届出を行った場合。</p> <p>○向日市文化財保護条例第6条第1項に基づく向日市指定有形文化財（建造物）について、同条例第15条第1項に基づく現状変更などの許可申請および同条例第16条第1項の規定に基づく修理の届出を行った場合。</p> <p>第3節 歴史的風致形成建造物の候補</p> <p>歴史的風致形成建造物の指定が考えられる建造物をリストアップする。</p> <p>このほか、歴史的風致を形成していると認められるもので、その維持向上のために保存を図る必要がある建造物については、随時、指定していく。</p> <p>その他（主に民家）については、現在地元の方々にご協力いただきながら調査中であるが候補が相当数（50～100軒程度）あり、調査に一定の時間を要するため、今回の候補には個別について記述せず、一定の調査が終了した後追加するものとする。</p>																																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>名称</th> <th>写真</th> <th>所在地</th> <th>所有者</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">1</td> <td>中小路家 中小路家住宅主屋 中小路家住宅内蔵 中小路家住宅外蔵 中小路家住宅障子及び内門 中小路家住宅数蔵 中小路家住宅長屋門 中小路家住宅木小屋及び塀</td> <td rowspan="8"></td> <td rowspan="8">上植野町</td> <td rowspan="8">個人</td> <td rowspan="8">国登録文化財</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2</td> <td>南真経寺 開山堂、本堂</td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2">南冠井町</td> <td rowspan="2">南真経寺</td> <td rowspan="2">府指定文化財</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3</td> <td>須田家住宅</td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2">寺戸町</td> <td rowspan="2">個人</td> <td rowspan="2">府指定文化財</td> </tr> </tbody> </table>	No.	名称	写真	所在地	所有者	備考	1	中小路家 中小路家住宅主屋 中小路家住宅内蔵 中小路家住宅外蔵 中小路家住宅障子及び内門 中小路家住宅数蔵 中小路家住宅長屋門 中小路家住宅木小屋及び塀		上植野町	個人	国登録文化財	2	南真経寺 開山堂、本堂		南冠井町	南真経寺	府指定文化財	3	須田家住宅		寺戸町	個人	府指定文化財		<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>名称</th> <th>写真</th> <th>所在地</th> <th>所有者</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">1</td> <td>中小路家 中小路家住宅主屋 中小路家住宅内蔵 中小路家住宅外蔵 中小路家住宅障子及び内門 中小路家住宅数蔵 中小路家住宅長屋門 中小路家住宅木小屋及び塀</td> <td rowspan="8"></td> <td rowspan="8">上植野</td> <td rowspan="8">個人</td> <td rowspan="8">登録文化財</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2</td> <td>南真経寺 開山堂、本堂</td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2">南冠井町</td> <td rowspan="2">南真経寺</td> <td rowspan="2">府指定文化財</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3</td> <td>須田家住宅</td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2">寺戸町</td> <td rowspan="2">個人</td> <td rowspan="2">府指定文化財</td> </tr> </tbody> </table>	No.	名称	写真	所在地	所有者	備考	1	中小路家 中小路家住宅主屋 中小路家住宅内蔵 中小路家住宅外蔵 中小路家住宅障子及び内門 中小路家住宅数蔵 中小路家住宅長屋門 中小路家住宅木小屋及び塀		上植野	個人	登録文化財	2	南真経寺 開山堂、本堂		南冠井町	南真経寺	府指定文化財	3	須田家住宅		寺戸町	個人	府指定文化財
No.	名称	写真	所在地	所有者	備考																																														
1	中小路家 中小路家住宅主屋 中小路家住宅内蔵 中小路家住宅外蔵 中小路家住宅障子及び内門 中小路家住宅数蔵 中小路家住宅長屋門 中小路家住宅木小屋及び塀		上植野町	個人	国登録文化財																																														
	2					南真経寺 開山堂、本堂			南冠井町					南真経寺	府指定文化財																																				
						3										須田家住宅		寺戸町	個人	府指定文化財																															
	No.						名称		写真					所在地	所有者	備考																																			
	1					中小路家 中小路家住宅主屋 中小路家住宅内蔵 中小路家住宅外蔵 中小路家住宅障子及び内門 中小路家住宅数蔵 中小路家住宅長屋門 中小路家住宅木小屋及び塀			上植野					個人	登録文化財																																				
						2										南真経寺 開山堂、本堂		南冠井町	南真経寺	府指定文化財																															
								3		須田家住宅		寺戸町	個人			府指定文化財																																			
										276								276																																	

■新旧対照表

新						旧							
(P277)	No.	名称	写真	所在地	所有者	備考	(P277)	No.	名称	写真	所在地	所有者	備考
	4	北真経寺 本堂		湯冠井町	北真経寺	府登録文化財	4	北真経寺 本堂		湯冠井町	北真経寺	府登録文化財	
	5	向日神社境内地内建造物 ①幣拝殿及び本殿覆屋 ②南門・北門及び南廂 ③祖霊社本殿 ④祖霊社渡廊 ⑤五社神社本殿 ⑥春日神社本殿 ⑦御霊神社本殿 ⑧天満宮社本殿 ⑨天満宮社渡廊 ⑩勝山稲荷神社本殿 ⑪勝山稲荷神社拝殿 ⑫客殿 ⑬手水舎 ⑭稲荷社 ⑮増井神社 ⑯刺道場	 	向日町	向日神社	府登録文化財 ⑬、⑭、⑮除く	5	向日神社境内地内建造物 ①本殿覆屋 ②幣殿 ③拝殿・向拝 ④祖霊社 ⑤祖霊社渡廊 ⑥五社神社 ⑦天満宮社 ⑧手水舎 ⑨稲荷社 ⑩勝山稲荷神社本殿 ⑪勝山稲荷神社拝殿 ⑫客殿 ⑬御霊神社 ⑭春日神社本殿 ⑮増井神社 ⑯刺道場	 	向日町	向日神社	一部登録文化財 財手続中	
	6	六人部家		向日町	個人		6	六人部家		向日町	個人		
	7	上植野御旅所		上植野町	向日神社		7	上植野御旅所		上植野町	向日神社		
	8	紋所		湯冠井町	向日神社		8	紋所		湯冠井町	向日神社		

■新旧対照表

新							旧						
(参考-1) 資料1 国・府・市指定文化財等一覧							(参考-1) 資料1 国・府・市指定文化財等一覧						
① 国指定文化財一覧表							① 国指定、登録文化財一覧表						
員数	種別・名称	時代	所在地	所有者 管理者	指定年月日	備考	員数	種別・名称	時代	所在地	所有者 管理者	指定年月日	備考
1	重要文化財 美術 工芸品	建造物	向日神社本殿 附、棟札5枚	室町	向日町	向日神社	明治35年07月31日						
1		美術 工芸品	紙本墨書日本書記 神代紀下巻 一冊	南北朝	向日町	向日神社	昭和61年12月20日	注1					
1			傳性法親王消息翻譜法華經 開結共 十巻	鎌倉	湯冠井町	南真経寺 北真経寺	明治42年04月05日	注2					
1			紙本著色十二頭給巻 三巻	室町	-	個人	昭和54年06月06日						
	史跡	長岡京跡	長岡京跡	湯冠井町 上植野町	向日市他	注3	昭和39年04月27日						
							昭和48年04月23日						
							昭和56年09月08日						
							平成04年05月06日						
							平成11年01月14日						
							平成14年03月19日						
							平成14年09月20日						
							平成18年07月28日						
							平成22年02月22日						
							平成26年03月18日						
					平成26年10月03日								
	乙類古墳群 〔寺戸大塚古墳〕 〔元福向古墳〕 〔五塚原古墳〕 〔南条古墳〕 〔物集女平塚古墳〕	古墳	古墳	寺戸町 向日町 寺戸町 物集女町 物集女町	向日市他		平成28年03月01日						
	史跡	長岡京跡	長岡京跡	湯冠井町 上植野町	向日市他	注3	昭和39年04月27日						
							昭和48年04月23日						
							昭和56年09月08日						
							平成04年05月06日						
							平成11年01月14日						
							平成14年03月19日						
					平成14年09月20日								
					平成18年07月28日								
					平成22年02月22日								
					平成26年03月18日								
					寺戸大塚古墳	古墳	寺戸町	個人他	平成27年03月10日				
1	登録文化財	建造物	中小路家住宅主屋	江戸									
1			中小路家住宅内蔵	明治	上植野町	個人	平成20年05月07日						
1			中小路家住宅外蔵										
1			中小路家住宅障子及び内門										
1			中小路家住宅鏡藏										
1			中小路家住宅長閑門										
1	中小路家住宅木小屋及び囃												

注1 棟札5枚追加指定。
注2 向日市文化資料館寄託。
注3 地域追加指定。

■新旧対照表

新							旧	
(参考-2) ② 国 登録文化財一覧表							()	
員数	種別・名称	時代	所在地	所有者 管理者	指定年月日	備考		
1	中小精家住宅土屋	江戸	上城野町	個人	平成29年05月07日			
1	中小精家住宅内蔵							
1	中小精家住宅外蔵							
1	中小精家住宅障子及び内門	明治						
1	中小精家住宅縁側							
1	中小精家住宅長編門							
1	中小精家住宅木小屋及び囀							
1	向日神社祭神殿及び本殿裏扉	江戸	向日町	個人	平成27年8月4日			
1	向日神社南門・北門及び囀	江戸						
1	向日神社末社稻雲社本殿	江戸						
1	向日神社末社稻雲社裏扉	江戸						
1	向日神社末社五柱神社本殿	江戸						
1	向日神社末社春日神社本殿	江戸 ～明治						
1	向日神社末社御蔵神社本殿	江戸 ～明治						
1	向日神社末社天満宮社本殿	江戸						
1	向日神社末社天満宮社囀	江戸						
1	向日神社末社熊山稲荷神社本殿	大正 ～昭和						
1	向日神社末社熊山稲荷神社拝堂	昭和						
1	向日神社本殿	昭和						
1	向日神社手水舎	江戸						
	登録文化財							
	建築物							

■新旧対照表

新							旧								
(参考-3) ㊦ 京都府 指定、登録、選定文化財一覧表							(参考-2) ㊦ 京都府 指定、登録、選定文化財一覧表								
員数	種別・名称	時代	所在地	所有者 管理者	指定年月日	備考	員数	種別・名称	時代	所在地	所有者 管理者	指定年月日	備考		
1	史跡 物集女車塚古墳	古墳	物集女町	向日市	昭和59年04月14日		1	史跡	物集女車塚古墳	古墳	物集女町	向日市	昭和59年04月14日		
1	懸形 民俗 鶴冠井廻日廻	室町	鶴冠井町	保存会	昭和60年06月15日		1	懸形 民俗	鶴冠井廻日廻	室町	鶴冠井町	保存会	昭和60年06月15日		
1	指定 建造物	南真経寺 彌山堂、本堂	江戸	鶴冠井町	南真経寺	昭和62年04月15日		1	指定 建造物	南真経寺 彌山堂、本堂	江戸	鶴冠井町	南真経寺	昭和62年04月15日	
1		新田家住宅	江戸	寺戸町	個人	昭和62年04月15日		1		新田家住宅	江戸	寺戸町	個人	昭和62年04月15日	
	考古 資料	人面付張形土器 顔面部片	弥生	森本町	京都府	平成18年03月17日	注1	1	考古 資料	人面付張形土器 顔面部片	弥生	森本町	京都府	平成18年03月17日	注1
1		物集女車塚古墳出土品	古墳	物集女町	向日市	平成30年03月23日		1	登録 建造物	北真経寺 本堂	江戸	鶴冠井町	北真経寺	昭和58年04月15日	
1	登録 建造物	北真経寺 本堂	江戸	鶴冠井町	北真経寺	昭和58年04月15日		1	選定 文化的 景観	向日市西ノ岡の 竹の径・竹林景観	-	物集女町 寺戸町	-	平成22年03月23日	
1	選定 文化的 景観	向日市西ノ岡の 竹の径・竹林景観	-	物集女町 寺戸町	-	平成22年03月23日									
注1 本市内の埋蔵文化財発掘調査出土品で、調査を実施した京都府の所有。従って、市内の指定文化財の員数に算入しない。							注1 本市内の埋蔵文化財発掘調査出土品で、調査を実施した京都府の所有。従って、市内の指定文化財の員数に算入しない。								
参考-3							参考-2								

■新旧対照表

新	旧
<p>(参考-6) 資料2 主な参考文献</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「向日市史 上巻」 向日市史編さん委員会 向日市 昭和58年(1983) ・「向日市史 下巻」 向日市史編さん委員会 向日市 昭和60年(1985) ・「向日市史 資料編」 向日市史編さん委員会 向日市 昭和63年(1988) ・「ふるさと向日市創生計画」 向日市 平成29年(2017) ・「第5次向日市総合計画 基本構想」 向日市 平成22年(2010) ・「第5次向日市総合計画 基本計画」 向日市 平成22年(2010) ・「第2次向日市都市計画マスタープラン」 向日市 平成23年(2011) ・「向日市文化創造プラン【改訂版】」 向日市 平成25年(2013) ・「向日市緑の基本計画」 向日市 平成19年(2007) ・「再興・長岡京」 向日市文化財調査事務所・財団法人向日市埋蔵文化財センター編 向日市 平成18年(2006)改定 ・「向日町成立 400年」 向日市教育委員会 平成4年(2002) ・「向日丘陵の前期古墳」 向日市文化資料館 平成16年(2004) ・「むこうしの文化遺産」 向日市文化資料館 平成21年(2009) ・「大発見向日市歴史探検マップ」 向日市教育委員会 平成24年(2012) ・「向日市水道史誌」 向日市水道部編 昭和60年(1985) ・「向日市農業技術誌」 向日市農業技術者会議編 昭和61年(1986) ・「向日市古文書調査報告書 第一～二・四～七集」 向日市文化資料館編 平成3年(1991)～平成10年(1998) ・「むらの記録—上植野区有文書からみた近代—(特別展示図録)」 向日市文化資料館編 平成7年(1995) ・「西国街道と向日町(特別展示図録)」 向日市文化資料館編 平成11年(1999) ・「乙訓郡誌」 乙訓郡誌編纂会 吉川民二 昭和15年(1940) ・「西向日町史」 西向日自治会編 昭和32年(1957) ・「西向日史」 西向日自治会編 昭和51年(1976) ・「(向日町駅)新築記念」 向日町駅編 昭和41年(1966) ・「向日市商工連合会三十四年誌 歩」 下村邦夫編 向日市商工連合会 平成元年(1989) ・「向日里人物志—幕末京都の文化サロン—(特別展示図録)」 向日市文化資料館編 平成5年(1993) ・「南山城の鉄道100年(展示図録18)」 京都府立山城郷土資料館編 平成10年(1998) ・「竹の文化(特別展示図録)」 向日市文化資料館編 昭和63年(1988) ・「広報ポスターに見る阪急電車—あの日・あのころ・そして今」 阪急電鉄株式会社編 昭和54年(1979) ・「75年のあゆみ(記述編)・写真編」 阪急電鉄株式会社編 昭和57年(1982) ・「櫻男行状」 世部新太郎 双成社 平成3年(1991)[平凡社 昭和33年(1958)出版 本の新訂増補版] ・「櫻守」 水上勉 新潮社 昭和44年(1969) ・「世部新太郎さくらのすべて(特別展示図録)」 財団法人白鹿記念酒造博物館付設世部さくらの資料室編 昭和57年(1982) <p>参考-6</p>	<p>(参考-5) 資料2 主な参考文献</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「向日市史 上巻」 向日市史編さん委員会 向日市 昭和58年(1983) ・「向日市史 下巻」 向日市史編さん委員会 向日市 昭和60年(1985) ・「向日市史 資料編」 向日市史編さん委員会 向日市 昭和63年(1988) ・「第5次向日市総合計画 基本構想」 向日市 平成22年(2010) ・「第5次向日市総合計画 基本計画」 向日市 平成22年(2010) ・「第2次向日市都市計画マスタープラン」 向日市 平成23年(2011) ・「向日市文化創造プラン【改訂版】」 向日市 平成25年(2013) ・「向日市緑の基本計画」 向日市 平成19年(2007) ・「再興・長岡京」 向日市文化財調査事務所・財団法人向日市埋蔵文化財センター編 向日市 平成18年(2006)改定 ・「向日町成立 400年」 向日市教育委員会 平成4年(2002) ・「向日丘陵の前期古墳」 向日市文化資料館 平成16年(2004) ・「むこうしの文化遺産」 向日市文化資料館 平成21年(2009) ・「大発見向日市歴史探検マップ」 向日市教育委員会 平成24年(2012) ・「向日市水道史誌」 向日市水道部編 昭和60年(1985) ・「向日市農業技術誌」 向日市農業技術者会議編 昭和61年(1986) ・「向日市古文書調査報告書 第一～二・四～七集」 向日市文化資料館編 平成3年(1991)～平成10年(1998) ・「むらの記録—上植野区有文書からみた近代—(特別展示図録)」 向日市文化資料館編 平成7年(1995) ・「西国街道と向日町(特別展示図録)」 向日市文化資料館編 平成11年(1999) ・「乙訓郡誌」 乙訓郡誌編纂会 吉川民二 昭和15年(1940) ・「西向日町史」 西向日自治会編 昭和32年(1957) ・「西向日史」 西向日自治会編 昭和51年(1976) ・「(向日町駅)新築記念」 向日町駅編 昭和41年(1966) ・「向日市商工連合会三十四年誌 歩」 下村邦夫編 向日市商工連合会 平成元年(1989) ・「向日里人物志—幕末京都の文化サロン—(特別展示図録)」 向日市文化資料館編 平成5年(1993) ・「南山城の鉄道100年(展示図録18)」 京都府立山城郷土資料館編 平成10年(1998) ・「竹の文化(特別展示図録)」 向日市文化資料館編 昭和63年(1988) ・「広報ポスターに見る阪急電車—あの日・あのころ・そして今」 阪急電鉄株式会社編 昭和54年(1979) ・「75年のあゆみ(記述編)・写真編」 阪急電鉄株式会社編 昭和57年(1982) ・「櫻男行状」 世部新太郎 双成社 平成3年(1991)[平凡社 昭和33年(1958)出版 本の新訂増補版] ・「櫻守」 水上勉 新潮社 昭和44年(1969) ・「世部新太郎さくらのすべて(特別展示図録)」 財団法人白鹿記念酒造博物館付設世部さくらの資料室編 昭和57年(1982) <p>参考-5</p>

■新旧対照表

新	旧
<p>(奥付)</p> <p>向日市歴史的風致維持向上計画</p> <p>平成 27 年 (2015) 2 月 認定 平成 27 年 (2015) 3 月 変更 平成 30 年 (2018) 8 月 変更</p> <p>発行／向日市 〒 617-8665 向日市寺戸町中野 20 番地 TEL (075) 931-1111 (代表) FAX (075) 922-6587</p>	<p>(奥付)</p> <p>向日市歴史的風致維持向上計画</p> <p>平成 27 年 (2015) 1 月申請 平成 27 年 (2015) 3 月変更</p> <p>発行／向日市 〒 617-8665 向日市寺戸町中野 20 番地 TEL (075) 931-1111 (代表) FAX (075) 922-6587</p>